

ある夫故養蜂は頗る多く江原道、咸鏡南北道、全羅南北道最も盛んにして往々一戸にして三十桶を製造する者あり方法は概して高さ二三尺至七八寸位の松丸木を抉抜き下部に出入口を設け上部を密閉して養器となし多くは之を岩窟の間に装置し邸宅内に装置すること稀れなり其岩窟に於てするもの品質佳良に江原道に於ける上等品の如きは白色にして甘味純良價格は産地相場石油罐一個（量目約二十五封）六圓乃至七圓前後なり朝鮮人の副業としては好適せるものと云ふ可きである

【漆】朝鮮に漆樹の栽培が適當せることも亦た往々人の唱ふる所て漆樹の古木若くは天然樹は諸處に散見するも鮮人は漆の採取法を知らざるより一々其木を伐採し漸次其數を減少するに至る往古高麗朝時代には之れか栽培を經營せしことありて當時漆器は朝鮮の一産物として自然漆の栽培を奨励せしものなりしも漆器の廢頽と共に漆の栽培も其後放置され今日に至れりと傳ふ半島には到處能く成育し特に西部は適當するもの、如く品質も佳良にして色澤に富めり今日朝鮮に於て多少漆器の産地として知られたる慶尙南道統營にて先年之か改良の爲め内地技術家を聘したるに其技術家は漆器の改良に先ち漆の栽培の最も有望なるを唱道せしと云ふ漆は塗物原料中最も完全なるもの東洋の特産として歐洲に在りては科學上之に比適すへき塗料の發明に苦心せるも未だ其希

望を達せず兵器の進歩に伴ひ軍艦々底の如き若し漆にて塗り得へき程の多量の産出あらんには實に比類なき良品として認めらるゝ程であつて従て歐洲の需要は宏大なるものである此貴重品が朝鮮には最も適當し實生よりするも十二年にして優に採汁し得へしと聞けば之を栽培して海外輸出を企つると共に多年廢滅に近き半島に漆器の製造を開始するは將來有望の事業にあらざるなきか企業家の宜しく注目すへき點と思はる

十 土地賣買

朝鮮の土地賣買は文記（又は文券とも云ふ）なるものを以て賣買さるゝ慣習にて文記を所持する者は其土地の所有主と見做される文記には土地の字番號、斗落數、結數及四標（四方の境界なり）を記入し其所有地と認むべき事項を記載し立會人なる者が之れに連署するを常とす但此文記は官署にて公認したるものにあらず各自勝手に作成して所持するものなれば往々偽造變造を爲し又他人の土地を冒認して賣買することあり唯傳來の古文記は先づ正當の物とされて居るに止まる斯る有様で土地賣買が甚だ不確實なる所より去三十九年舊韓國政府に於て土地證明規則を制定し賣買又は典當（質入）の土地は先づ其所在地の洞（里）長と統首の認證を採り然る後郡守の證明を受け

其所有權の移轉を公認することとなつた是に依り從來賣買上に於ける危険を除くことを得るも兎
 角朝鮮の土地制度は錯亂せる今日にて郡守の證明と雖ども錯誤なきを保證し難き(尤も正當の形式
 を踏み證明を與
 へたるものは證明者其
 實に任せるべからず)を以て内地人等は賣買の場合に在つては特に注意を必要とする朝鮮人同士の賣
 買は今日と雖とも土地證明の手續を経ず依然文記のみに依り賣買しつゝある

土地の賣買は田(朝鮮にては
 查と云ふ)は斗落數を以て畑(畑は之を
 田と云ふ)は日耕を以て賣買するを例とす但慶尙道
 地方は田畑とも斗落數に依る此斗落とは何斗蒔の土地の廣さと云ふ意味にて日耕とは牛耕にて耕
 やし得る地域を意味せるものとす去れども土地には肥瘠の干係あり且つ當初量地の方法も區々に
 涉れるか故に同一の斗落數、耕數にも廣狹の差多く即ち一斗落の坪數少きは八九十坪より多きは
 二百坪以上に及び一日耕も八九百坪より二千四五百坪に達する有様で而して平安道咸鏡道は地積
 概して廣く慶尙道、全羅道、忠清道(所謂三南
 の地方)は概して狭し従つて賣買價格も亦各地高低多く之を内
 地の反別に換算し其相場を知らんとするは推定に過ぎざるも略ぼ左の通りである(三南地方特に全羅
 道全州忠清南道江
 原地方は内地移民者増加の爲め地
 價上騰し他も漸次上騰の傾あり)

一反歩當土地賣買價格表

(上) 六十圓——九十圓 (上) 三十圓——七十圓

道	田	畑
慶尙道	中	中
	下	下
	上	上
	中	中
	下	下
	上	上
全羅道	中	中
	下	下
	上	上
	中	中
	下	下
	上	上
忠清道	中	中
	下	下
	上	上
	中	中
	下	下
	上	上
京畿道	中	中
	下	下
	上	上
	中	中
	下	下
	上	上
黄海道	中	中
	下	下
	上	上
	中	中
	下	下
	上	上
平安道	中	中
	下	下
	上	上
	中	中
	下	下
	上	上

威鏡道		田		畑	
上	四十圓	上	八十圓	上	二十五圓
中	三十圓	中	六十圓	中	三十五圓
下	十五圓	下	二十五圓	下	十圓
江原道		田		畑	
上	三十圓	上	六十圓	上	二十圓
中	二十圓	中	三十五圓	中	十圓
下	五圓	下	十五圓	下	三圓

十一 小作習慣

小作法は地方に依りて多少の差違なきにあらざれとも通して左の二方法に區別される即ち打作法と賭地法とある賭地法と云ふは年々一定の收穫高を豫定して小作米(即朝鮮人の所得賭租)を定むる契約にて一度定めたる後は年の豊凶に依り増減せざるを例として居る賭地法中にも又二つの區分がある一は初年に定めたる小作料を後年迄据置くもの即ち永小作法とも云ふへく一は毎年耕作の初めに其小作米の高を豫定するものなり此賭地法に依る小作料は豫定收穫高を三分し其一分を地主に納入し其二分は小作人の作得とし地稅其他土地の諸掛りは小作人の負擔となす打作法は豫め收穫を一定すること無く毎年の收穫高を双方立會ひ調査し地主と小作人と折半するもの

にして即實收高の折半である之にも多少地方に依り區分あり實收高を出來柄に由り豫定して折半するものと現場にて量定して折半するものとある此打作法は地稅其他の諸掛りは地主の負擔とし其他副産物に至る迄總て折半となす(葉を分つに糠を代用するとあり)而して右賭地法たると打作法たるとを論ぜず小作料は現物納めて田は糠、畑は麥、豆、粟等實際作付せし穀類を小作料とす唯小作人の都合にて往々金納として居る全土の内北部地方は打作契約多く南部地方は賭地法が多數て要するに内地の如き永小作又は數年に亘り契約するもの稀れにして概して一ヶ年限りとす唯適實の小作人と見れば年々契約を繼續し行くに過ぎず

土地に改良を施す場合に少額の入費は小作人先づ立替へ收穫の時之を差引く改良費の大なるものは勿論始めより地主の負擔である契約は其形式等は至つて簡單にして賭穀の割合土地斗落數等を記載する位に止まる監督としては附近地は地主自から之を爲す筈なれとも遠方の地主中には京城の兩班頗る多く地方の兩班も少からざる有様(土地兼併の影響なり)此等の兩班は悉く地方毎に舍音を置き所有地一切の事を處理せしめ自身は所有地の位置すらも知らざる者が多數である即舍音は土地一切の世話人て土地の重なる變更等は地主に協議を爲すも小作の契約並に變更等は總て舍音の手にて取計ふを例とし舍音は表面上報酬なきも(地主の所有地の幾分を無償にて小作する習なり)實際の收益は少からざる

額に達し彼等は地主と小作人との中間に立つて小作料の幾分を着服することを黙認され且つ小作人を毎年頻繁に變更し其度毎に多少の賄賂を貪る兩班の舍音又は國有地の舍音なる者は就中此弊害が多かつたので今日と雖とも尙ほ之を矯正し盡すことを得ず小作人の毎年變更多きは此故て斯る慣習なれば小作人は土地に對し愛土の感念薄く地主や舍音に對しても決して親密の感情若くは深き因縁を存せない

十二 農民の生活状態

朝鮮にては都會地有數の商民を除きては所謂商人と云へる者も其實半農半商で兩班も資産家と云はるゝ者は事實一の大地主に過ぎざる有様で即農民は全國總戸數の八割強を占めて居るが此農民中豪農は勿論相當の土地を有し幾分か生計に餘裕ある者は少數で(此等の農民は蓋し二三割内外ならん)其多數は僅かに生計を營みつゝある小作農民である朝鮮人は苟も自から勞働せずして生活し得る者は決して自から手を下さず之を雇人又は小作者に委し自身は悠々眠食に耽る去れば小作農民は彼地に於て畢竟勞働せざれば生活の途なき大體貧者の集團とも云ふべきであつて此集團が全土の多數を占むるに至つては實に寒心に堪へない彼等の生計は至極簡單にて家屋は矮小見るに堪へざる豚小屋同然

て家財器具として數ふべきもの無く先づ白金巾の晴着一着の外、着の身着の儘で僅かに温突にて寒を凌ぎ所有地としては七八畝歩か多くも二三反歩に過ぎず其生活の主たる資料は小作に依る米穀に止まり而かも之にて一年を支ふる能はず多數は地主又は餘裕ある農民に就き幾分づゝの飯米を借入れ糊口を凌ぐ其飯米は翌年春季に借入れ秋收の時返還するを例とし此短期間に五割位の利米を付す或は秋收の全部を抵當に年の首めに生活費を借入るゝものありて此場合にも六割程の利子を拂ふ斯る高利の金錢、飯米を歳々繰返し借入るゝに至つては更らに憐まざるを得ない

彼等の間には物々交換の風尙ほ盛に行はれ米穀を以て鹽に換へ薪を以て油に換へると云ふ風で從て貨幣を要することは割合に少ないのである自家の米穀を以て味噌、酒、醬油を製し飴も豆腐も製造し其の現金を要するものは衣類、雜貨若くは臨時の出費に過ぎぬ又囊中一錢の時無き時すらありと云ふ從て納税も困難て其收穫時季に於て徵收せされは容易に納入の機會無く勢次きの收穫迄待つ外無く特に副業に乏しく養蠶、棉作、養蜂、漁業等も寥々として其結果凶作に際せば相率ゐて餓民となる而して彼等は久しき間地主の壓迫を受け來りて卑屈従順に甘んじ煽動者あるか又は非常の窮厄に陥らざる限り反抗心無く生活だに安全なれば満足て其外何の慾望も向上心も無い而かも時々高利の金錢物品を借入るゝ結果は満足に義務を果たす能はず僅かの土地は地主、富者

に漸次兼併せられ自作地は漸次減少し小作地は次第に増加する傾向にて未だ統計の據るべきものなきも全土を通し小作地七分自作地三分前後なるか如し故に半島は上、下の階級者多く中位の階級を占むる者少なし地主側の言を聞くに小作人は多くは遊惰にして事理を解せず恩恵を施すに效能を認めず寧ろ自然の成行に任す外なしと云ふも彼等をして斯く墮落せしめたるは畢竟地主の兼併と暴政の結果現狀を馴致したのである疑きに舊韓國政府は地方金融組合を設け此等小農に低利資金の融通を講し又近くは恩賜金を割きて幾分の救恤費を與ふる方針なるも之れのみを以ては未だ十分の効果を擧げ難かるべし此上副業の奨励は言を待たざる所なるも之と同時に今少しく之か災厄に備ふるの準備を必要とせん彼等小農は合邦後の施設に由り漸次其地位を向上するに至るを疑はされとも亦一面より内地人の移住者増加と經濟狀態の變動即自足經濟より一般經濟に推移する過渡時代に於て各種事業の勃興に伴ひ物價の騰貴を惹起し而かも彼等が之に適應すべき生産力の増加若くは収入を得るの途を得ざるに於ては勢ひ困厄の地位に陥ることあるへし是今より十分の用意を以て施設經營を進むべきものと信ずる次第である

農民生活狀態調査

(一) 上農

家族八人	勞働者二人	非勞働者六人
雇人二人		
所有地	宅地(反別不明)	内一町二
	畑田(二町八反歩)	反歩小作
	山林(若干反別不明)	
一ヶ年 收入	自作、小作米穀收入	四百三十一圓五十五錢
	棉、蔬菜、烟草、柴草等副産物收入	百四圓九十三錢
	牛其他家畜收入	三十四圓五錢
計		五百六十六圓五十三錢
一ヶ年 支出	國稅(地稅、戶稅、酒、烟草稅)	二十九圓
	附加稅、面費	二圓八十六錢
	耕作費(種子代勞働費)	八十五圓九十四錢
	家族雇人食費(一人一ヶ年米麥合せて十)	二百三十三圓六十五錢
	家族雇人食費(一人一ヶ年米麥合せて十)	二百三十三圓六十五錢
	家族雇人食費(一人一ヶ年米麥合せて十)	二百三十三圓六十五錢

畜
牛 三頭
豚 三頭
雞 五頭
犬 三頭
(食用の爲め)

五十八圓十六錢
 酒、醬油、味噌、薪炭費
 十一圓五十錢
 修繕費(家屋、農具、家具)
 三十二圓
 被服費(家族一人一ヶ年四圓)
 十四圓五十錢
 家畜飼料
 四十五圓十六錢
 交際費(墓參、年節祭、贈答等冠
 婚葬祭の臨時費を除く)

計 五百十三圓二十七錢
 差引 五十三圓二十六錢
 剩餘金

但此剩餘金は貯蓄の目的となること少く多く消費に終る

(二) 下 農

家族四人(労働者二人)
 非労働者二人
 雇人なし
 所有地(田) 八反歩
 宅地(少許) 反歩
 反別不明
 小作地(田) 二四反歩
 畑 二反歩
 家畜(犬、鶏) 一五頭羽
 一ヶ年 收 入
 自作小作米穀收入
 五十七圓二十錢

八圓六十六錢五厘
 棉、蔬菜、蕨等副産物收入

六圓五錢
 家畜收入

十一圓二十八錢一厘
 労働賃(兼仕事)
 日雇人夫

但收支償はされば此金額より労働にて補ふ若し労働収入なければ金銭物件を借入る、
 外なし

計 八十三圓十九錢六厘

一ヶ年 支 出

九十四錢
 國稅(地稅、戶稅)

五十三錢三厘
 附加稅、面費

十七圓六十錢四厘
 耕作費(種子代牛耕借入賃)

四十一圓二十一錢
 食費(一人一ヶ年米、麥、豆合せ)
 (十圓三十錢の四人分)

七圓七錢
 酒、醬油、味噌、烟草、薪炭費

二圓十錢
 修繕費(家屋、家具、農具)

八圓
 被服費(一人一ヶ年二圓)

五圓七十四錢
 交際費(墓參、年節費、冠婚
 葬祭の臨時費を除く)

計 八十三圓十九錢六厘

差引 剩餘なし

備考 本調査は慶尙南道晋州附近農民に就き同地金融組合の調査に係る各地方事情異なるものもあるも其大體を失せざるへし

右上農は朝鮮人の所謂饒民と云へる村落中に於ける寧ろ少數の農民にして其多數は即ち下農なり亦以て朝鮮農民状態の一斑を窺ふべきである

第五章 水産

一 漁業

〔水族の豊富〕 朝鮮の沿海線は約六千海里に達し潮流は寒暖の二流に別れ東北海岸豆滿江より巨濟島附近迄は「オコック」海より來る寒潮の流入せる爲め春季冬季に鱈、明太魚、鯨等寒潮棲息の魚類多く西南海岸の一部は臺灣方面より流入せる暖潮（黒潮）の爲め暖流棲息の各種魚族及海藻類の産額多く尙ほ西海岸には勃海灣より來る一種の寒流が鴨綠江沖より黃海道附近に注ける爲め冬期に於て寒流棲息の魚族を捕獲することを得るのみならず春夏秋の三期は西海岸も南海岸と同一の漁業を經營し得て漁業上一の異彩と云ふべきである特に西南海中には大小の島嶼甚布散在して魚族の蕃殖游泳を助け漁業經營者に一層の天恵を與へて居るので之を内地の九州四國東海道の如き單に暖潮の流域に沿ひ又北海道樺太の如き寒潮の流域のみに濱せる地方の漁業經營に比し其長短あるは自から明かである今朝鮮に於ける内地人及朝鮮人の漁獲高を見るに

種別	漁船數	漁業者數	收穫高	漁船一隻平均收穫高	漁業者一人平均收穫高
内地	三七五三	一五七四五	三〇七六、八〇〇	八一九、八二二	一九五三、六四四

第五章 水産 一 漁業

漁業種別	人船員數	漁場	主たる漁獲物	資本金概算	收穫高概算	販賣先
手繰網	七〇〇人	咸鏡南北	めんたい、かれい、雑魚	三三〇〇〇	四〇〇〇〇	朝鮮
底刺網	四、〇〇〇	全道南北	めんたい、にしん、ぐち	一三三〇〇〇	一八〇〇〇〇	同
地曳網	一、八四五	全道沿海	めんたい、にしん、ぐち	一三三〇〇〇	一八〇〇〇〇	同
鰹網	八、四三〇	同	いわし、ぶり、にしん、たら、めんたい、たら、にしん、たら、ぐち、ひら	一七三〇〇〇	二五五〇〇〇	内地及朝鮮
鰹網	三、四三〇	咸鏡南北	にしん、たら、めんたい、たら、にしん、たら、ぐち、ひら	四五〇〇〇	三三〇〇〇〇	朝鮮
鰹網	六、五九〇	全道沿海	にしん、たら、ぐち、ひら	六〇九〇〇〇	六八二、五〇〇	同
鰹網類	七、〇〇〇	四海岸方面	ぐち、えび、たら	三〇〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	同
又手網	二、一〇〇	南及西方面	ぐち、えび、しら	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	同
釣延網	八、四三〇	全道沿海	めんたい、たら、にしん、たら、にしん、たら、其他	二八六、〇〇〇	二六二、三〇〇	同
採捕	一、四一五	同上	貝類、藻類	一五〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	内地及朝鮮
其他	二、八三七	同上	各種	二六七、〇〇〇	五〇八、五〇〇	内地及清國
計	六八、五四三			二八五九、〇〇〇	三、一三六、〇〇〇	

備考 漁業 種別記載の名稱は朝鮮人の名稱を便宜内地人の名稱に變更せしものとす

【内地人の漁業經營】 豆満江より迎日灣迄の東海岸方面の内地人漁業は出稼的漁業としては不振を免かれざれとも潜水漁業に至つては歴史的の發達を爲し鱈、鰻、鱈其他地曳網漁業及鰹、鰹、鱈、鱈其他各種の遠海漁業は甚だ盛んで此方面に於ける内地人の漁獲高は一ヶ年約百萬圓に達するのであろう迎日灣より木浦近海迄の南海岸方面は内地人漁業の發展朝鮮に冠たるもので鰹地曳網、船曳網、巾著網、鯛延網、鮭流網、鰹鱈の定置漁業、鰹手繰網、鰹漕網、鮑、海鼠の潜水業、鰹延網、鰹網、石魚線網、鯛鱈網、赤魚刺網其他十餘種に達し捕獲高一ヶ年百二十萬圓に上ぼらん木浦より鴨綠江口に至る西海岸方面は淺海にして年中常棲の水族乏しきも春季には石魚、鮭、鰹鱈其他魚族の産卵場として豊富の漁場存在せるより其季節には釜山以西に於ける出稼的の内地及朝鮮漁船二千餘隻に及ぶ尙ほ漁獲物の販路容易なれば鰹鱈網、流網、延網、一本釣手繰網等小規模の漁獲最も發達し内地人の漁獲は七八十萬圓に達すべき概算である

内地人漁業經營表

漁業種別	人船員數	漁場	漁獲物	固定資本概算	營業費概算	收穫高概算	販賣先
鰹網	四六四	慶尙南北道	いわし各種	二〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	内地人
計	二、八三七						

第五京 水産 一 漁業

計	手 繰 網	打 瀬 網	眼 網	鮫 網	流 網	鱈 網	延 網	鱈 釣	海 釣	浦 水 器	裸 水	捕 鯨
一、三、八〇七九	六二〇九	三〇八九	一、八八八	一、四四四	一、二九五	一、四九四	一、二三五	一、二九〇	二、四七二	七〇四	七五六一	一、三、八〇七九
全 海	同上及平安	慶尚南道	全羅南道	全羅南道	慶尚南道	慶尚南道	全羅南道	全羅南道	各道(平安南道を除く)	木浦東北	釜山以北及巨濟島沖	
二十五種及雑魚	かれい、雑魚、ばら、かなかしら	雑魚	えび	たい、えび、ぐち、たら	さわら、ひら	ふか各種	たい、はら、あな、い、たら、え	さば	わら、いか、ま、あわび、なまこ、いか	あわび、てんぐ	くら各種	
一、四〇八、〇〇〇	八四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、四〇八、〇〇〇
一、二五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
三、一四七、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	一八、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三、一四七、〇〇〇
	内地人	同	清人	内地人	内地人	朝鮮人	内地人	内地人	内地人	清人	同	内地人

計	其他の漁業	運母船及	總計
三、四九二	一、三七一	四、八三六	一、六、六四三
全海	同上の外、なまこ、さより、ほら		類二十種及雑魚種
一八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、七、八〇〇
五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、九、五〇〇
六三、〇〇〇		六三、〇〇〇	三、七、三〇〇
内地人	朝鮮人		

鯨は座頭鯨、長鬚鯨、兎鯨等にして東海岸方面に游泳するもの多く本漁業は内地人の獨占漁業として東洋漁業株式会社、長崎捕鯨會社、日韓捕鯨會社等は江原道長嶺と慶尙北道蔚山とに同南道の巨濟島とに捕獲船を置き捕鯨に従事し一ヶ年の捕獲数は各社合せて四百頭價格五十萬圓に達せるか如し近來鯨數減少せるを以て之れが保護の爲め舊韓國政府は漁期を制限して十月より翌年四月迄となし居れり又海藻類中昆布、和布、海苔、石花菜等の東海岸に産するものは多く朝鮮人の採取に係り蔚山附近より南海岸に産するものは内地人と朝鮮人と双方にて採取さるゝ芝海苔は塘津口及洛東江が名産地にて品質は内地東京灣産に比し遜色無しと稱せらるゝ要するに内地人の漁業は西南南海岸方面最も盛んにして東海岸方面は寂寥である是れ南海岸は九州中國等と連絡親密にて灣港や市場に富み漁獲物の販路容易に又西海岸は内地との交通は不便なるも朝鮮の大市場

多く仲買船の往來も頻りにして且つ北清地方に有望の販路を有するに由るので之に反し東海岸は地勢峻険良港灣と市場とに乏しく内地人との連絡も亦不便なるに基くのである然れとも將來若し清津港と敦賀港との直通航路をも開始さるゝか又一方に移住漁業者誘致の方法を講ずるに至らば東海岸一帯二百数十里の沿岸は漁業の有望地として西、南海岸は拮抗するに至るへしと信せらる【漁獲物の販路】以上朝鮮人の漁獲物中明太魚は寒干とし朝鮮全土に販賣せられ鮮人都鄙到る處冠婚葬祭に之を用ひ缺くべからざる魚類とせられ鱈、鱈、鱈、鱈、鱈は鹽漬とし石魚、鮓、鱈刀魚、鱈は鮮魚として何れも朝鮮人に販賣され鮑、海鼠、鰻、牡蠣は干魚とし魴、方頭魚は鮮魚として清國に輸送せられ而して干鰯、鰯粕、鰯肥料鹽鯛、鯛田麩、鹽鱈、鹽鱈、鹽鱈又鮮魚として鯛、鱈、鱈、鱈、鱈、鱈、目張、活魚として鱈、海鰻、鯉、鱈等は何れも販賣されて居る【内地の移民漁業】移民漁業は多く日露戦役後に興りたるも其發達は頗る見るべく左の數を算するに至つた

移住地名	戸數	人口	主たる職業	備考
成鏡北道雄津	三八	七九	漁業、茶、雜業	任、意、移、住
同	一二	六〇	漁業	同

移住地名	戸數	人口	主たる職業	備考
同南道元山	二二	一一〇	同	同
同新浦	三六	八一	漁業及明太仲買	同
江原道注文津	八	二四	漁業、水産製造、雜業	同
同竹邊	五	一〇	同	同
慶尙北道浦項	二五	一一〇	同	山口佐賀兩縣經營
慶尙南道田下浦	一一	四二	漁業、水産製造	島根縣經營
同日山津	五	三〇	同	同
同長生浦	三〇	一〇四	漁業、商業、雜業	任、意、移、住
同方魚津	一三五	五五〇	同	任、意、移、住
同内海	三〇	二六八	同	任、意、移、住
同細竹浦	一一	一八	漁業	同
同大邊浦	一四	五六	漁業、水産製造及商業	同
同龍塘浦	一五	六〇	漁業	山口縣移住
同龍影島	二二七	八六二	漁業、水産製造、商業、雜業	自、然、發、展
同多浦	三三	一一四	同	福、岡、縣、移、住
同下浦	一〇	五〇	漁業、水産製造、商業	自、然、發、展
同巨濟郡長承浦(入佐村)	八二	三八五	同	朝鮮海水産組合にて經營
同知世浦(香川村)	一七	六〇	同	香、川、縣、經營

同 馬 山	二〇	一〇〇	業	任	移 住
同 粟九味(千葉村)	三九	四二	同	任	移 住
同 釜 島	八	三三	漁業及水産製造	任	移 住
同 統 營	四五	一五〇	漁	任	移 住
同 南浦(岡山村)	一三	五〇	同	任	移 住
同 手 頭 浦	二三	九八	同	任	移 住
同 欲 知 島	五	二五	漁業、水産製造	同	移 住
同 三 千 浦	一五	六〇	漁業兼商業	任	移 住
全羅南道安島	五	二〇	漁	愛 媛 縣 移 住	民
同 外羅老島竹丁浦	六	一五	同	岡 山 縣 移 住	經 營
同 巨 文 島	二六	七八	同	任	移 住
同 濟州島古浦及全島	二五	一三〇	漁業及水産製造兼雜業	任意發展及高知縣漁村設定	住
同 木 浦	一七	八五	漁	任	移 住
全羅北道京浦及群山	二一	八四	同	福 岡 佐 賀 兩 縣 經 營	住
忠清南道長岩里	八	三〇	同	長 崎 縣 設 定	住
同 於 育 島	四八	一九三	漁業、水産製造	任	移 住
京畿道仁川	三三	一五五	漁	任意移住岡山福岡兩縣經營	住
黃海道龍湖島	一一	三四	漁業、水産製造兼商業	任	移 住

一九〇

平安北道鎮南浦	二五	一二五	漁	同	同
同 龍 岩 浦	五	二五	同	同	同
其他各道沿岸居民	六三	二九三	同	同	同
計	一、二二八	五、〇六二			

【漁業の保護奨励】 従来朝鮮に於ては漁業の保護奨励を講じたること無く内地人は最近迄日韓通漁規則と云ふ協約の下に免許を受け經營せしに過ぎざりしも漁業の最も有望事業なることは隠れなき事實となりしより當局者は一層之れが發展に資すべく去四十二年漁業法を制定し内地人と朝鮮人とを通して同一の規程に由らしむることとし漁業者の権利を保護し水族の蕃殖を保護すると共に内地漁業者の設置せる朝鮮海水産組合に對し補助金を交附することとし茲に漁業界に一新紀元を與へた爾來新漁業法に由り漁業の出願を爲す者一般に増加し四十三年六月迄の件数は次の如くである

種 別	内 地 人	内 地 人 團 體	朝 鮮 人	朝 鮮 人 團 體	計
免 許 漁 業	三、〇九七	一、五九〇	四、一六三	八、四	八、九三〇
許 可 委 任	三三	二	九一	一	一五七

委任許可漁業	四六一	七五	五三六
届出漁業	三二六四	九二四八	一一五二二

尙ほ内地漁業者の通漁並に移住漁業の爲め種々の方法に於て個人又は會社團體へ各府縣より補助金を與へ保護奨励を加へたるものは迄頗る多數に互つて居る其府縣は長崎、佐賀、熊本、鹿兒島、宮崎、大分、福岡、愛媛、香川、徳島、山口、廣島、岡山、兵庫、鳥根、鳥取、京都、大阪和歌山、高知、愛知、千葉、石川、富山、福井の二十五縣であつて四十三年の補助金總額は九萬三千二十二圓(未詳の五縣を除く)に達せり以て我各府縣の夙に朝鮮漁業に注意するの深さを察すべきだ

然るに當局者は今回更らに漁業令を發布して從來の漁業法を改正し内地漁民をして是迄の通り通漁を主とせしめず永住の考を以て漁利の拾収に勉めしむると同時に朝鮮漁民をして益々其生業を安固ならしめ且つ以前の如き魚族の濫獲を防ぎ以て永遠に漁利を享受せしむるの主旨を以て(一)移住漁村に一定の水面を占有し安して漁業に従事し得るの途を開き(二)朝鮮定住の漁民には共同利益の爲め漁業組合の設立を認め(三)漁場を安全ならしむる爲め保護區域を定め(四)漁具漁法を制限し漁獲の時期區域等に關し取締規定を設け魚族の保護を企圖する等水産施設上一步を進

めたるものと云ふべきである(規定の摘要は附録に在り)

又東洋拓殖會社は其附帯事業として去四十二年來鴨綠江より清川江に至る平安北道の沿岸百八十哩の漁業經營に従事し四十三年春季漁期より事業を始め安東縣に水産事務所及水産市場を設け漁獲物の委託販賣を爲し又輸送船及給水船を配置し或は鹽藏槽を設置し醫療所を設け龍岩浦、耳湖浦間に電信を架設し經營上の便利を計つて居る朝鮮の漁業が有望にして將來如何に大發展を爲すべきかは今より略ぼ豫想し得らるゝ

二 鹽 業

朝鮮に於ける鹽の生産地は京畿道仁川郡、全羅北道群山附近、全羅南道珍島、莞島、康津諸郡、慶尙南道昆陽、泗川、晉州、海南諸郡平安道廣梁灣、甌山、安州、龍川の諸郡、咸鏡道永興灣、洪原北青等の諸郡にして就中全羅南道沿岸及其附近の島嶼が最も盛んである而して此等各地の總額は最近の調査に由るに鹽田反別三千二百五町歩餘製鹽豫想高二億四千四百四十二萬二千七百餘斤經營者七千三百餘人に達する然れども半島在來の鹽業は製鹽方法も幼稚にして且何れも煎熬製鹽なれば燃料不足の爲め著しく生産費を増し目下百斤に對し最高一圓八十三錢最低七十七錢平均一圓三十

錢(相買)に及んで居る朝鮮人は由來鹽の消費最も多く一ヶ年の消費高は約三億五千萬斤と算せらるゝに拘らず前記の如く全土の製鹽は之に應ずるを得ず加ふるに價格の高價なる爲め低廉なる清國天日製鹽は自然の結果として此地に輸入せられて其額毎年四千五六百萬斤に上り密輸入を合算するに於ては尙此以上少からざる數に達せるか如し(清國産製鹽仁川相場百斤五十錢)此外我臺灣より移入せらるゝものも亦八九百萬斤に至り斯くして漸く全土の需要を満たしつゝある状態である去れば在來の鹽は輸入鹽の爲め漸次其販路を蠶食せられ平安南北道黃海道の鹽田は日に荒廢を見るの實況に立至つた

以上の状態に鑑み又氣候の製鹽に適應せる所より舊韓國政府は低廉なる製鹽方法を講し清國製鹽の輸入を減少せしむるの國家經濟上有益なるを認め兼て歲入上他日の好材源からしめんとの考案より度支部に於て先年來仁川地方に天日製鹽の模範田を設置し經營の結果其成績良好なるを確かめたるを以て更に其經營を擴張し繼續事業として鎮南浦附近の廣梁灣及仁川附近に於て二千五百町歩の製鹽田を漸次築造するの計畫に着手中であつて其計畫完成の際には賣買價格百斤に付十五錢の鹽を一億二千萬斤産出するに至るのである

第六章 鑛業

【鑛物生産額】 朝鮮に於て各種の鑛物中最も多額の産出を見るは金にして砂金を合算するときは一ヶ年の産出額は全産出額の九割に相當し鐵、石炭、黒鉛之に次ぎ銀銅に至つては最も少額なり即ち生産の内譯は左の如くである

四十一年産額

金及金鑛	三百八十四萬五千五百六十八圓
砂金	五十四萬八千三百五十五圓
鐵	三十二萬七千六百十三圓
石炭	二十二萬五千八百六十五圓
黒鉛	十八萬五千五百三十五圓
金銀鑛	四萬二千八百三十五圓
銀	四千九十六圓
銅	二千七百二十七圓

總計 五百十七萬八千五百九十四圓

一九六

【重なる鑛産地】

(一)金 金は石金として産出するものと砂金として産出するものとあり石金は片麻岩又は花崗岩石灰岩中に鑛脈、鑛塊、鑛染をなし或は他の硫化鑛物と混する等種々の状態を爲して存在し砂金は原地の沈積に係るものと砂礫中に存在するものとの二種あり前者は片麻岩又は花崗岩地に限られて居る彼の雲山、稷山、昌城の金鑛は鑛脈を爲し般山、遂安の金鑛は鑛塊及鑛染を爲せり今此等半島中有名の金鑛を擧ぐれば左の如し

- 平安北道 雲山金鑛 米人の管理せる雲山鑛業會社の經營に屬す
- 同 宣川金鑛 獨人の經營に屬す
- 同 楚山金鑛 英人の經營に屬す
- 同 昌城金鑛 英米獨人の共同經營に屬す
- 同 溟川金鑛 米人内地人の共同經營に屬す
- 同 龜城金鑛 英人の經營に屬す
- 忠清南道 稷山金鑛 米人の經營に屬す

黃海道 遂安金鑛 英人の經營に屬す

此内最も有名なるは雲山金鑛にして其毎年の産出額は約三百萬圓に達し全土産金額の大部分を占む右の外日韓人の探掘せるものなきにあらざるも極めて少量にして云ふに足らない

(二)砂金 砂金の中原地沈澱に屬する砂金地は全羅南道金溝、慶尙南道居昌にして砂礫中に存在せるせのは全土の河床又は流域各地に産出し現に採取され又は曾て採取せし跡多く今日より十八九年前迄は此業を獎勵し産額多量なりしか如し今此等の著名なるものは

- 咸鏡南道 永興灣附近及端川郡の北大川南大川の河筋約二十里間
- 同 咸興の明太洞流域本流支流各約五里の間
- 同 長津の流域
- 平安北道 昌城、慈城(鴨綠江支流)大寧江支流龜城砂金地
- 同 清川江流域雲山砂金地、宣川砂金地
- 平安南道 順安砂金地
- 黃海道 松禾、白川(大部分採取し盡せり)
- 忠清南道 天安、公州、青陽及全義、木川、文義、清州に跨る地方

江 原 道 金城郡堂峴、春川郡河流に沿へる地域
 全 羅 南 道 羅州、任實地方
 慶 尙 北 道 永川、星州、青松
 慶 尙 南 道 昌原、狹川

にして右の内順安は最も有名の砂金地にして一時は一ヶ年二百四五十萬圓に出てしことありしも
 今や良好の場所は既に採取し盡したる形跡あり

(三)鐵 鐵鑛は大なるものは黄海道鐵嶺、同殷栗の二鑛にして載率は年額六萬噸の産出を見る以
 前舊韓國政府の經營なりしも四十三年より枝光製鐵所の所有に歸し又同道安岳の鐵鑛は個人持ち
 として經營せるも是亦枝光に輸送せられ其性質頗る佳良である

(四)石炭 石炭は平壤鑛業所採掘の無烟炭産額最も多量にて炭田の面積は大同江沿岸に於て約十
 六七里に達し江西、平壤、江東、三東の四郡に亘り今後該鑛業所の大計畫整理し作業緒に就かば
 其産額の膨大するは云ふ迄も無く品質は最も優良と評せられて居る又近日平安南道新安州附近に
 於て有烟炭坑を發見され炭層は頗る豊富なるか如く品質は岩城炭より良好にして京城渡の價格四
 五圓の低價に在りと聞く

(五)黒鉛 黒鉛は平安北道龜城郡附近並に昌城、朔州二郡より産出するものは鱗片状を爲し最も
 良好に一噸の價三百圓に上る忠清北道青山郡より慶尙北道尙州地方に亘る一帯江原道江陵郡並に
 咸鏡南道永興郡定平郡地方よりは粉狀黒鉛を産出し其品質劣等にして一噸三十圓を超えされとも
 數量は頗る潤澤である

(六)銅 銅鑛は咸鏡南道甲山及平安北道厚昌等にして内外人の採掘に係れり尙ほ茲に當局の調査
 に屬する鑛物産出地を掲げ参照となさん

鑛産地一覽表

地 方		種 類	
京	畿	道	忠
積城郡 銅 開城郡 金、銅 始興郡 金、銀、鉛 江華郡 鐵 加平郡 金、銀、銅、黒鉛 果川郡 金、銀 永平郡 銅、砂金 抱川郡 同 漣川郡 砂金	陽智郡 同 陽城郡 同 利川郡 同 醴州郡 同 天安郡 砂金 木川郡 金、銀、砂金 懷徳郡 黒鉛 公州郡 金、黄鉛、砂金		

黃		道 北 尙 慶																	
信川郡	鳳山郡	禮安郡	永川郡	善山郡	順興郡	奉化郡	寧海郡	仁同郡	高麗郡	華城郡	開慶郡	咸昌郡	星州郡	長鬐郡	尙州郡	延日郡	昌原郡	春陽郡	
鐵、黑鉛	石炭	砂金	金、銅	石炭	同	金、砂金	石炭	金、銀、銅	金、銀	金、砂金	同	黑鉛	金、銀、銅、砂金	石炭	金、銀、黑鉛、砂金	石炭	金、銀、銅、鉛、鐵、亞鉛	砂金	
新溪郡	長浦郡	長浦郡	鳳山郡	信川郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	鳳山郡	
銀、銅、鉛、亞鉛	金、銀、銅、鉛	金、銀、銅、鉛	石炭	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	鐵、黑鉛	
平	道 原 江					道 海													
三和郡	鳳山郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡
金、銀、黑鉛	金、銀、銅	砂金	水銀	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金
平壤郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡	順川郡
金、銀、鐵、砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金	砂金
東萊郡	丹城郡	昆陽郡	山清郡	機張郡	震山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡
鐵、滿倦、金、銀、銅、亞鉛	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡
鐵、滿倦、金、銀、銅、亞鉛	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

南 全 道		道 北 清 忠										道 南 清								
蔚山郡	和順郡	丹陽郡	懷仁郡	沃川郡	永同郡	報恩郡	文鏡郡	陰城郡	清風郡	鎮川郡	清州郡	忠州郡	背山郡	嶺南郡	新昌郡	嶺南郡	嶺南郡	嶺南郡	嶺南郡	
同	同	黑鉛	金、黑鉛、砂金	金、黑鉛、砂金	黑鉛、砂金	黑鉛	同	金、砂金	同	砂金	金、砂金	砂金	黑鉛、砂金	石炭	黑鉛	金、銀、砂金	鉛、銀、砂金	銀、鉛	金、銅、砂金	
蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡
鐵、滿倦、金、銀、銅、亞鉛	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡
鐵、滿倦、金、銀、銅、亞鉛	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡
鐵、滿倦、金、銀、銅、亞鉛	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡
鐵、滿倦、金、銀、銅、亞鉛	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

北 安 平		道 安		道 北 鏡 咸		道 南 鏡 咸		道	
郭山郡	同	永柔郡	同	合寧郡	石炭	洪原郡	砂金	朔州郡	砂金
蔚山郡	同	德川郡	同	富寧郡	金、銅、砂金	長津郡	銅	昌城郡	金、黒鉛
寧邊郡	砂金	安州郡	金、砂金	城津郡	金	文川郡	銀	楚山郡	金、銀、鐵、黒鉛
碧潼郡	金、銀、銅、鐵、砂金	蔚川郡	金	慶源郡	同	安邊郡	鐵	慈成郡	金、銅、砂金
厚昌郡	銅	价川郡	鐵、黒鉛、砂金	慶興郡	石炭	咸興郡	金、銀、銅、石炭		
龍川郡	黒鉛	蔚山郡	鐵、黒鉛、砂金	同		永興縣	金、銀、鉛、黒鉛、砂金		
江界郡	金、銀、銅、鉛、錫、黒鉛	定州郡	金、銀、黒鉛	同		定平郡	金、黒鉛		
龜城郡	金、黒鉛、砂金	雲山郡	金、砂金	同		咸興郡	金、銀、銅、石炭		
雲山郡	金、砂金	定州郡	黒鉛	同		德源郡	金、銀		
定州郡	黒鉛	宜川郡	金、銀、黒鉛	同		文川郡	金、銅		
雲山郡	金、砂金			同		文川郡	鐵		
龜城郡	金、銀、銅、鉛、錫、黒鉛			同		文川郡	銀		
龍川郡	黒鉛			同		文川郡	鐵		
厚昌郡	銅			同		文川郡	鐵		
碧潼郡	金、銀、銅、鐵、砂金			同		文川郡	鐵		
寧邊郡	砂金			同		文川郡	鐵		
蔚山郡	同			同		文川郡	鐵		
郭山郡	金、黒鉛			同		文川郡	鐵		

【鑛物の輸出額】 鑛物中金及砂金は殆んど其産金額の全部を内地に移入するものにして既往三ヶ年間に於ける重要輸出産物の價格を舉ぐれば左の如し

品 目	四 十 二 年	四 十 一 年	四 十 年
金貨及金地金	六、一三、六七六	四、七二、三三六	四、六一、七〇五
銅及荒銅	三〇、二五九	六四、九九七	八二、六七二
鐵鑛及銅鑛	二八二、九八六	一六二、八八三	五、一七五六
金	七三、一三三	四四、六七四	二一、〇〇六
石炭	三三三、三五七	四五、三二六	一五、九六八
黒鉛	一五〇、五七五	九六、九三五	一九、三八九
計	六、八七、二九七	五、一八、六〇一	四、八一、七八〇

【鑛業及砂鑛許可件數】 從來舊韓國政府に於ては鑛業上に就き何等の方針を定めず唯特別の契約に基き諸外國人に許可せしものを除くの外各地の鑛物は或は宮内府或は政府の官吏に由り勝手に料金を徴收して無秩序の採掘を朝鮮人に與へたるものか若くは無願採掘に係る小規模のもの散在せるに過ぎざりしが去三十九年七月に始めて鑛業法及砂鑛採取法を發布し漸く鑛業上の秩序を一定することとなつた爾來新鑛業法に依り昨年六月迄に許可を與へられたる件數は左の通り

道名	鑛		砂		鑛業		砂鑛業		合計
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	
京畿道	100	9	6	8	14	14	16	17	33
忠清南道	19	6	7	5	12	10	11	11	22
忠清北道	25	9	17	8	24	16	23	17	40
全羅南道	6		2		2		2		4
全羅北道	5		7		7		7		14
慶尙南道	6		2		2		2		4
慶尙北道	37		5		5		5		42
黄海道	30		5		5		5		35
江原道	22		3		3		3		25
平安南道	23		3		3		3		26
平安北道	8		2		2		2		10
咸鏡南道	4		1		1		1		5
咸鏡北道	15		6		6		6		21
計	371	192	121	78	194	143	270	195	798

若し之を鑛種に區分するときは金鑛二〇五、黒鉛一五三、砂金一八九、鐵鑛五七、金銀四九、石炭四五、銅二八、金銀銅一三、等にて其他の鑛種は云ふに足らず

【鑛業の將來】 朝鮮の鑛産か將來如何なる運命を持つかは踏査の後にあらざれば判然せざるは勿論なれとも金の如きは將來朝鮮人の作業せし金鑛中にも其作業の幼稚なる爲め地中の遺寶は尙ほ少からざるものありと云ひ鐵鑛安岳等の鐵鑛は其産額豊富にして品質亦た優良に平壤の無烟炭に至つては尙廣大の地域に潤澤の炭田を含有し黒鉛の産額も亦益々増大なるへき餘地あるのみならず今日迄許可せられたる各種の鑛區中にも作業の進むにつれ有望なるものを生すべく又既往の鑛區は平安南北道を始め其他京釜、京義の鐵道幹線に沿へる地域が若くは沿海岸に多數にして全羅南北、江原道、咸鏡北道の内地交通不便の地に至つては殆んど皆無の状態であつて鑛業の進歩が交通の便否に由り左右せらるゝは言を待たざる所である去れば今後計畫中の京元並に湖南鐵道の建設を告げ又各都市を連絡すべき道路其他の交通機關が益々發達するに至らば是迄鑛業の不振なる地方も漸次企業を見るに至るならん果して然らば鑛業の前途は現在より一層の盛大に赴く時機に到達すべしと豫想せらるゝ

【雲母】 雲母(雲母の粉を俗にキラ、と云ふ)は鑛業條例の範圍外に屬せるも一の鑛物であつて朝

鮮の鑛物を述ふるに當りては之に言及するの必要を認め茲に附記することゝなしぬ

雲母は純白、灰色、茶色、黒色等の種類ありて就中純白色を良品とし其形狀大なるも一尺五六寸前後なるが層々片を重ね一の形體を組織するものにして其特質と云ふべきは耐火力非常に強く容易に溶解すること無く長く水中に浸し置くも亦決して腐蝕解體の虞なき點である去れば之れか使用は電力遮斷機及「ストーブ」の窓等に使用され歐米にては或は建築物や貴重品の硝子に代用し尙之を塗料に使用すべく研究しつつあり

内地に於ては近江、長崎地方に幾分の産出ありしも其品質純正の物少なく江州産は既に根絶せりと聞く然るに近來電氣事業の發達に伴ひ需要は益々増加の勢にて英國より輸入するもの一ヶ年約十萬圓に達し一ポンドの價格鑛物の儘にて二十五六錢加工品にて二圓内外に至る特に電氣用のものは形體大なるを以て割合に高價なり而かも朝鮮に在つては雲母は有望にして其採取に着眼せるもの四五年來漸く増加せし狀況であつて産出地は先づ咸鏡南北道、全羅南北道及平安道の一部で咸鏡北道に産するものゝ如きは鑛脈豊富、山に川に田畑に原野に相聯れりと傳へらる余輩も曾て江原道春川附近に於て山又は畑中にて破片を認めたることあり若し探査せば此以外少からざることならん唯之を加工するは我内地にても困難にして勢ひ歐米に輸出して加工せざるへからざる

か如し將來愈此地に多量の産出を見るに至らば大に海外に輸出を試むると同時に本採取事業に對しては單に目下の如く山林法に由り出願するの手續を改め特に鑛業法に依り保護するの必要あるへしと思はるゝ

道府名	森林面積	雜樹發生地面積	無立木地面積	計	全面積に對する山林の割合
道 府 名	森林面積	雜樹發生地面積	無立木地面積	計	全面積に對する山林の割合
濱 城 府	二、八五四町	三、三五六町	五、一〇五町	一一、二一五町	四、八
京 畿 道	一、五、四、五五	三、二、四、九一九	三、五、八、八六五	六、九、九、三三九	五、七
慶 尚 南 道	一、四、三、一一三	三、五、〇、九四六	三、八、〇、八一五	八、七、四、八七三	七、〇
慶 尚 北 道	一、七、四、二六七	七、〇、一、三三九	四、三、三、四七七	一、一、〇、九、〇七三	六、九
忠 清 南 道	九、一、七、三六	一、七、九、九七五	一、九、六、七三九	四、六、八、四五〇	五、五
忠 清 北 道	八、五、五、〇五	二、四、二、九六八	二、〇、〇、四三八	五、三、八、九一一	七、〇
江 原 道	六、七、一、九八三	八、五、八、六三三	三、七、七、七九九	一、九、〇、八、四一五	七、六
黃 海 道	一、〇、九、三〇四	五、七、六、〇六六	三、三、〇、五五五	一、〇、〇、五、九二五	六、三
平 安 南 道	二、三、六、四九七	六、〇、五、九七五	一、五、六、八二〇	九、九、九、二九二	六、五
平 安 北 道	八、七、八、八九二	八、〇、七、七七九	七、〇、八、六四五	二、三、九、五、三二六	八、〇
全 羅 南 道	七、七、八、六七	六、二、五、九一四	二、〇、二、三二六	九、〇、六、一〇七	七、八
全 羅 北 道	三、一、一、三三八	一、八、八、〇九六	四、四、一、四一〇	五、四、三、四六四	六、三
咸 鏡 南 道	一、四、五、八、八一八	五、二、一、三、五三	五、三、七、六八〇	二、五、一、七、八五一	八、二
咸 鏡 北 道	八、一、八、〇、三〇	一、四、七、六九五	六、三、四、二、三六	一、五、九、九、九六一	八、二
計	五、一、七、五、五、四八	六、一、〇、三、四、九〇四	四、五、五、七、六、四〇	一、五、七、六、八、〇九一	七、三

備考 本表面積は四十三年春より夏季に亘り農商工部に於て全半島の實地踏査を施行し二十萬分一圖面上に林野の區域を見込にて記入し「プラニメーター」を以て計算したるものなり又爵陵島及濟州島は本表中に加算せず

現在著名森林

麟蹄山(江原道麟蹄郡)	面積 一萬八千町步
漢羅山(全羅道濟州島)	同 一萬五千町步
莞島(同 莞島郡)	同 三千町步
知異山(慶尙南道義安郡)	同 四萬五千町步
烏嶺(慶尙北道開慶郡)	同 七萬三千町步
安眠島(忠清南道洪州郡)	同 六千五百三十町步
爵陵島(江原道爵陵島)	同 三千町步
華山(京畿道水原)	同 千三百町步
樂倉直洞(平安北道寧邊郡)	同 未詳
狼林山(同 熙川郡)	同 二十一萬四千町步

白馬山(同) 白馬山) 同 未詳
 鴨綠江森林(平安北道) 同 二十九萬二千三百四十町歩
 豆滿江森林(咸鏡北道) 同 十八萬五千四十五町歩

〔山林の保護及殖林獎勵〕 山林荒廢の状況に見て其保護及殖林事業の端緒を開くに至りしは漸く去明治三十九年統監府設置以來の事て其以前は山林制度なるもの無く存在せる山林は開墾の名の下に濫伐され地方官が勝手に許否して朝に伐採を許し夕に之を取消すことありて内地人と朝鮮人の區別なく迷惑を受けたるものも少からず實に亂脈に放置されてあつた三十九年に至り舊韓國政府に山林事務を取扱ふ局課を創設し内地の技師技手に依り計畫され京城、平壤、大邱に苗圃を設けて各種の樹苗を栽培し兼て京城、平壤、大邱附近の山野に漸次殖林を爲して模範を示し引續き四十年に森林法及部分林規則を制定し種苗所を改めて山林事務所とし次で木浦、鏡城に事務所を増置し各地の模範殖林を増加せしむると同時に各道に樹苗の無代配付を爲して植樹を獎勵し尙ほ時々巡回講話を爲し一般に山林思想を注入する方法をも採り今日に至つたが今回(四十四年六月)更らに森林令を發布して以前の森林法及部分林規則を廢し從來の制度が朝鮮の實情に適せざるものあるに鑑み實地に適合せしむるの考案を定め且つ半島の森林は全體の八九割は國有林であつて

其廣大なる無立木地に國の一手にて殖林するは事情容易ならざるものあるより廣く之を民間に貸付し殖林を經營せしむるを得策なりとし先づ國有林を要存置林と不要存置林とに別ち不要存置林は勿論要存置林と雖とも殖樹の爲め一般に貸下け事業完成の曉は之を土地と共に無償にて交付することをも定め朝鮮人か古來燃料、牧草及放牧等の爲め國有林を使用せし慣習ある地元村落に對し入會權を認め地元住民の安固を計り特に公益の爲め内地移住民困却の爲め無償にて讓與するの恩典をも規定せるを以て愈實行するに至らば山林經營上效果見るべきものあるべく察せらる

茲に經營の一として附加すべきことは去三十九年は舊韓國にて山林事務の開始さるゝと同時に我統監府は鴨綠江の山林の有望なるを認め韓國政府と協約し共同出資の下に先づ營林廠を新義州に設け支店、出張所を上流數ヶ所に置き多數の内地人鮮人を使役し山林の伐採、製材等の經營に着手し來つたことである今以上經營の成績を略示せば左の通りである

苗圃事業

(四十二年九月一日)

苗圃名稱	所在地	面積	發		
			四十二年	四十一年	四十二年
京城	漢城府北署	五八〇〇〇	一八七四三	一八七四三	五七二八三
水原	京畿道水原	二〇〇〇〇〇	一一一四七	一一一四七	三六二六二

計	大邱		平壤		木浦		鏡城	
	慶尙北道	大邱	平安道	平壤	全羅南道	務安	咸鏡北道	鏡城
八、二〇〇	一、四三、一八三	一、七九、八四〇	四、六二五	九七、三九五	八、一〇九	四九七、一九〇	四、二八三	一八、一五〇
五、〇三三	一、〇七、〇〇一	一、七九、八四〇	三、四九、〇七〇	九七、三九五	三、四九、〇七〇	五、八七、四七〇	三、五四、一八三	一、八、一五〇
三、五四、一八三	一、〇七、〇〇一	一、七九、八四〇	三、五四、一八三	九七、三九五	三、五四、一八三	五、八七、四七〇	三、五四、一八三	一、八、一五〇
五、〇三三	一、〇七、〇〇一	一、七九、八四〇	三、五四、一八三	九七、三九五	三、五四、一八三	五、八七、四七〇	三、五四、一八三	一、八、一五〇

備考

四十三年度に於ける播種數量は之を略す

樹種は主としてクスギ、ニセアカシヤ、クリ、マツ、ヤマハンノキ、ピラミツド、ヤマナラシ、ドロノキ等なり

植栽事業 (自四十一年度至四十三年度)

(四十三年九月一日)

地方別	面積	植栽種數			
		植栽	播種	種數	苗數
京城地方	七三、九五一〇五	二、三三、九九八	—	—	—
水原地方	二八、五〇〇	六、六六〇	—	—	—
大邱地方	一五、〇〇〇	五、三三〇	—	—	—
開城地方	三〇、〇〇〇	九、七五〇	—	—	—

平壤地方	計
二八、二六三	一、〇七、七三六
四、四六二	三、三三、三三六
五、〇〇〇	一、九、七五〇

備考

植栽せる樹種は全地方を通してアカマツ、ニセアカシヤ、クスギを主としてクリ、マツ、カラマツ、ハンノキ、ヤマハンノキ、ピラミツド、ヤマナラシ、アハマキ、クリ、ドロノキ等なり

直營伐木及運材

區分	四十三年度		四十二年度		四十一年度		四十年年度	
	伐木	運材	伐木	運材	伐木	運材	伐木	運材
鴨綠江	一〇〇、〇〇〇	—	一〇一、〇〇〇	—	一一、七三三	—	二〇、九三三	—
豆滿江	七、七〇〇	—	七、五〇〇	—	一一、九七七	—	三、〇〇〇	—
鴨綠江	—	—	八〇、六二九	—	二四、七八二	—	一一、二七二	—
豆滿江	—	—	一一、七四七	—	五、一〇九	—	三、〇〇〇	—
鴨綠江	一三三、〇〇〇	—	九七、九七四	—	一四、三八五	—	四、一三三	—
豆滿江	二〇〇、〇〇〇	—	三三、〇三六	—	一、七三〇	—	—	—

備考 本表伐木類の外四十一年度に於て木材廠より山地材十八萬一千五百尺^〆並貯木
 所貯藏木材約二十六萬尺^〆を買収せり尙四十三年度は見込數なり
 右伐木事業の投資額は百二十萬圓(日本六十萬圓 韓國六十萬圓)にして四十三年度の木材賣却代金は九角材
 十一萬尺^〆代價三十一萬三千五百圓製材八萬八千尺^〆代價八十五萬二千三百圓合計百十六萬
 五千八百圓なり

又東京拓殖會社に於ては目下模範的植林の計畫中にて京城東小門外に約十五町歩の苗圃を設け
 各種の苗木を栽培すべく既に位置の撰定を了し追々各地出張所にも苗圃支場を設置すへき手筈で
 又黃海道の鳳山、瑞興、延平等附近數郡に散在せる大小の山野約一萬町歩に對し造林經營を爲さ
 んと昨今其筋に申請中なれば此等の實現を見るに至るは近きにあるべく尙進んで南朝鮮各地方の
 荒廢林にも漸次植林すべく目論見つゝあるの狀態であつて此等の施設は同地移住民の手を待つて
 着々經營せんと豫期さるゝと聞く果して其計畫の故障無く遂行されし曉は荒涼たる山容爲めに新
 生色を呈するに至るであらう

【山林の將來】 斯く山林の保護と殖林獎勵の結果は漸く朝鮮人間にも知らるゝに至り前の林野法
 制定以來内地人と共に部分林の設定及貸與を出願する者多く又各道より樹苗の配付を申出づる者

激増し樹苗は拂底を告げ僅かに申込高の二三十分の一を配付するの勢となつた而して今回の新森
 林令の實施後は一層の進歩を認むるならん然れとも山林の經營事業は兎に角永年を要し今日の荒
 廢せる林野を一變する迄には少くとも二三十年の後を待たざるを得ず而かも木材の欠乏燃料の不
 足は用捨無く増加し自今内地人の移住頻繁なるにつれ益々其勢を強むべきは明白であつて既往數
 年間内地より朝鮮に移入せられたる木材並に薪炭數量は之を證して餘りありと云ふべきだ

三十八年	移入高	八十二萬八百六十五圓
三十九年	同	八十萬四百四十七圓
四十年	同	百九十三萬千七百九圓
四十一年	同	二百二十九萬十一圓

尤も内地人使用の木材は四十二年以後は鴨綠江材の供給を受くること多きか故に爾后木材の移
 入は大に減少せしも薪炭等燃料の缺乏は年一年増大され南朝鮮の一部及平南江西地方等燃料不足
 の地に於ては農民自身の採收燃料を評價せば一戸一年五六十圓に及ぶが如き狀態に在りて價格も
 亦漸次騰貴しつゝあり燃料の不足が由來朝鮮工業界に影響せしこと少からざるのみならず將來
 の發達を妨ぐることは決して輕視し難い(朝鮮にて木材、薪材は何れも河流を利用し山林より春期増水の時季を
 待ち候な組々(薪材は船積)十月、十一月の時季迄に夫々都市に流下販)

買するものにて其重なる流域は鴨綠江、豆滿江、大同江及漢江であつて就中鴨綠江を第一とし漢江に次ぎ此外各地方とも最寄の水流を利用し木材の供給を爲す而して薪材を除き落葉、枯枝等は燃料として之を附近の山野にて無料にて採收し麥稈迄も燃料に供す去れば朝鮮人使用の木材及燃料は一切朝鮮にて一斯る現状なれば出來得る丈け速かに之れか供給を完からしめん爲めには永年に亘る殖林經營を採るに止めず寧ろ應急手段として天然林の保護即ち燃料材の速段に十分の方法を講ずるを最も半島の現狀に緊切なるものと考ふ即ち先づ多く散見せる松、樺、槲等の如き稚樹林を指定し或は地元村落をして團體的に或は個人的に適當の保護手段を講せしめ彼等か年々刈盡し若くは根掘を爲すと嚴禁し發芽の時季に入林を制限する等にて事足るべく斯くて數年を経過せば燃料を得るに於て敢て難事にあらず新たに植樹を爲さしむるに比し簡易にして速効あるべきを信す余輩の寡聞今日未だ之れか實行あるを聞かないのである

而して半島山林の速成を必要とする他の理由は即ち水害の豫防である前にも述べたるか如く山林の荒廢に基く水害の甚だしきは眞に豫想外て流域の長大なる漢江大同江洛東江の如き毎年七八月の雨期に際すれば三四十尺の増水を見平時洞盡したる細流も尙六七尺の増水氾濫を來たすを常態となす此水害は田畑家屋を害するのみならず直ちに交通機關に大障害を與へ目下急施せらるべき各道樞要地間の治道計畫は少くも山林を經營し水害を防止するとに由りて始めて完全に施行さるべきものたるは何人も感得せる所なれば此關係に於ても一日も速かに林地を形成せしむるの急

要を認む去れば天然林の保護と共に殖林を爲すに就ても邦家百年の殖林經營を主とせず先づ早く山野を繁茂せしめ土砂墮崩を防ぐの手段を講し彼の「ポプラ」「ドロノ木」「ニセアカシヤ」等の如き成長速かにして土質の如何を擇ばず燃料たると同時に用材の需要にも應せらるべき樹種を選擇するを得策なるへしと信ず今回の森林令は勿論事情に適切なる施設を採用せらるべきも余輩は大體に於て以上の方針に依り進行されんことを望むのである

第八章 工業

一 工業上の施設及模範工業

朝鮮の工業は遠く高麗朝時代より二三百年前に至る迄は頗る進歩發達を遂げ彼の高麗燒並に銅器、彫刻物等の工藝美術器は會て内地工藝の模範となり織物の如きも古代既に相當の進歩を爲したりしは殘存せる遺物に依りても察すべきである然るに今や衰頹して見る影も無き境遇に陥りしは皆人の知る所て統監府設置以來韓國政府は工業の刷新に留意し四十年京城に工業傳習所を設置し内地の技師を聘し各種工業品の傳習及び模範製作並に工業上の調査を爲し以て工業界に貢獻する所少からず目下生徒も増加し頗る賞すべき美術品をも製作し半島工業上唯一の模範經營であつて尙ほ本年よりは機業巡回教師を置き織業の改良をも企圖しつつある此外舊政府は度支部の經營の下に三十八年龍山に印刷局を起し四十年に麻浦に煉瓦製造所を設け(後永登浦に支所を置く)又四十二年に孔德里に酒類釀造試驗所を設置するに至つた印刷局は各種銅版、鋼版の彫刻印刷、寫眞製版、石版等の製版印刷及證券、印紙、公債、株券、地圖、圖書、肖像等特種の印刷事業を經營し煉瓦製造所は官營工事上低廉なる建築材料を供し兼て製作上の模範を垂るゝを目的とし又釀造試驗所は朝

鮮に於て純良なる酒類を製造すべき模範を示し併せて財政上の必要に應せしめんとの考案に出でたるものにて此等の經營事業は相當の成績を以て漸次擴張せられ釀造試驗所の如きは日尙ほ淺きも試釀の朝鮮酒、葡萄酒等は成績良好にして將來有望なりと云はれて居る右は官營に係る模範工業である以下民間工業の状態を見るに先づ左の七八種を數ふるに過ぎぬ

二 漢城美術品製作所

本製作所は去四十二年舊韓國政府より六萬圓の無利子貸下金を基とし朝鮮有志者の出資に由り設立されたるものであつて其目的は久しく退廢せし朝鮮固有の美術工藝品を復活し所謂純朝鮮趣味の發揮と其改良發達を圖らんとするに出でたるので内地人指導の下に其經營に勉めて居る其作業は織物、染物、製墨、刺繡、彫刻、冶爐、木工等にして現に百餘名の男工と織物糸繰等に若干の女工を使役せり此等の職工は多く朝鮮一流の技術手を撰拔せるとして技術は頗る巧妙の點なきにあらざるも作業抄取らず且つ加工賃の割高なるより兎角損失多き状態で昨今各製品は月額約五千圓餘なるも製作費用二千圓内外に上ほり收支償はざる有様なるより更らに本年より毎年一萬圓つゝ李王家の補助を受くることとなつて當事者は其經營に苦心際中である此工業が他日如何なる運命を

持続するか日尙ほ淺き今日元より斷言し難きも鮮人は冶爐、金銀細工類の彫刻には頗る特技を有し刺繍は婦人に素養と嗜好多しと云ひ其他經營宜しきを得漸次改善するに至らば前途決して悲觀すべきでない就中製墨は其原料たるべき松烟、油烟は潤澤て又油烟を製出すべき朝鮮胡麻は内地支那等に比し其品質優良にして豊富なれば將來有望なるべく豫期されて居る兎に角民間の工業としては今後注目すべき價値あるものと思はるゝ

三 陶磁器

目下朝鮮人の陶器製造地の内最も有名の産地は京畿道分院である其經營狀態及び製作品共唯一の産地と見るべく次は平壤附近の馬山洞、京畿道驪州、揚州、慶尙北道慶州及青松、咸鏡北道城津附近を數ふべく其他各道各地に散在する産地を合するときは約六百ヶ所窯數千以上に達すと云ふ去れとも其製作品は土器、石器類多く而かも陶器も石器も同一の窯中にて亂雑に焼成する有様なれば到底優良品を製出さるゝに至らず平壤の陶器製造所は現に六萬圓の資本を投して製作に従事し往々に良品と認むべき製品を出し且つ利益頗る多きを以て擴張さるゝ傾向あり特に平壤馬山洞附近各處には良陶土や耐火粘土豊富にして多額の産品に堪ゆべき見込あり又黄海道長淵、殷栗、

地方にも窯業に必要な耐火力と鐵分を含有する粘土發見され而かも此地は京畿道揚州郡と共に往時の高麗燒産地として名を知られ此他京畿道、慶尙北道、全羅南道、忠清北道等は割合に其材料に富めば従來の作製方法を刷新し適當に經營せば蓋し頗る有望の一事業であらう

四 製 紙

製紙は朝鮮工藝品中重要な輸出品として毎年支那に向つて輸出する額は約十萬圓に達せるも其製法設備は未だ幼稚にて農家の副業として製出するに過ぎぬ其主たる産地は全羅北道全州附近、慶尙南道晋州附近(山淸山峯、狹川の諸郡)及慶尙北道慶州附近にして全土の製紙額約五十萬圓の内全州、晋州の製紙其半額を占むると稱す此外全羅南道、忠清南道及忠清北道及び京畿道の各地に製出せられ黄海、咸鏡二道にも多少産出を見るに過ぎず製紙の種類は窓戶紙、袖衫紙、見様紙、莊紙、張板紙等にして紙質は概して厚く且強し是れ其原料には殊んど全部楮皮を用ゆるに由るのである製法は簡單にして楮皮を水に浸し外皮を去り釜にて煮上げ其中に灰汁若くは會達を入れ後之を水洗し石上で棒にて叩き纖維を離し然後糊液を加へて抄造し内地の如く張板を用ゐず漉場は河岸に設け晴天の時丈け操業す製造期節は十月以後翌年三四月迄とし産地に於ける一戸一ヶ年の製紙高は三槐乃至四槐

に達する(二十枚を一束とし十束を一箱とし十箱を一担とす)目下全州に於ては組合製紙場を設け補助金を得て經營しつゝある近來紙の需要は益々増大して内地には漸く其原料の缺乏を訴ふるに至つた然るに朝鮮は楮皮、蔴、麻、破布及杞柳等の原料に乏しからざれば將來優に其産額を増加するを得べし目下紙類の内地より此土に輸入さるゝものは五十萬圓に上ほり内三十五萬圓前後は内地人の需要に係り朝鮮人の需要は蓋し十四五萬圓と稱せらるゝ

五 織 物

【朝鮮の絹布】は主として明軸にして軸類の産地は平安道の熙川、成川、泰川、寧邊、江原道の鐵原最も有名なるも何れも何等の趣巧無き白色無地物に過ぎず織成は農家婦女子の内職として古式の「イザリ」機を使用し區々に製出するので品質及び丈巾等不同多く機成後は灰汁にて精練するも殆んど何等の仕上げを施さず購買者か任意に爲すものとされて居る軸類の外平安南道徳川の允羅(紹)甲紗(紋紗)も亦一名産なるも品質仕上げとも不良にして毫も稱すべきものなし而して絹布總産額は蓋し少からざる數に達すべきも是亦た全土の需要を満たすを得ずして毎年六七十萬圓の輸入を仰き内八九割は清國よりの供給に係る

【麻布】は綿布に次ぎ最も廣く朝鮮人に需要せられ産出地も各地に散在せり先づ忠清南北道、咸鏡南北道を多しとし就中忠清南道韓山、鴻山及び恩山を主産地とし韓山は第一位を占む種類は重に苧麻布と大麻布にして韓山産の苧麻布は品質も良好に一ヶ年の産額二萬匹價格八萬圓前後に及び又鴻山産は地太にして品質較々劣等なるも産額は年三萬匹に達するか如し産出期節は四時機成せるも七八月の間最も盛にして機成方は麻に清水を注ぎ日光に晒らし漂白するを待ち纖維を割きて細糸としキザリ機に掛けて織り揚ぐる悉く生地物なり麻布の總産額は數百萬圓と傳ふるに拘らず尙ほ毎年清國産の輸入百四五十萬圓に上ほり而かも其品質仕上げの點に於て朝鮮産は到底之に匹敵すべくもあらず大に之れか改善を要すべきを以て目下忠清南道に於ては傳習所を設けて銳意之か改良發展を計りつゝあり又近日々鮮人共同して製麻會社設立の目論見中であると聞く

【木綿】は需要の最も廣きものなれば云ふ迄も無く特に從來棉花栽培の行はるゝより各地とも自家用的に産出せらるゝも生産地と稱すへきは指を全羅南北道及慶尙南北道に屈せざるを得ずして晋州木綿は其名遠近に知られて居る地質は地太の手堅き品物多く何れも無地物なるは他の織物に異ならずと雖とも其品質の割合に價格不廉にして一匹の相場一圓五六十錢より三圓四五十錢に至り内地にて一圓六七十錢臺の品物が此地方に於て三圓を超ゆるか如き有權であつて是亦到底外國

品と競争する能はざるより朝鮮木綿の産出は漸次減少し大部は悉く我内地支那及英國より輸入する「シーチング」「金巾」を代用するに至つて此等の輸入高は一ヶ年六百五六十萬圓に達して居る近來平壤大邱等の地方に於て傳習所又は織物會社等を設け多少之れか改良を企圖せる鮮人あるも未だ認むべき成績を擧ぐるに至らず概して不振の境遇に在り併し棉花栽培の南部に好適せることは既に前述せる通りであつて綿布の材料は將來容易に豊富に得らるべき豫想十分なれば一面棉花栽培に由り内地紡績事業に益すると同時に一面半島に於ける紡績工業を企圖し以て支那及英國等の輸入を絶つは自今事業家の活動に待つべきものと思はる

六 金屬類

朝鮮は由來鑛物に富めるを以て金屬、器具の製作は比較的發達し銀又は眞鍮の食器、唐金の盃、火鉢其他の製品鐵類の鍋釜、火鉢等の中往々精巧にして趣味ある器物を製出するとなきにあらざる各種器具の内鐵器眞鍮器は大部分を占め又鐵工の如きは各所に散在し農具、建築用器具及板鐵細工を製出しつゝあるも要するに其産額は僅かに全土の需要を満たすに止つて居る

七 酒類

朝鮮酒は藥酒、濁酒、燒酎の三種にして他に過夏酒其他燒酎に加味せし酒類あるも殆んど云ふに足らず其製法は何れも生麥にて製造せし麹の媒介に依り短時日に醸造せるもので藥酒は最も上等酒類とされ品質優良なるものは果實酒に類するも概して不良で動もすれば廢敗し易し濁酒は農家の四時製造する所にして殆んど下等社會の食用に代用せらる而かも其品質は劣等にして最も廢敗し易く燒酎は酒精分割合に弱く三十度内外を普通とし五十度を有するものは至つて稀れてある此等の酒類は何れも自家用か或は小規模の製造にして多量の醸造を爲す者無く之れか製造石數は各種を通して百七八十萬石に達するならんと傳へらる

以上掲げたる工業品の外手藝品として京畿道江華島の華籠、慶尙道金泉の産、全羅南北道の簾扇子各種の帽子類並に京城に於て製作さるる簪、櫛、鈕等各種の裝飾品あり内には其技術の賞賛すべきものなきあらざれども茲に省略することとせり

八 内地人の工業

内地人の工業は日露戦争以後著しき發展を遂げ特に併合後に至り俄然活氣を呈し來り各種工業の計畫、目論見及準備等進行中にある會社の事業少なからずと雖とも尙ほ總て創始の時代を脱せざるもの多く之れか堅實なる進歩發達は之を今後に期すべきものと思はるゝ而して從來經營せる工業中の重なるものは先づ精米業、煙草製造業、酒、醬油製造業、鐵工、煉瓦製造業、造船業及電氣事業等を數ふべきた

【精米業】は朝鮮米穀の粗末なる收穫及俵裝に依り土砂並に粗等の混入多きものを取去り之を精白として内地、浦鹽滿州又は朝鮮在内の内地人に販賣せるものにて半島内の米穀用地若くは米穀輸出港等には早く創始された事業で釜山の如きは頗る大規模にして何れも動力を使用し盛んに操業しつつあり

【煙草製造業】は各地に散在せる小規模のものを除き京城の東亞煙草株式會社及廣江商會に指を屈すべく東亞煙草は其勁敵たりし英米煙草「トラスト」を破くに至りし以來販路次第に擴張するに至りて目下殆んど二千人の鮮人を使役し毎月の平均、巻煙草八千萬本、刻煙草四千五六百貫匁を製造して居る而して半島内の需要は漸次増加の勢を示せり

【酒、醬油製造業】は内地人の來住多きを加ふると共に需要の激増を來し而かも半島に於ては米穀の價格低廉にして勞力費用も亦安價なるより各地に在りて製造に従事せる者多く就中仁川、釜山等にては大規模の會社事業となせるものあり酒類の品質は未だ到底内地の上等移入品に及ばずと雖とも亦た飲料に供するに足り醬油の如きも釜山、仁川等にて殆んど内地品に劣らざる製品を見るに至つたので此等の事業は將來頗る有望の前途を有して居る(味増も最早内地品の移入を仰かざるに至れり) 其製造高等は下に之を示す

【電氣事業】は曩きに京城龍山に日韓合同の日韓瓦斯株式會社を設け瓦斯事業を經營せしに始まり次て米國人(コリアン)の經營に屬せし京城龍山間の電車及電燈事業で同社の買収するに至り京龍間の電氣、瓦斯事業は全く日韓瓦斯會社の獨占に歸し爾來其業務も漸く擴張し目下資本金三百萬圓にて馬山の電燈事業をも經營準備中に在り昨年併合以來電氣熱大に増進して平壤電氣株式會社、太田電氣會社等も今や設立を告げ木浦にも昨今其計畫中に在るか如し若し既設の釜山、仁川、元山等に於ける電燈事業と合算せば電氣事業は最早内地の壘を廢するに至るも遠きにあらざるべしと考へらる

【鐵工、煉瓦、造船業等】は其創始は早きにあるも概して小規模の經營に止まり鐵工は小道具の製造、器械の修理位にして又造船も漁船の製造と商船の修葺に過ぎざる状態であつて此等は何れ

も前途の發展に待つ外なし左に以上工業状態を表に示せば

工業場表

(四十二年十二月末日)

道名	營業別	工場数	機		内地人	朝鮮人	外國人	炭消費高	生産品價格
			数	馬力					
京畿道	精米	六	一	三二五	二四	一七	△ 三六五	五三六,四〇〇	
	醬油製造	三	一	二二	二二	一〇	△ 三六五	九六,三六〇	
	其他	八	一六	一〇一〇	三二八	九一	△ 五四四 八七,三三〇	六〇八,八六八	
忠清南道	精米	一	一	二	一	八	一六八,〇〇〇	三〇〇,五〇〇	
	其他	四	三	一六〇	四〇	四九	△ 四〇〇 三三〇,〇〇〇	二一〇,九八〇	
	其他	四	三	一〇〇	一八四	四九	五八〇,〇〇〇	三〇一,九八四	
全羅南道	精米	三	二	五〇	四	八	△ 四〇〇 三三〇,〇〇〇	二一〇,九八〇	
	其他	四	三	一六〇	四〇	四九	五八〇,〇〇〇	三〇一,九八四	
	其他	四	三	一〇〇	一八四	四九	五八〇,〇〇〇	三〇一,九八四	
全羅北道	精米	三	三	二八	一	一	△ 四一 一,三〇〇	二二〇,〇〇〇	
	其他	二	三	二八	一	一	△ 四一 一,三〇〇	二二〇,〇〇〇	
	其他	二	三	二八	一	一	△ 四一 一,三〇〇	二二〇,〇〇〇	

道名	營業別	工場数	機		内地人	朝鮮人	外國人	炭消費高	生産品價格
			数	馬力					
慶尚南道	酒製造	二	一	一	六七	八	× 一九〇〇	一七,一九〇〇	
	醬油製造	七	一	一一	一一	一五	× 二二,〇〇〇 × 二二,〇〇〇	五四,七〇五	
	其他	六	八	七五	三二	四三	× 三〇,〇〇〇 × 三〇,〇〇〇	五六,九四〇	
慶尚北道	其他	一	一	一	一	一	一	一	
	其他	一	一	一	一	一	一	一	
	其他	一	一	一	一	一	一	一	
平安北道	其他	一	一	一	一	一	一	一	
	其他	一	一	一	一	一	一	一	
	其他	一	一	一	一	一	一	一	
咸鏡南道	其他	一	一	一	一	一	一	一	
	其他	一	一	一	一	一	一	一	
	其他	一	一	一	一	一	一	一	
計		八三	八三	一,二二二	五九〇	一,九八五	△ × 一六,二六〇 △ × 一六,二六〇 △ × 一六,二六〇	五,五五一,三三六	

備考 △印は石油 ×印は薪

自三十九年 至四十二年 工場数及資本高表

年別	工場数			資本金	職			生産品價格
	精米所	瓦礫工物	其他		内地人	朝鮮人	外國人	
四十一年	三五	一五	一三	一,三三三,〇〇〇	九三九	二,〇〇三	二,三三三	三,三〇,七二六
四十年	二六	八	一〇	二,七五七,〇〇〇	一,二二九	二,〇二二	一,九四四	四,〇〇三,五八〇

第九章 商業

二三四

朝鮮には今尙ほ物々交換の風盛んに行はれ従て自から製造し自ら消費せる幼稚の經濟社會なれば商業の未だ發達せざるは勿論であつて現今の朝鮮商業と云へば殆んど内地人と少數の支那人の經營に屬するものと云ひ得らるゝ余輩は以下朝鮮の商業習慣、商店、市場、内地人の經營及貿易等に付略述しよう

一 商業習慣

朝鮮在來の商業は主として口錢業と貸金業である而して口錢業とは客主及居間の二種にて貸金業は典當業である

【客主業】 客主なる業務は元來委託販賣並に問屋業にて又附隨の業務として貸金倉庫運送業をも營み互ひに離れざる關係を保つて居る客主が委託販賣を爲す貨物は穀物、牛皮、煙草、鹽業にて客主は絶へず市場の相場を通信し花客は時機を見計らひ其製作物を客主に送付し買拂價格を指定して販賣を委託し客主より預り證を受くるを常とする而して其指定價格にて販賣したる時は豫て定

めた口錢と諸經費を引去り殘餘は花客に返送する客主の營む問屋は内地の所謂問屋と趣を異にし例せば地方人が或物品を販賣し又購買せんとするに當り不案内の市場にては不使少からざれば之を問屋に依頼し問屋は相手を求め自身の責任にて賣買を爲し口錢を申受く客主が貸金を爲すは一は花客が物品の委託販賣を申込み時直ちに販賣を見出す能はされば花客は其物品を差出して客主より資金の融通を受け貨物賣拂の後差引計算を爲す今一つは花客が地方差出の米穀を買集めるに際し資金を客主に求むる場合に後日其穀物が自身の手を経て市場へ見はるべきか故に其申込に對し頗る多額の資金を融通する斯く客主は投資を計ると共に花客の遊金を預り之を融通して利殖を計り同時に花客にも應分の報酬を爲す即ち云はゞ倉庫業と銀行業とを兼營せる状態にて其大なるものに至つては巨額の物資を預かり其信用確實にして取引の形式は至極簡單なるも花客との關係は親密であつて責任を重んじ累を他に及ぼさず出入の花客は子孫に相傳へて繼續出入する有様では商業上の美風と云ふべきであらう

其取引方法は賣買者間に立つて自己の計算にて賣主に對しては債務者で買主に對しては債權者である取引には直取引と延取引とに別かれ直取引は主として農産物に行はれ延取引は輸入雜貨及海産物に行はれる而して客主の資金に對する利息は概して月三步で賣買口錢は貨物の種類に由り

賣買双方よりするものと買主より徴収するものとあり其割合は地方と物品の異なるに従ひ相違し列記し得ざるも先づ賣價の一分乃至二分の間を往來す

【居間業】 客主が賣買者双方の間に介在し口錢を取る場合に客主の許に出入し其依頼を受けて賣買者を紹介し賣買成立の曉に口錢を受くる者を居間と云ふ所謂仲立人である客主は賣買の媒介を爲すと共に取引の當事者なれども居間は當事者たること無く口錢も物品に由り異なるは客主と同様なれども概して低廉である

【典當業】 典當業は我内地の質屋と略ぼ同一なるも朝鮮の典當なるものは内地の質權と抵當權とを併はせたる貸金業者にして動産不動産の區別無く花客の提出する物件に對し一定の金錢を融通するのである然れども普通金銀細工家具什器に對し融通するもの多し其割合は評價に對して三割乃至五割を程度となし期限は三ヶ月を一期とするも或は毎市日即ち六日間の期限に過ぎざるものもある利息は月四分以上にて市日毎に融通するものは一ヶ月一割二分の高率に達する又典當舖に於て質札を交附することは内地に同じ要するに前記客主業と典當業とは半島從來の經濟界に於て必要の金融機關である

【商業手形】 朝鮮の商業者間に於て從來最も盛んに行はれたるものは於音又は音票と稱する手形にして主として約束手形の性質を有するも稀に爲替手形の性質を帯ぶるものあり其形式は簡易て手形振出の月日氏名及金額を記載せる左の如きものである

月 日 某
當 文 (錢) 一 萬 兩

支拂期日には一覽拂と期日拂とあり期日拂は二ヶ月を普通とするも期日後は幾年後と雖とも支拂を受け得る慣習にて裏書形式無くして之を讓渡すを常とす尤も讓受人に於て一應口頭にて振出人に支拂引受を交渉したる後讓受くる道は採り居れり斯く無記名式手形にて其受授のみを以て權利の移轉を認め紙幣と同じく流通せらるゝものであつて信用ある商人は自然濫發の弊に陥り一朝取付けに遭ふて支拂ふべき資力無く倒産や逃亡を企て取引界の不安を惹起せしこと少からざりければ顧問時代に之を矯正することとし内地同様に裏書授受の法に基く手形を發行せしむることとなり更らに手形組合なるものを各樞要地に組織せしめ組合をして振出手形の支拂保證を爲さしめ之に由り安全に授受せしむる方法を講ずることとなつて爾來大に其弊を防止するを得たるも今日と雖とも舊式の於音は尙ほ朝鮮人間に行はれて居る

【商業組合】朝鮮には古來襍商負商と云ふ小賣商人の組合あり右襍負商とは何れも風呂敷包又は擔荷にて商品を擔ひ行商する意味の名稱にして此行商は五人十人組を爲し各地の市場を廻はり物品を賣捌くものにて地方々々の組合を組織し其の共同の風儀取締並に利益を計る事が自然成立ち來つた此等全國各地方に散在せる襍負商の人數は非常の多數に達し一の勢力團體となるに至りしが李朝憲文王の時代に國難を構へたる際彼等は團結して軍用金、兵糧を獻納し尙ほ軍役に從事せし等の事ありしより國家有事の際には至極必要の團體と認められ自然國事に關係を有する勢となつて遂に政府は之れか爲め京城に事務局を置き保護獎勵を加へ他日事あるに當り之れを利用して野心家が利用して騒動を起せしことは屢々て大院君は會て政權爭奪に之を利用し近く明治三十一年頃に獨立黨なるものと此團體との間に大衝突を起したと云ふ風て本業を放れて政治に干渉し其勢力を以て政治を動かす弊を生ずるに至り其後政變に従ひ其保護特權を奪はれ團體も漸く廢弛の一姿となり今日にては最早以前の如き形造りたる結合は無いが併し一昨年市場税の徵收に反抗し一の暴動を起した順川の騒擾も此等の首唱と傳説さるゝ位て地方に在つては尙其情力を持つて居る團體である

右は襍負商の團體に就ての事なるも左なくとも或一地方の商人か相團結して商業上の事項を協議すると云ふ慣習は自から成り來り目下と雖とも地方重なる都市には一の商務組合を立て集會場を設け商業上の協議仲裁又は利益の増進弊害の矯正等に就き互に意見を聞き又各商人を代表して官署に訴願すること等も行はれる而して此等の組合は別に規約等は整備せざるも不文的に團結は仲々善く行はれ其協議にて取極めたる事は他の商人は猥りに拒むを得ざる觀念を持つて居る云はば幼稚なる公益的商業機關である併し動もすれば個人の商業上の自由に立入り事業獨占到に傾く如き干渉を爲すことあるも之を善導せば地方商業の開發に一助たるものと信ずる

【破産慣習】此外商習慣としては破産處分に類せる習慣ありて朝鮮人は破産の場合には店舗を閉ぢて其儘他に移轉し或は一時逃亡するを例となせるが此時債權者は各自打寄つて破産者の遺留財産を貸金の多寡に應じて分配するか又は其歸還の時を待つて處分するか債權者の任意であるが何れも一度分配處分を了したるときは破産者が資産を回復することあるも再び請求する能はざるものとなつて居る

二 商店及市場

【商店】朝鮮人の商店として記載すべきものは京城の六矣廩である六矣廩では(一)立廩と云へる絹布商店(二)白木廩と云へる木綿商店(三)明袖廩と云へる袖類商店(四)布廩と稱する麻布商店(五)紙廩即ち紙商店(六)魚物廩即ち魚商(七)鞋廩即ち鞋商である六矣廩とは六株の特権を得て販賣する商店の意味(七種の商店中魚商と鞋商とは半株つゝとし凡六株となる)で李朝の初め以上の商店には屋舎を官給し政府所要の物品を供給する爲め特許を與へ設立せしものに屬し各商店とも二三十乃至四五十の附屬の商店あり皆株式となり世襲業務となつて時に株の賣買に由り新に加入するを得たるも木綿商と袖商とは加入を許さざりし政府の御用品は各廩按排して之を納入し官にて一定の價を定めて支拂を爲せり各廩とも組合組織にて應分の經費を負擔し共同の利益救済を計り若し重大の事あれば六矣廩全體連合して共同處辨の方法を採たる事ありて即ち專賣特許の御用商人團體である斯の如くなれば若し他の商人か特権を犯し六矣廩と同一物品を販賣せる者あらは各商店は用捨無く其物品を沒收し又侵害者を處刑するの手段に出づる等自衛上とは云ふものゝ頗る特権を利用して亂暴の方法を行ひたるも亦一方には王室は勿論大官等か時々御用金を申付け或は物品を徵發せられ而かも買上物品の代價も不相應の安價で若痛を嘗めしとも少からざるものがあつた甲午改革のとき此特権を廢止せしも兎に角六矣廩は以前の關係上京城に於ては有數の商

店として現に鐵路(京城第一の街路)に軒を並べて今尙ほ商業の中心である

京城以外にて朝鮮人の商業と云はゞ開城に指を屈すべく開城は高麗朝の舊都として遠く其時代より京城と同じく御用商人の團體を有し官給物件の賣買を爲し來りか如く而かも今日に至るも依然股販で寧ろ京城を凌駕する勢がある特に開城は資本家も頗る多く其附近は勿論黃海道の大部分の商業資金は今以て開城に仰き其商業の勢力範圍は悔るへからざるものあり同地の同業團體として盛んに經營しつゝあるものは現に白木廩、衣廩、明袖店、紙廩、魚果廩、織物廩、南草廩(煙草店)米廩、博物寮(居間人集會所)、鎗器廩、植廩(紗、絹、絲、類商店)石房、木房、銀房、泥匠伊、雜廩(雜貨店)其他十五六種類を數ふるに足る

【市場】市場は全土に最も能く普及され山村僻地に至るも時々之か開設を見る開市は毎月六回を以て定日となし雨天を除く外は必ず之を開設する其區域は特に邑内に一地區を限るものと市邑全體を區域とするものと一に地方の便宜にして何れも大道商業であつて往々小屋掛を爲し物品の種類毎に區劃を定めて排列せるものあり而して市場は經濟狀態の幼稚なる結果多くは商人と消費者に由りて行はれずして生産者と消費者に由り行はる去れば市日には市場附近三四里乃至七八里内外に生産せる米穀、牛豚、魚類、家具、器具其他各種の雜貨等有ゆる物資は生産者の手にて此

處に集まり又遠方の貨物は裸負商(小賣商)の手にて持込まれ茲に賣買双方が定日に打寄り有無相通ずるので従て市場にて金銭の融通も付き又貨物の相場も自から一定する更らに米穀市場若くは牛市場、賣藥市場と云ふ如く特種の物品を限り年數回の大市場を開設する場合あり此時は商人同士の取引頗る殷盛にして普通の小賣市場と趣を異にせるものあり市の大なるものは一市にして取引價格一萬圓以上に達せるもの往々あり群集は少きは二三百多きは一二萬に及び又孟蘭盆及歲暮の市場は最も盛大にして凡て市場の状態を目撃すると雜沓混亂を極め喧噪名狀すべからざる有様である市は朝鮮の如き幼稚の状態に在つては地方住民に非常の便利を與へ特に小民に取つて必要である例せば農民が金に差支へ米穀を賣らんとするも近隣に買手を見出さず之を市場に持出して賣る小民か手製の貨物を賣拂はんとするも是亦た近所に販路を得ない之を市場へ持參して賣捌き而して各自亦た必要の物品を購買すると云ふ風で地方民の賣買取引は市場にて爲さるゝか故に市日以外には大都會の外は都邑の商家は平時至つて閑散で取引稀なる姿である去れば從來市日を利用して税金を徵收する慣例行はれ而かも容易に徵收し得らるゝ形跡を認むる

市場は之を取締る方法として接長と名ぐる名譽職(市場商人間の互選)を設き其秩序を維持したりしが現今は市場税の徵收上別に官の指定に由る管理人なる者を設け管理せしめて居る又慣行上

牛市場に仲買人あり普通市場に監考と云へる世話人あり仲買人は牛賣買の仲介を爲し口錢を取り監考は米穀の樹量りを爲して口錢を收め又絹織物の取引に尺取人あり(織物の寸尺を計量し)て手數料を徵收す若し又貨物主が物品を賣捌くことを得ざるとき市場の客主業者に之を擔保として次の市日迄金銭の融通を受くる便法も各市場に成立つて居る要するに朝鮮の經濟状態に於て自然に斯る市場の發達を見たるものにして當分之善導し發展せしむる必要あるものと認む

市場數及市場平均一ヶ月賣買高 (四十二年)

道名	個所數	農産物	水産物	織物類	雜品	畜類	計
京畿道	七九	一二月七九六	四六〇一八	五五三〇七	四一、〇〇〇	五九、四六九	三二八、四九八
忠清北道	五一	七三三三〇	一五、三三七	五五、〇〇〇	一、四、七〇〇	三、三、三三三	三三三、三三三
忠清南道	七四	八二八六六	二五、一九四	七三、三三三	一、七、九九九	五、四、九三三	三三三、三三三
全羅北道	六八	三三、三三三	三三、三三三	四六、六六六	三三、三三三	三、九、〇一五	一、六、四、九七九
全羅南道	八一	一五、三三三	三三、三三三	四一、三三三	八、八、七二九	一、八、八、〇〇〇	一、七、七、一七七
慶尙北道	一〇八	一六、六七五	一〇、三三七	九三、八五一	八、〇、五九九	一、一、八、五九二	五、六、三、三三三
慶尙南道	九三	六〇、九六六	七、三三七	三九、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三	三、三、三三三
黄海道	八九	八、九、五三三	一〇、六、三三三	七、四、〇四八	六、六、三三三	五、四、四九一	二、九、七、〇〇〇

江原道	五四	一一、六七三	二一、七九六	六七〇、四〇〇	二二、五二二	三三、六八五	一四、七〇五
平安北道	五六	四五、七九一	一一、九四六	一三、三九三	二九、一九九	三七、五六四	一三八、八九三
平安南道	六五	六九、八七三	一五、八三八	四七、三三五	一五、四六〇	二一、二四一	一六九、六四七
咸鏡北道	九	二二、九一	六〇四	九、六二四	三、五七二	九、九七四	二六、〇六四
咸鏡南道	四三	四九、六〇九	六八五〇	九〇、〇八六	三八、二七三	一六、九〇八	二〇、一七三
計	八四九	八一五、七三五	三六八、四六三	七、六七五	六二七、七三七	五二、七三六	三〇、三〇、四六五

【商業上の主要市邑】 中央及地方を通して朝鮮に於ける主要とも云ふべき市邑は左の如し

- 漢城府 京城、龍山
- 京畿道 水原、開城、永登浦、仁川、江華島
- 慶尙南道 釜山、東萊、金海、密陽、蔚山、馬山、統營、晉州
- 慶尙北道 大邱、金泉、慶州、安東、浦項、尙州
- 忠清南道 江景、公州、烏致院、洪州、禮山、牙山、端山、天安、太田
- 忠清北道 清州、堤川、忠州
- 全羅南道 羅州、榮山浦、南平、咸平、光州、木浦
- 全羅北道 群山、全州、浦浦、南原、金堤

- 黃海道 鐵寧、黃州、兼二浦、沙利院、新幕、谷山、海州、新溪
- 江原道 春川、江陵、蔚珍、鐵原、原州
- 咸鏡南道 咸興、元山、北青
- 咸鏡北道 清津、鏡城、羅南、會寧、富寧、城津、吉州、明川
- 平安南道 平壤、安州、鎮南浦、咸川
- 平安北道 定州、新義州、宣川、義州、寧邊、龍岩浦、鐵山、北鎮、江界、楚山

三 内地人經營の商業

内地人の年々發展を爲すと共に商業も着々進歩を來たし京城、釜山、仁川を始めとし各開港地に於ては或は會社經營として或は個人經營として各種の商業に従事しつゝありて頗る規模の大きなものなきにあらずと雖とも今一々之を列擧し難きを以て之を略し茲に其設立の會社、組合、會議所等を掲げ其一斑を窺ふに止めんとす

會社及組合表

(四十一年十二月末)

三十九年	四十年	計	理事處別										組合 資本金		
			新	大	元	鎮	平	仁	京	木	群	馬		釜	
			州	邱	山	浦	壤	川	城	浦	山	山	山		
二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五八	八六	九三	一	九	三	一	二	一	七	二	七	四	六	四	一八
一〇	一〇	三三	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
九	二八	三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
二	一〇	一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八
九〇	一四九	一六三	三	二	三	五	二	五	三	三	八	九	二	四	四七
三三	四四	四六	二	八	三	二	一	七	一	一	一	一	一	一	二〇
未詳	未詳	五、一〇、二、七、五	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

備考 資本金は拂込額に由り且調査未了の會社を含む
商業會議所

名	稱	設立	地	區	域	議員	特	別	會員	數	年四	度十	二	設立	年月
京城	日本人	京城一區				二〇			二〇		一九〇七	一九〇七	二〇	二十年	二月
仁川	日本人	仁川居留民團區域一區				二〇			二〇		一九〇七	一九〇七	二〇	十九年	四月
釜山	日本人	釜山居留民團區域一區				二〇			二〇		一九〇七	一九〇七	二〇	十九年	四月
元山	日本人	東は葛麻浦南は元山里西は德源邑北は陽日里を以て境界とする				二〇			二〇		一九〇七	一九〇七	二〇	十四年	一月
鎮南浦	日本人	鎮南浦各國居留地一區及居留地外一里以内				二七			二七		一九〇七	一九〇七	二〇	十四年	七月
水浦	日本人	水浦各國居留地外一里以内				二七			二七		一九〇七	一九〇七	二〇	十三年	一月
群山	日本人	群山居留民團區域内				三三			三三		一九〇七	一九〇七	二〇	四十年	九月
大邱	日本人	大邱居留民團區域一區				三三			三三		一九〇七	一九〇七	二〇	四十年	一月
馬山	日本人	馬山居留民團區域一區				三三			三三		一九〇七	一九〇七	二〇	四十一年	三月
清津	日本人	清津雜居留地及其附近一里以内				三三			三三		一九〇七	一九〇七	二〇	四十一年	十月

備考 四十二年度豫算の欄に於て仁川、釜山會議所は四十一年度豫算、清津會議所は四十二年十二月より四十三年三月迄の四ヶ月分を掲ぐ

四 貿易

海外貿易は朝鮮人側に在つては各商店より客主の手に由り内地人又は支那人を経て行はるゝものにして朝鮮人自身其衝に當たれる者無し而して其貿易額は之を既往の實績に對照するに其發展は年々著大なるものにして彼の日清戰爭に次ぎ日露戰爭は多額の軍資の散布勞力の需要鐵道の敷設等に依り一般購買力を増大すると共に内地の貨物を朝鮮内陸に紹介する動機となつて爾來内地人の流入と各種專業の經營等に依り外國貿易は殆んど一新するに至つた

既往十年間貿易價格表

年次	輸出	輸入	計	輸入超過
明治三十三年	九五六八、七六八	一一〇、六九五六一	二〇、六三八、二二九	一、五〇〇、五六一
三十四年	八、五四三、七二五	一四、七七七、五五四	三三、三一九、九七七	六、三三三、五二二
三十五年	八、四八八、五〇三	一三、六九二、八四三	三二、一八一、三四五	五、二四三、三三九

三十六年	九、六六九、二三二	一八、四一〇、七二二	二八、〇七九、八五四	八、七四一、五八〇
三十七年	七、五三〇、七一五	二七、四〇三、五九一	三四、九三三、三〇八	一、九八七、一八七六
三十八年	七、九一六、五七一	三三、九七一、八五三	四〇、八八八、四三三	三、五〇五、二八一
三十九年	八、九〇二、三八七	三〇、二九一、四四五	三九、一九三、八三三	二、一三八、〇五八
四十年	一七、〇〇三、三三三	四、一四三、六五三	五八、四三三、八八七	二、四四四、四一九
四十一年	一四、一三三、三三〇	四、〇三三、五三三	五五、一三八、八三三	二、六、九二二、二二
四十二年	一六、二四八、八八八	三六、六四八、七七〇	五二、八九七、六五八	二〇、三九九、八八二

【輸出】 朝鮮の輸出品は從來主として米、大豆、人蔘等農産物にして其貿易の盛衰は一ヶ年の豊凶に由りて左右さるゝの有様なるが其額漸く増進して明治四十年以後は一躍一千四五百萬圓の額を繼續するに至れり今此増加の原因を探查するに主として左の諸點に歸着せるか如し

- (一) 農産物の連年豊作なること
 - (二) 海外販路の擴張せること
 - (三) 農産、水産業等の發達に伴ひ輸出貨物の増加せしこと
 - (四) 地方交通の改善及航運の發達に従ひ沿岸貿易の増進せしこと
- 更らに右輸出額の國別並に其重要品等を見るに

輸出額國別

品別	四十二年價格十萬圓以上			
	日本	朝鮮	西貢	其他
米	三、四三〇、〇〇〇	一、一五五、八五五	四、三二一、四四六	〇、三三三
計	一、六二四、八八八	一、四一三、三三〇	一、六九七、三三三	一、六九七、三三三
日 本	一、二二五、八八八		一、〇九六、三三三	一、二九八、二四七
支 那	三、二四七、八七		三、二四七、四八八	三、二一九、九八三
露 領 亞 細 亞	七、八六〇、五五		七、七二七、七三	七、八七三、四三
北 米 合 衆 國	六、八、九七八		四、五、一〇六	
英 吉 利	五〇、二二六		三、七四六	
香 港	三、六、五〇五		六、五八一	
佛 蘭 西	一、七、二八四		六、八八一	
其 他 諸 國	六、二一〇		五、〇〇〇	
計	一、五八		六、一七五、六	

品名	日本	朝鮮	西貢	其他	計
大豆	三、三三三、五七一	一、八八、八八八		二、九四	三、五二二、七五三
人參	一、九二八	八、二二二、〇〇〇		一、五〇	八、四四一、九二八
牛皮	六、六九〇、七三	一、四六、二二八			八、一五七、九六〇
生牛	七、二九、五二〇	三、三〇、九七			一〇、六〇六、四九七
綿	四、五、五五三	三、三、九、九三三			七、八、九、四八六
乾魚(肥料)	三、七、三、三三三	三、三、〇、〇〇〇			七、〇、三、三三三
鐵礦	三、七、一、七七八	五、六			三、七、一、八三四
石炭	二、〇、〇、〇〇〇				二、〇、〇、〇〇〇
鮮魚	二、〇、〇、〇〇〇	二、〇、〇、〇〇〇			四、〇、〇、〇〇〇
鉛	一、五、二、二二二	一、八、五、二二二			三、三、七、四四四
黑豆	一、五、〇、二二二	七、四			一、五、〇、二二九
小豆	一、四、六、七、七				一、四、六、七、七
木材及板	三、三、三、三三三	三、三、三、三三三			六、六、六、六六六

【輸入】輸入貿易は三十五年當時迄は主に朝鮮人向綿布及飲食品の輸入なりしも其趨勢は漸次増進し日露戦争以後舊韓國の施政改善並に産業状態の變革等に由り年々激増を來たし最近にては二千四五百萬圓の入超を見るに至つたので今之れか原因の重なるものを擧ぐれば

品名	輸出	輸入	差額
紙	3,613,333	2,104,100	1,509,233
マ	3,613,333	2,104,100	1,509,233
セ	3,613,333	2,104,100	1,509,233
小	3,613,333	2,104,100	1,509,233
ビ	3,613,333	2,104,100	1,509,233
鐵	3,613,333	2,104,100	1,509,233
食	3,613,333	2,104,100	1,509,233

二五四

【金銀及紙幣流出入】前記の通り朝鮮貿易は年々常に貨物の輸入超過を示し四十年以後に在つては漸く増大して一ヶ年平均二百四五十萬圓の入超を呈するの狀態なれば國際貸借の關係は之か債務を決済すべく金銀及貨幣の流出を見ざる可らざるは當然の筈にて従つて朝鮮より毎年海外へ流出する金銀地金及貨幣は四十年後に於て平均三百七十餘萬圓に達せりと雖も更に翻て我内地より朝鮮に流入せる紙幣の數量を見れば同年以後毎年平均九百四十餘萬圓の巨額に達し（我兌換紙幣は内地向けに）双方を合して流出入を計算するときは反て金銀貨幣の朝鮮に流入超過を來たすの奇態を認むるのである是れ畢竟政治上の關係より内地の官廳軍隊の増設に伴ふ經費として多額を注入せられ又内地人の増加に由り企業資金の投下さるゝもの多く特に舊韓國政府が國費膨脹の爲め國債を

起し正貨の流入を促したると又一には第一銀行券の發行並に貨幣鑄造に依り一層其流入を高めたる等各種の原因錯綜して斯る流入超過を見はすに至つたのである其事實は左表に依り之を確め得らるゝ

金銀地金其他貨幣の流出入

年次	流出				流入				合計	流出超過
	金貨	銀貨	銅貨	計	金貨	銀貨	銅貨	計		
四十二年	6,223,333	1,000,000	2,000,000	9,223,333	1,000,000	2,000,000	2,000,000	5,000,000	4,223,333	
四十一年	4,223,333	1,000,000	2,000,000	7,223,333	1,000,000	2,000,000	2,000,000	5,000,000	2,223,333	
四十年	4,223,333	1,000,000	2,000,000	7,223,333	1,000,000	2,000,000	2,000,000	5,000,000	2,223,333	

紙幣流出入

年次	流出		流入		合計	流入超過
	紙幣	計	紙幣	計		
四十二年	9,423,333	9,423,333	1,000,000	1,000,000	10,423,333	1,000,000
四十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000
四十年	9,423,333	9,423,333	1,000,000	1,000,000	10,423,333	1,000,000

第十章 金融機關

朝鮮の金融機關は前に掲げし客主業典當業等の不完全のものを除きては僅かに少數の私立銀行あるに止まり其他は明治三十七年財政整理の結果として設立されたるものにして韓國銀行、農工銀行、共同倉庫及金融組合は即ち是である。

一 韓國銀行(近く八月十五日を明し朝鮮銀行と改稱)

朝鮮に於ける國庫金の出納、銀行券の發行其他中央銀行たるべき業務は顧問政治時代より我第一銀行と舊韓國政府との契約に基き京城第一銀行總支店に於て取扱はれたりしも財政及經濟の發展に伴ひ特に中央銀行を設立する必要より去四十二年十一月韓國銀行を創設し中央銀行たる業務は一切第一銀行より引繼を受け爾來其業務を進行しつゝある其業務は中央銀行として國庫金の出納銀行券の發行をなす外尙ほ左の業務を爲す

(一)爲替手形其他商業手形の割引(二)取引會社、銀行又は商人の爲め手形代金の取立(三)爲替及荷爲替(四)確實なる擔保貸付(五)諸預り金及當座貸越勘定(六)金銀貨其金屬及諸證券の保護

預り(七)地金銀の賣買及貨幣の交換

尙ほ政府の認許を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付を爲し又營業の都合に依りては國債證書地方債券其他確實なる有價證券を買入るゝことを得今や同銀行は京城に本店を有し各樞要地に支店、出張所を合はせ十三ヶ所を設け益々業務を擴張し金融機關の樞軸として全土の經濟界を緩和すへき任務を行ひつゝある

而して日韓併合に依り政府は將來朝鮮に於ける事業の發展に伴ふ通貨の膨脹と資金需要の増加を豫期し併せて業務の正確なる發達を遂げしむべく本年三月法律第四十八號を以て更らに朝鮮銀行法を制定し一千萬圓の資本金中三百萬圓を政府の持株に相當する出資とし而して本行の銀行券發行は金銀地金及日本銀行兌換券等の正貨準備に對するものゝ外國債證券其他確實なる證券手形等保證準備に對する發行力を三千萬圓迄の範圍に擴張され尙ほ必要の場合には總督の認可を經一定の發行税を納めて制限外發行を爲し得る等殆んど内地日本銀行同様の任務を明定され本年八月十五日より實施されるゝことゝなつた

朝鮮銀行表

公稱資本金	拂込資本金	樹立金	政府貸下金	預金	貸付金	銀行券發行高	支店出張所
10,000,000	22,000,000	—	1,130,000	7,335,000	1,797,334	13,155,000	13

二 農工銀行

地方金融の疏通就中農業資金の融通と産業作振の目的を以て三十九年三月條例を發し設立されたるものにして政府に於て株式を引受け又は無利子貸下金を爲し當初は各觀察道所在地に二個づきの本店を設置されしも其後經濟交通と資金集散の便否に鑑み漸次併合し今日は本店は京城、平壤、大邱、全州、光州、元山の六ヶ所に置き各道に支店出張所二十七ヶ所を設け經營しつつあり其業務の要領は

(一)年賦又は定期償還の方法に由る不動産の擔保貸付 (二)公共團體に對し無擔保貸付 (三)信用確實なる二十人以上の農業者又は工業者が連帶責任にて申込める時の五ヶ年以内の無擔保定期償還貸付

以上は開墾、排水、灌漑、耕地土質改良、殖林事業等農工業に使用する資金たるを必要となす

此外商業手形の割引及爲替、預金等普通銀行の業務をも兼營す

即ち我内地の農工銀行と商業銀行とを併合したるものと同く地方に於ける緊要の金融機關である

農工銀行表

(四十三年六月末日)

銀行名	所在地	公稱資本	拂込資本	樹立金	預金	貸出金	發行高	政府貸下金	支店出張所
全州農工銀行	京城	5,000,000	1,642,500	2,985,000	8,676,600	12,330,285	2,500,000	3,492,000	7
平安農工銀行	平壤	2,000,000	1,069,250	3,155,500	2,703,000	1,692,860	2,000,000	5,145,000	6
慶尙農工銀行	大邱	2,000,000	650,000	2,000,000	3,380,700	8,246,660	1,900,000	3,100,000	5
全州農工銀行	全州	1,000,000	844,000	1,888,000	2,861,810	4,296,670	950,000	3,070,000	3
光州農工銀行	光州	1,000,000	550,000	1,700,000	2,590,000	3,725,330	1,500,000	2,000,000	3
咸鏡農工銀行	元山	2,000,000	792,350	2,100,000	2,652,230	3,162,330	1,500,000	1,600,000	4
計		13,000,000	5,552,550	13,147,500	33,866,200	48,449,710	10,300,000	22,372,000	27

三 金融組合

地方小農民の金融を緩和し農業の發達を計る爲め四十年五月創設せしものにて政府は各組合に對し資本金一萬圓宛を無利子にて貸下けて資本となし朝鮮人たる小農商工民を組合員とし内地人

理事を置き一二ヶ所毎に農業技手を配置し組合員に對しては一人に付五十圓を限りとして小資金の融通を與へ此外生産物の委託販賣必要品の共同購入を取扱はしめ尙貨物集散地の組合は政府の補助の下に倉庫を建設せしめ米穀の擔保貸付を獎勵せる等業務の成績年と共に見るべきものあり而して將來組合の發達と同時に各地農工銀行との聯絡を密にし爲替並に預金等を取扱はしむるの計畫は目下調査中に屬せりと聞く今其狀況を示さば左の通りである

地方金融組合表

(四十三年四月末日)

道名	組合數	組合員數	貸付金現在高	共同購入高	委託販賣高
京畿道	八	二,四九七	五,一三三,三三〇		
江原道	七	二,一三八	四,〇九八,九〇〇		
忠清南道	一〇	三,〇八一	六,〇〇九,五〇〇	五九,一〇〇	八八,一六〇
忠清北道	六	一,七二六	三,一〇一,五〇〇	七,七〇	一,三八七,三〇〇
全羅南道	一〇	三,〇一一	七,六五五,三二六	三三,五二〇	二,三二二,〇〇〇
全羅北道	九	三,四七六	六,一七六,五八八〇		
慶尙南道	九	三,一五三	四,〇〇九,三三〇	八,六三八,八四三	三,〇四一,三三三
慶尙北道	一〇	三,六五三	六,五〇三,一三七六	一,六四三,三三〇	六,三三二,二二二

道名	組合數	組合員數	貸付金現在高	共同購入高	委託販賣高
咸鏡南道	一〇	二,五二六	五,一九七,一三〇〇		
咸鏡北道	三	七六八	一,〇〇六,〇〇〇		
平安南道	六	一,七二二	五,一四九,〇〇〇	三三,三三〇	一,一五〇,〇〇〇
平安北道	五	一,四四四	三,三三〇,九五〇	三〇,一〇〇	
黄海道	七	二,二一〇	四,八二二,六〇〇	一一,六六〇	
計	一〇〇	三,一〇,九七	六,三七六,九八,六〇三	二七,六八,七四五	八,八二九,五〇一

四 倉庫會社及手形組合

【漢城共同倉庫會社】 京城商人金融救済の手段として三十八年九月資本金十五萬圓を政府より貸付創設せしものに係り業務は(一)貨物の寄託を引受け預り證券を發行し(二)商品擔保の貸付を爲し(三)商業手形の割引を爲す目下仁川、江景、平澤に出張所を設け業務漸次發達す

共同倉庫株式會社表

(四十三年六月)

公稱資本金	拂込資本金	政府貸下金	積立及繰越金	貸出金	支店出張所數
一五,〇〇〇,〇〇〇	五,九五五,〇〇〇	三五,六六〇,〇〇〇	五五,三九〇,〇〇〇	二,三三〇,六六七	三

【手形組合】 従来朝鮮に流通せし於音(手形)の不完全を認め之を廢滅せしめ之に代はるべき正當なる商業手形の流通を計畫せし爲め三十八年手形組合條例にて創設せし朝鮮商人間の組合にして商業手形の確實を保證し之れに由り其流通の安全を期するに在りて目下京城、平壤、大邱、晉州、全州、光州、鎮南浦、水原に本支所を置き漸次業務を擴張せり是れは朝鮮特別の機關である

五 普通銀行

【内地側普通銀行】 朝鮮の内地側普通銀行は其初め京城及各開港地に於ける内地人の金融に資する爲め設置されたるものにて朝鮮各開港地の開發には與りて大に力あるものと云ふべきだ此外内地興業銀行は舊韓國々債の引受け民間に對する貸付農工債券の應募等の爲め京城に豫て支店を置きたりしも朝鮮銀行の設立さるゝと共に其業務を之に委託し支店を撤退した内地銀行中の第一銀行の如きは早く明治十一年に釜山に支店を設けたるを初めとし爾來元山、仁川、京城等に支店出張所を設け日清戰役中は日韓兩政府の爲め盡す所あり其後業務を擴張し三十八年十月より舊韓國政府の國庫事務を引受け銀行券を發行し中央銀行の業務を經營せしも朝鮮中央銀行の設立と同時に其業務一切を之れに引継ぎ今や普通銀行に復歸した茲に諸銀行の狀況を示せば

内地側銀行表

(四十三年六月末)△印は借

銀行名	朝鮮に在る支店出張所	公稱資本金	資金又は朝鮮支店元金	預金	貸出金	所有物	借入金及貸付戻貸金	遊休金
第一銀行	三	10,000,000	12,000,000	4,244,977	4,881,076	1,111,633	9,847,777	67,976
十八銀行	八	3,000,000	1,140,000	2,171,177	2,576,496	3,419,334	2,892,033	2,147,488
第三百三十銀行	五	5,000,000	7,000,000	1,783,210	2,678,233	4,178,777	△6,666,900	8,438,000
周防銀行	一	1,100,000	—	588,922	1,335,255	3,069,999	△2,622,233	2,008,800
朝鮮銀行	—	50,000	50,000	51,115	4,933,9	3,468,3	△1,980,6	△9,977
東洋拓殖會社	—	—	500,000	—	255,150	—	—	2,477,500
計	一六	19,300,000	24,000,000	6,288,334	10,577,939	8,263,556	4,317,033	63,147,6

【朝鮮側銀行】 朝鮮側普通銀行は天一銀行、漢一銀行及漢城銀行の三行にして去二十八年に創設されたるものを最先とし順次設立を見たるものにして天一銀行の如き當初經濟方法に通せずして常に政客に利用せられ又貨幣制度混亂の影響を受け三十八年京城の恐慌に際し漢城銀行と共に非常の苦境に陥りしを以て政府は貸下金を交付して之を救済方を講じ爾來資金の増加と共に業務は逐年發展を爲し又韓一銀行は元來財政顧問の財政策に反抗したる京城實際家の創設せしものなるも後漸く誤解を去り他の銀行と共に京城附近の金融疏通に盡力し而かも同行は全く朝鮮人のみの

組織經營に屬するも業務の狀態頗る見るべきものあるに至つた

朝鮮普通銀行表

(四十三年六月現在)

銀行名	支店出張所数	公稱資本金	拂込資本金	政府貸下金	積立金及前期繰越金	預り金	貸出金	設立年月
天城銀行	一	500,000	150,000	1,100,000	975,336	678,721	858,953	二十八年
漢城銀行	二	300,000	75,000	1,000,000	678,725	498,173	572,703	三十二年
韓一銀行	一	500,000	150,000	—	387,677	613,889	577,443	二十九年
計		1,300,000	375,000	2,100,000	2,041,738	1,790,683	2,008,100	

備考 圓以下切捨とす

【内地人の類似銀行】 以上列記の各種銀行の外殖産會社、興業會社、勸業會社等種々の名義の下に内地人の經營に係る諸會社は半島各地に散在し少からざる數に達して居る(元より統計の微すべきものなきも大小を合せ蓋し類せんか)此等は合資、合名、株式等區々に分かれ或は内地の支店あり或は獨立に經營せるものあり何れも其名は會社事業なれとも其實際に至つては殆んど銀行と異ならず概して朝鮮人の不動産(即土地)を擔保に貸金を爲し又預金を爲し手形を發行し兼て割引事業を營むの狀況であつて不動産貸付と商業銀行とを兼營するのが多數である此等の會社中には初めより金融を爲すのみの目的に

止まらずして低廉なる擔保流の土地を得るを目的となしたるものも少なからず兎に角朝鮮に於ける金利の高きに乘し金貨業を經營して巨利を博せんとの念慮に出でたるものなれば其融通の金利は鮮人間の高利を標準とし四割以上六割に達せるものあり中に利殖の方法宜しきを得豫期の如く過分の利益を收めたるものもあるも亦た其資金の固定を來たし多少困難の事情あるものなきにあらず而して之れか融通資金は蓋し少くも二百萬圓に達するならんか凡て此等類似銀行は金融機關に乏しき地方に在つて一の必要機關として前掲銀行の足らざる所を補ひ經濟の調和に役立つたに相違なきも亦た一方に低利資金の疏通を妨げ産業の發達を遲滞せしめしことも認めざるを得ない然れとも之れは既往の關係に於て然か爲せし迄であつて併合後の今日低利資金の融通と産業の開發が一層切實となりたる折柄永く斯る狀態を繼續せしむるは銀行規定に違背するのみか金運の統一上にも又地方開發上にも不得策なるは勿論である去れば當局者は近き將來に於て適當の範圍に順次之を整理し比較的地位的鞏固なるものに向つては引續銀行業務を經營せしむることを承認し否らざるものには其業務を廢止せしめ以て低利資金の疏通と産業の發達とを計考せらるゝと置く

第十一章 交通

一 道路

【在來道路の狀態】 朝鮮全土由來道路らしき道路無きは皆人の知る所て僅かに人畜の行通し得るものに過ぎず即ち曲折凹凸甚たしく降雨一度來れば泥濘脛を没し殆んど畦路に異ならず橋梁は架設せざるもの多く稀に架設せるも矮小の土橋にして少しく出水せば忽ち流失し河川の大部分は徒涉か又は渡船に由る外は無い去れば毎年雨期に至れば河水は氾濫して道路を没し橋梁は流亡し盡して行通杜絶し往々進退に窮することあるは朝鮮内地を旅行する者の屢々遭遇する所にして其行通の困難は内地人の豫想外である故に貨物の運搬は一に人肩馬脊に由り日子と費用を要すること多大なり然るに最近に至る迄治道の術は一も講ぜられず唯僅かに年々秋期に至り雨水の爲め破壊されたる道路橋梁を沿道の面民が或は材料を給し或は勞役を提供し所謂賦役を以て脩理せし舊慣を存するのみであつた

【道路改脩施設】 統監府の設置に引續き之れか改修の必要に迫り内地官吏の經營の下に治道局なるものを設け曩きに我政府より借入れし起業資金債の内を以て經費に充て道路の改脩に着手し繼

續事業として今日迄施行されつゝある

改脩道路表

(四十四年三月)

區 間	道 幅	總 距 離	功 程
鎮南浦、平壤間	四〇	二二八	竣 工
木浦、光州間	三三	三三〇	同
大邱、慶州間	三三	一七二	同
群山、全州間	三九	一一〇	同
水原、利川間	二八	一一〇	同
公州、小井里間	二八	八二	同
晉州、馬山間	二八	一七二	同
安州、寧邊間	二八	七三	同
海州、河東間	二八	三〇〇	工 中
清津、鏡城間	二八	六〇	工 中
麻田洞、新義州間	二八	三二	同
黃州、同停車場間	二八	三二	同
海州、龍塘浦間	二八	三二	同
大邱、新市街線	六〇	三二	同

仁川新市街線	三〇	同	同
慶州浦項間	二二	七三	工事中
天安溫陽間	三〇	三〇〇	同
清州烏致院間	二二	四一	同
鎮南浦廣梁海間	三〇	四〇〇	同
永興柳島間	二二	六〇〇	同
咸興四湖津間	三〇	四一	同
沙利院、載寧間	三〇	六〇〇	同

以上の道路は遠からず全部の埃成を告げ附近各郡村の交通に便宜を興ふべきは勿論茲に始めて道路らしき道路を見るに至れり然れども是れ僅かに樞要地間の一部の改修に着手せしのみ全土多数の道路は尙依然として舊時の状態に放置さるるを思はし朝鮮の道路經營は前途遠遠と云ふべきだ道路其他の交通機關が殖産興業の發達に至大の關係あるは今更云ふ迄も無く朝鮮の現状に於て特に急施事業たるは何人も異論無き所である交通困難の爲め物資の集散を妨げ運賃を増大ならしめ製品の販路を滯滞せしむるは朝鮮内地何れの處に於ても遭遇せる事實にして産業の獎勵と道路の改脩とは常に相伴ふにあらざれば地方の開拓は得て望むべからざるは明白である目下内地人の

移住と朝鮮人の覺醒とに由り半島内地に至る迄漸次産業勃興の氣運に向ふ折柄道路の改脩は此際萬難を排して施行すべきものである而かも其道路は完全を望まんより専ら速成を主とし少くも各道廳所在地と中央部其他の樞要地間に普及せしめざるべからず林政荒廢の爲め毎年雨期の水害甚大にして之に堪へ得べき道路を一時に改修するは完全の設計と多額の費用を要することにて到底今日事情の許さざるのみか又不得策である去れば完全なる道路は之を將來の計畫に譲り差當り經費を要する割合に少なく年々の改脩にも多額の入費を要せざる簡易の道路を普く開通せしむる外は無かるべしと思はるゝ又此改脩費も現今の如き少額の地方費を以て支辨するの途なきは云ふ迄も無く勢國庫の經費に待たざるを得ない

當局者は既に之れか計畫を定められ第一期工事として總費額一千萬圓を五ヶ年の繼續事業費として議會の協賛を了し本年度に於ては二百三十七萬餘圓を割當てゝある而して之に由り改脩すべき道路は全土の都市を連絡貫通すべき必要の道路を撰び總延長里程五百八十餘里の道路を本年より改修するの計畫であつて既に土地收用法及道路規則を發布し夫々準備されつゝあり余費は之れか實行の一日も迷かならんことを望むのである

最近に於て改脩さるべく決定せられたる道路は別表として附録に掲げて置く

二 鐵道

【經營の方針】 朝鮮の鐵道は本來交通經濟の自然の要求のみに依り敷設されたるものにあらず所謂國家の大局より打算して着手された事業たるは一般の認むる所である夫れ故其經營は内地鐵道の如く營業に依り得たる利益を以て經營するにあらずして毎年我政府よりの補給に依り旅客貨物の運輸及各種施設の工事を進捗せしめて居るので今日迄の成績にては多く幾分の損失となり不經濟の鐵道なれども是れ所謂朝鮮經營の爲め已を得ぬ次第にして朝鮮の現状に於ては營利を目的と爲すは當分困難なるへしと思ふ尤も漸次收入の増加しつゝあるは事實にして本年度(四十四年度)豫算に於ては六十二萬餘圓の收益を計上されたるか如し

目下實測中の湖南線は南部朝鮮の寶庫とも云はるゝ全羅道を横斷せるものなれば經營上有利なるべしと雖ども京元線は然らず専ら行政上の干係に重きを置き敷設することとなりたるものに於て其當時比較線となりし平元線(平壤元山間)が經濟上有利なるにも關せず之を排して遂に京元線に決したるを以ても朝鮮鐵道の敷設が營利主義に基かざるを察すべきだ

【現今の狀態及將來】 現在の鐵道は總て總督府の所管に屬し京釜線と京義線に大別される京釜線は釜山より京城に至る幹線に三浪津より分岐して馬山に至る支線と永登浦より分岐して仁川に至る支線とを併はせたるものを云ひ京義線は京城龍山より新義州に至る幹線に黃州より分岐して兼二浦に至る支線を合はしたるものを云ふ孰れも廣軌道(四呎半)で車輛は長大のボギー式を用ゐる客車廣く貨車も亦能く二十六噸を搭載し得る

南方釜山と下の關との百二十餘哩の海上には千五百噸乃至三千二百噸内外の汽船四隻を浮べ日々二回相方より定期に出帆し一は釜山發京城行の急行列車及釜山新義州間の直通列車に接続せしめ一は下の關、門司に於て新橋、大阪、長崎、鹿兒島間の列車に連絡せしめて本邦内地と朝鮮との交通連鎖となり北方は新義州と安東縣との間の鴨綠江上は汽船便に依り對岸清國に連絡し更らに安東縣を経て大陸鐵道に接続して居る又支線は仁川、馬山、兼二浦等主要の港灣江口に出て海外諸港に通し旅客貨物を吞吐する等世界的交通の主要線である又平壤より分岐して鎮南浦に至る平南線は近く竣成を告げ北部唯一の都邑平壤と有望なる港灣鎮南浦との連契を得て内外貨物の出入に多大の便利を供し尙ほ豫定線たる京城より元山に至る京元線と太田より群山を経て木浦に至る湖南線とは急施の計畫にて當初十年を要すべきものを繰上げ五ヶ年に短縮の豫定を定め着々實測を進め直ちに起工さるゝ筈にて湖南線の一部太田、連山間は既に敷設を了して開通の域に達した

其の全部完成の曉に至らば朝鮮に於ける屈指の都市と港灣は始めて鐵道に由る連絡を遂げ海陸交通の便利物資の集散は勿論人文開發上如何に進展すべきかは今日より刮目して觀るべきである加之大陸鐵道の接續線たる安奉線は既に改築の進行中て之れと京義線との連絡は鴨綠江の架橋工事近く本年十月迄に竣工するに依り開始さるべく又大陸鐵道と港灣とをして一層其連絡を十分ならしめん爲め半島の北部中部及南部の三要港たる鎮南浦、仁川、釜山の港灣に大改修を加ふべく八百六十萬餘圓の繼續工事を本年度より施工さるることとなり次で清津、會寧、間島、吉林間の鐵道施設も早晚着手を見るに至るべく更らに此等の地と内地の敦賀若くは舞鶴との海陸联接を遂ぐるの曉にも至らば運輸交通の便と共に茲に朝鮮鐵道の經營上に變轉を來たし併はせて朝鮮と内地との經濟狀態並に世界の交通に一大生面を開くに至るへしと察せらる。

既設鐵道區間及哩數表

線路名	區	間	哩數
京釜線	釜山	京城	二七四、九
京支線	三陟	京城	二五、〇
同支線	永登浦	仁川	一九九、四
京義線	龍仁	新義州	三〇九、七

同支線	黃州	兼二浦	八、九
平南線	平壤	鎮南浦	三四、〇
計			六七一、九

豫定鐵道區間及哩數表

線路名	區	間	哩數
京元線	京城	城元	一三六、五
湖南線	太田	群山木浦	一六二、五
計			二九九、〇

三 海 運

海運は殆んど内地人の獨占事業にして曾て外人の經營に係るもの無く又朝鮮船は三百石を超えざる帆船或は小廻船にて僅少の貨客を沿岸に廻送するに止つて居る今其狀況を示せば

(四十三年九月一日)

方面	所	航	航	時	港	地
	有者	種	期			
西	日本郵船 大阪商船 同	朝鮮線 本邦政府 命令航路	毎四週 一回以上	神戶—下關又は門司—長崎—釜山—仁川—大連—太沽—又は天津—牛莊		
	同	同	毎三週 一回以上	横濱—四日市—神戸—下關又は門司—仁川—大連—太沽又は天津—牛莊		
	同	同	一ヶ月	大阪—神戸—下關—又は門司—釜山—馬山—木浦—群山—仁川		
	同	同	一ヶ月	木浦—智島—法聖浦—蔚浦—群山		
	同	同	一ヶ月	木浦—智島—法聖浦—蔚浦		
	同	同	一ヶ月	木浦—楸子島—朝天浦—濟州島		
	同	同	一ヶ月	木浦—碧波津—莞島—長興		
	同	同	一ヶ月	木浦—智島—法聖浦		
	同	同	一ヶ月	釜山—馬山—統營—三千浦—左水營—羅老島—莞島—所安島—碧波津—木浦		
	同	同	一ヶ月	釜山—長承浦—欲知島—安島—巨文島—牛島—濟州島		
東	日本郵船 同	本邦政府 命令航路	毎四週 一回以上	神戸—門司又は下關—長崎—釜山—元山—清津—浦鹽斯德		
	同	同	毎三週 一回以上	下關—釜山—元山—城津—鏡城—清津—雄基		

岸	海	航	航	時	港	地
		種	期			
釜山汽船 株式會社	釜山汽船 株式會社	朝鮮線 本邦政府 命令航路	一ヶ月 二回以上	釜山—蔚山—迎日灣		
同	同	同	一ヶ月 二回以上	釜山—蔚山—迎日灣—竹箭灣—江陵—襄陽—杆城—長箭洞—元山—西湖津—新浦—新昌—城津—明川—漁大津—獨津—清津—		
同	同	同	一ヶ月 二回以上	釜山—蔚山—迎日灣—竹箭灣—江陵—襄陽—杆城—長箭洞—元山—西湖津—新浦—新昌—城津—明川—漁大津—獨津—清津—		
同	同	同	一ヶ月 二回以上	釜山—蔚山—迎日灣—竹箭灣—江陵—襄陽—杆城—長箭洞—元山—西湖津—新浦—新昌—城津—明川—漁大津—獨津—清津—		

備考 右何れも政府の補助の下に經營せるものとす
 斯く朝鮮沿岸の海運業は未だ幼稚にして不統一の状況に在るより之を釜山汽船會社の一手に
 統一し各沿海航路の整理を計り又相當の時期に達せば進んで浦鹽並に大連方面に迄航路を擴張す
 べく同論見中にありと聞く之を事實に見るも近きにあるべきか

四江運

河川は何れも堤防の設備無く自然の奔流に放置せるを以て流域廣く毎年春期に至れば漸く増水
 し雨期には非常の氾濫を爲し而して秋期に入りて水量を減するを常とす然れとも左に掲ぐる諸川
 は何れも舟楫の便ある主なる河川にして沿岸各都邑の旅客貨物に對し少からざる便利を供して居
 る

(一) 漢江 水源は江原道に發し南北二流に別かれ京城附近にて合して龍山を経て黃海に注ぐ

沿岸都邑は北流は華川、春川、加平等南流は寧越、永青、丹陽、清風、忠州、驪州等にして龍山、揚花津の沿岸は江口より汽船の便あり其他北流は華川迄南流は寧越迄朝鮮船を通す冬期は結氷するを以て通行杜絶せり

(二) 錦江 源を全羅、慶尙二道の界に發し忠清南道の南部を貫き群山港に注ぐ沿岸都邑は美江、扶餘、江景等にして群山、江景間は常に汽船を通し其他美江、江景間朝鮮船便を利用すへし

(三) 榮山江 水源を全羅北道に發し全南の平野を貫流して木浦灣に入る沿岸都邑は光州、羅州、榮山浦等にして榮山浦木浦間は日々汽船を通す

(四) 洛東江 源を江原、慶尙二道の界に發し南流して洛東津を経て金海に出て數派に分かれ海に注ぐ沿岸都邑は安東、尙州、倭館、星州、密陽、三浪津、金海、龜浦等にして江口より洛東津迄朝鮮船を通し増水の場合には遠く安東に遡るを得へし

(五) 大同江 水源を平安、咸鏡兩道の境界を發し平壤に至り漸く大河となり兼二浦に出て甑寧江を合はせ益々膨大となり渺茫海灣を望む感を呈し鎮南浦を経て黃海に入る沿岸の都邑は順川、殷山、成川、平壤、兼二浦、鎮南浦等にして江流水概して深く平壤迄は數百噸の汽船

を通航す平壤以北は遠く朝鮮船を利用し得る冬期は結氷の爲め其通航を絶つ

(六) 鴨綠江 源を白頭山に發し朝鮮滿州の境を劃し義州に至り龍岩浦を過ぎ海に注ぐ沿岸都邑は楚山、碧潼、昌城、義州、新義州等にして江幅廣さも水淺くして岩礁多ければ激流を爲し吃水淺き汽船の僅かに安東縣迄通するに過ぎず但し支那戎船は百餘里に遡るを得本江は上流に所謂鴨綠江の大森林を有するを以て富源開發上並に平安北部の運輸に資するもの頗る大なり冬季は結氷して航行を杜絶す

(七) 豆滿江 同しく水源を白頭山に發し流下して茂山、會寧、穩城、慶興等を経て日本海に入る幅員甚だ廣く水深くして舟楫の便あれとも江口甚だしく土砂を堆積して洲を成し先づ之を改修せざれば十分の航通を爲す能はず冬期は勿論結氷す

興	○鏡城、○會南寧	五三							
北									
道	○慶興、○羅南寧								
合計		五三	一〇五	二一〇	二八	五八	一四三	四六九	一五

備考 郵便局所に於て取扱ふ事務下の如し但其外△印は(電話交換)を○印は(國庫金)を×印は(電信)を◎印は(電話通話)をも取扱ふ

- 郵便局 郵便、爲替、貯金、電信、電話通話
- 郵便所 郵便、爲替、貯金
- 郵便電信取扱所 郵便、爲替、貯金、電信、國庫金
- 郵便取扱所 郵便、貯金、爲替、國庫金
- 電信取扱所 電信
- 郵便遞所 郵便

之を以て朝鮮に於ける通信状態の一斑を知るべきである

第十三章 内地人發展の状況

一 發展の氣勢

内地人發展の既往を回顧せば今日は殆んど隔世の感ありと云ふべきである彼の明治二十七八年前迄は釜山、京城、仁川、元山等數ヶ所に僅少の居留民を見たるのみにて其他の開港地は未だ開設さるゝに至らずして萎靡不振の状態に在り剩さへ十五、十七兩年に於ける京城變亂に依り打撃を加へられ内地人は殆んど窮厄の間に經過したる有様なりしが日清戦役に依り戦勝の結果居留民の増加を來たして漸く發展の氣勢に向ひ三十年以來鎮南浦、木浦、群山、馬山、城津等も漸次開港せられ次て日露戦役に際し京釜鐵道京義鐵道の急設となり内地人は戰役を利用して各種の事業に熱中し引續き大捷の結果急激の發達を遂げ大邱平壤を始め各鐵道沿線樞要の地點に内地人の移住者續出し國境貿易の開始に伴ひ新義州にも發達を促かし保護政治の確立以來益々堅實に進歩の域に進みたるが日韓併合に至つて又發展の氣勢に一段の進捗を來たし以て今日に到達せしにて其發展の経路は常に政治上の進轉に伴ひ來つたのである茲に一例を示さば今より二十五六年前即明治十八年に京城は僅かに十八九戸の内地人ありしのみにて總代を撰び自他の便宜を計つた位に過

きざりしが二十年に至り漸く居留民規則を定め公共機關を組織せしものが二十八年には五百餘戸の戸數を算し三十八年戰役末には既に千九百餘戸に達し現今は九千戸に及び又釜山は古來の貿易港として既に内地人の移住者割合に多かりしも三十八年當時は尙ほ二千二百戸に過ぎざりしが今や六千戸を算するに至り、大邱は全く日露戰役後の發展地なるに拘らず四十年七百戸餘なりしもの現に二千餘戸に及ぶ非常の勢を示し平壤は三十八年に約六百戸の居留民か今日二千三百餘戸に達するに至り又四十年の新開港地たる清津の如き頗る突飛の發展を爲し現に七百餘戸の内地人を見る状態で此外鎮南浦、群山、木浦、元山等の各開港地も多少其發展の度合を異にすれども在住者は年一年増大して大同小異の發達を繼續せし趨勢であつて獨り仁川は日露戰役を最盛期とし爾後現狀維持に止つて居るを例外とするのみ更らに内陸に至つては近來諸官衙の新設官吏の増配及守備隊、警察力等の分屯配置が普及するに伴ひ内地人の分布も漸次密度を加へんとし目下十三道の各道廳所在地並に道内便利の主要地は鐵道沿線地に次ぎ何れも相當の發展を爲しつゝあるを以て如何に最近年間内地人の膨脹力が速かなるかを知るべきである。

斯く住民の増進と共に事業經營も其歩を進め先づ公共事業としては保護政治開始前迄は開港場及一定の集團地は領事官の下居留民會を組織經營せしに止まりしが統監府設置後は各開港場並に

此等の集團地には悉く法人組織の民團法を敷き其他の小集團地には居留人會なるものを組織し公共業務を行ふこととなつた此民團なるものは内地の市と略ほ類似し民會議員と官選の民團長とありて事務を運用し之れか設置の場所は衛生、教育、交通等の設備は着々行はれ經費の負擔頗る大なるにも關せず各種の民團收入(税金、手数料、財產收入、寄附金等)を以て支辨し不足の場合は民團債を起して經營に若心しつゝあり去れば京城、釜山、仁川等は言を待たず平壤、大邱、及各開港民團地の多數は現今は小學教育は普及し(京城、釜山、仁川は中等程度、大邱、元山、馬山等は初等程度の學校を置く)電燈電話の架設あり水道の敷設も大邱、元山、馬山等の民團地を除き他は既に敷設せられ若くは其準備中に屬し電車事業の如きも亦た着々計畫さるゝものあり所謂文明の設備は大體設けられ就中教育事業は最も意を用ゆるの形跡を想見すべきである此社會又は個人經營の事業は既に商、工業の部に掲げたる如く着々經營されて一見内地の都會地と同様の感を抱くのであつて兎角の評は免かれざるも要するに經營苦心の存する點を認めざるを得ない。

右は民團所在地の概況なるも彼の各道廳所在地並に郡邑等所謂小集團地にても從來の日本人會の名下に衛生、教育の設備を爲し來り一昨年來は法人資格の學校組合なるものを設けることとなつて漸次其緒に就かんとし最早百人以上の集團地には不完全ながら概ね小學校を置き啞語の聲を

聞くに至る今や合邦に依り内地の移住者益々多きを加ふる趨勢を示し來り自今内地事業家に依り組織準備中の事業も少からず況んや政治の施設に屬せる京元、湖南兩鐵道の敷設各都市を連絡すべき道路の改修並に世界的通路の要衝として釜山港を始め仁川、鎮南鎮の港灣改修の大計畫が實行さるべきが故に内地人の發展は茲に面目を一新するは明かである

唯余輩の終りに一言を禁する能はざること上述べたる如く發展せる内地人の所謂經營事業を見るに商業と雜業とは半以上を占め工業は一割に滿たず土着的農業の如きに至りては僅かに四五歩に過ぎざる有様にして中には其經營苦心の結果永年の根據を築上げたる者元よりなきにあらざるも最も多く到處に發達せるものは金貸業者と雜貨商であつて而かも兎角暴利を得んことに垂涎し健實、永住の觀念に乏しく常に出稼的態度を採りつゝあつた然るに此非難すべき態度が併合後に於て漸く變化を來たし土着經營の移住者を増加するの好現象を呈するに至つたことである

二 内地人の集團地

余輩は左に數表を掲げて其集團の跡を一見しよう

現住戸數人口

(四十三年五月末)

理事廳名	戸數	人		口計
		男	女	
京 城	一三五四三	二三八一九	二二二二一	四四、〇四〇
仁 川	三、五四〇	六、七四〇	五、八九七	一、二、六三七
木 浦	二、七二四	四、九一八	三、九六〇	八、八七八
馬 山	二、三八一	四、四三二	三、五五一	七、九八三
釜 山	二、六二九	四、九五五	四、〇九九	八、〇五三
大 邱	七、六二二	一四、九三二	一三、一〇二	二八、〇三四
元 山	二、八三八	四、八七八	四、〇三九	八、九一七
清 津	二、三六二	四、五六七	三、六二四	八、一九一
平 壤	二、二二二	三、九四	二、四五	六、三九
鎮 南	二、三四八	四、〇五八	二、七五一	六、八〇九
新 義 州	一、二九五	六、六五八	四、五〇八	一一、一六六
計	四六、七五九	八六、二四三	七二、二六七	一五七、五一〇
四十一年	四三、〇六五	七九、五一一	六五、四八四	一四四、七三三
四十二年	三七、〇六九	七〇、三九〇	五六、〇四二	一二六、四三二

重なる集團地表

(各年十二月末)

地名	四十年		三十九年		三十八年		三十七年		三十六年	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
京橋城	七、六四八	二六、五三四	七、五九八	二五、〇七九	六、一八五	二〇、五五五	三、八五三	一三、四一六	二、九四一	一〇、四一六
仁川	二、九〇七	一一、〇七四	二、九一七	一一、二二五	二、九八四	一一、一八三	二、九三三	一一、四六七	二、九六七	一一、四六七
龍山	二、五七〇	八、五一四	二、三三三	七、四四九	二、〇四三	七、一六四	一、〇三〇	三、三二七	一、〇三〇	三、三二七
水原	三、四三三	一一、二三八	三、六〇〇	一二、一五七	二、七八	九七二	二、七四	二、七四	六八〇	二、三〇九
開城	四、四三三	一四、一五五	三、三六〇	一〇、八五五	四、四九	一、五三三	三、七三	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九
永登浦	一、八六	五、七九	一、七二	五、三三	二、九七	八、一〇	二、〇二	七、七二	二、〇二	七、七二
忠清南道	五、一七	一六、八七	四、五二	一五、〇三〇	四、一九	一、四七一	三、七〇	一、二八七	一、二八七	一、二八七
公州	三、一六	九、七九	二、七五	八、六九	一、八八	四、五九	七、八	一、九四	一、九四	一、九四
江景	一、八三	六、六三	一、六九	五、九二	一、五三	五、八六	一、三三	四、七五	一、三三	四、七五

第十三章 内地人發展の状況

二 内地人の集團地

地名	四十年		三十九年		三十八年		三十七年		三十六年	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
忠清北道	二、三三	六、五三	一、五〇	四、四一	一、七六	四、四一	—	—	—	—
慶尚南道	五、七四六	二二、〇三三	五、五七四	二二、〇三七	五、〇八三	一九、六六六	四、三三三	一六、〇四一	—	—
慶尚北道	一、三三三	四、六五五	一、三三三	四、四二九	九、八九	三、六八七	八、六九	三、三二九	—	—
畿州	二、三四	一、〇四三	二、二七	九、四六	一、七六	五、八九	二、二二	四、四二	—	—
慶尚北道	一、三三三	四、六五五	一、三三三	四、四二九	九、八九	三、六八七	八、六九	三、三二九	—	—
金泉	一、九二	六、二二	一、九二	六、二二	一、九二	六、二二	一、九二	六、二二	—	—
全羅南道	八、五〇	三、四四九	八、三三	三、〇七一	七、六四	二、八六三	七、二六	二、八七五	—	—
光州	三、三三	一、〇三六	二、六九	九、〇八	二、二八	七、五五	二、一六	三、八七	—	—
全羅北道	九、八〇	三、三三三	九、二二	三、〇七一	八、〇四	二、八六三	七、九六	二、九五六	—	—
全州	四、四〇	一、三六三	三、三三	七、七八	二、〇五	五、九三	二、一八	三、八六	—	—
黄海州道	一、九二	六、三六	一、八六	六、三八	一、一六	四、二〇	一、一一	三、四〇	—	—

羅南	咸鏡南道	咸鏡北道	咸興	元山	新安北道	平安南道	平安北道	新幕	兼二浦
1010E	1010E	1010E	1010E	1010E	1010E	1010E	1010E	1010E	1010E
986	986	986	986	986	986	986	986	986	986
3181	3181	3181	3181	3181	3181	3181	3181	3181	3181
476	476	476	476	476	476	476	476	476	476
1333	1333	1333	1333	1333	1333	1333	1333	1333	1333
51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
158	158	158	158	158	158	158	158	158	158

備考 本表集團地は何れも小學校の設備しあるは勿論なれとも此中永登浦、江景、兼二浦、新幕、城津には高等小學の設備を欠く又醫師及衛生上の設備あり

右の外集團地と認むべき地は左表の通り

京畿道	忠清南道	忠清北道	全羅南道	全羅北道	慶尙南道	慶尙北道	江原道	咸鏡南道
◎江華邑 △鳥山 △驪州 △汝山 △安城	△鳥致院 △洪州 △成歎 △鴻山 △天安 △禮山 △平澤 莞江 △扶餘 △論山 瑞山 於青島	△清州 忠州 △永同 ◎秋風嶺	△靈岩 筏橋浦 △榮山浦 △羅州 △濟州 △長興	△錦山 窺岩里 △古阜 △南原 △大場村	△河東 △固城 松真 △昌原 △三千浦 舊助羅 ◎入佐村 △知世浦 泗川 ◎密陽 △蔚山 ◎龜浦 △東萊 △多太浦 △蔚山灣 ◎三浪津 △下端 △洛東 德頭 △迎日 △進永 △方漁津 △金海 △勿禁 △鬱陵島 △太邊 盆德	△清道 △慶州 △永川 △慈仁 △安東 △倭館 △尙州 △慶山	△春川 江陵 金化 鐵原	△北青 △西湖津 △虎島 △惠山鎮

咸鏡北道	△會寧 富寧 惠山 ○鏡城
黃海道	△黃州 △沙里院 載寧
平安南道	△廣梁灣 △安州 △新安州 黑橋
平安北道	△寧邊 △車籠館 ○定州 △龍巖浦 △義州 △宣川 △中江 △北鎮(雲山郡)

備考 本表中○印を付したるものは尋常高等小學校設備の地にして△印を付したるものは尋常小學校のみ設備せる地なり
又醫師其他衛生設備は稀れに欠くるものあり

此他内地人の各地に散在せるものに至つては殆んど數ふるに遑あらず

居留民團歳入出豫算表

(四十三年度)

民團名稱	歳入		歳出		平均員數
	經常部	臨時部	經常部	臨時部	
京城民團	二六,二七六	四,三四〇	一九,二二二	七,四二五	一,一九九
仁川	一〇,二一九	六〇八	七,九一八	一〇,二八〇	九,一八二
釜山	二〇,五〇三	八,七四六	一六,三二六	二,九二七	一四,八七二
鎮南浦	二〇,二四〇	一,五七九	一九,五八九	二,一六〇	七,七三三

計	歳入		歳出		平均員數
	經常部	臨時部	經常部	臨時部	
計	八八,七四五	二二,六三三	七二,三八九	二九,八四九	一〇,二五〇
群山	三,二二五	七,七九〇	三九,二〇五	三〇,〇六八	九,一三六
平壤	五,二四〇	三,五四〇	四〇,九二九	一五,〇一九	五,九四八
水浦	三三,〇八七	四,一六六	二〇,九四六	六,三〇七	二七,二五三
元山	六,一二七	八,六五〇	五,〇二四	二〇,二三四	七,〇四七
馬山	二九,五七六	二,三三七	二七,六六五	二,八〇三	三〇,四六七
大邱	三〇,四三三	一,八五〇	二六,三三九	五,九七四	三二,三三三
龍山	五六,七六九	一,〇〇〇	五二,九〇五	四,八五九	五七,七六四
新發州	一一,六七〇	三,〇五〇	九,八八三	四,八三七	一四,七三〇

備考 本表馬山居留民團に於ける歳入出差引殘金千四百七十二圓は一時積立金にして道路改修費に充當す

居留民團債表

(四十二年十二月末)

民團名稱	債額		未償額	償還額	現在額
	債額	未償額			
京城民團	四,〇〇〇	—	—	—	四,〇〇〇
釜山	一一,〇〇〇	—	—	—	一一,〇〇〇
仁川	—	—	—	—	—
計	一五,〇〇〇	—	—	—	一五,〇〇〇

四十二年	四十一年	計	新羅州同	龍山同	大邱同	元山同	平壤同	鎮南浦同	群山同	水浦同	馬山同
二六,四四三,三三三	二六,四四三,三三三	一九八五,〇〇〇			二,五〇〇			五,〇〇〇	六,〇〇〇		二五,〇〇〇
一,四七四,七五九	一,四七四,七五九	三,四三〇,〇〇〇				一五,〇〇〇				一一〇,〇〇〇	
四八,一〇〇	四八,一〇〇										
一四八,三〇〇	一四八,三〇〇	一七,七八〇	八,七八〇			五,五〇〇				五,五〇〇	
三二八,六〇〇	三二八,六〇〇	六一三,一八八	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	三九,八五六	四,〇〇〇		二九,〇〇〇		
三二七,四一八	三二七,四一八	三二六,六六八	一八,七八〇	三,〇〇〇	五,三〇〇	五九,三五六	四,〇〇〇		五,〇〇〇	三,五〇〇	二五,〇〇〇
九二四,九六三	九二四,九六三	八一四,〇〇〇									
一〇三,六七九	一〇三,六七九	八三,五九三	三,九八六			八,〇〇〇		二,〇〇〇	三,〇〇〇		一,八〇〇
一,四七五,五七九	一,四七五,五七九	三,三六八,八七九	一七,七八四	三,〇〇〇	五,三〇〇	五九,三〇〇	四,〇〇〇		五,〇〇〇	三,五〇〇	二五,〇〇〇

備考 本表中(雜)とあるは教育、土木、衛生、舊債償還以外の目的の爲め又は此等數種の目的を併せ起償せしもの等を包括す

第十四章 財政

財政は諸般政務の基礎にして其關係甚だ廣く之れか施設は直ちに一般經濟界に影響を及ぼし朝鮮の如き幼稚の社會に在つては一層深甚なるものありて其財政計畫を見て以て一般經濟界の狀況をも窺ふことを得るのである故に余輩は茲に一章を設け其概要を記述することとした

一 財政整理の着手

朝鮮の財政整理は明治三十七年財政顧問設置以來の事業にして其以前には朝鮮に財政らしきもの無しと云ふべきである今其整理着手當時の有様を紹介せんに異は總説に述べたるか如く半島古來の因襲として宮中と府中とは混同されて而かも宮中の勢は常に府中を制し宮中の命令とあれば如何ともするに由なき状態であつて大體之か國政紊亂の基を爲せしものなるが財政の不整理は特に甚だしく即ち歳計豫算なるものは有名無實で歳入出の均衡を計る杯のことは毫も行はれず歳出は宮中府中勝手に不當の經費を請求し當局者は規定を無視して隨意に支出を爲し若し不足せば御用商人に立替を命じて一時を繰繰して居る又各廳は種々名義を以て別途の資金を有し自から收入

して自から支拂ひ之を統一すべき度支部でも其正數を知らざる奇觀を呈して居る歳入は政府の徴收機關として地方に郡守觀察使を設置せるにも拘らず別に官中に機關を置き各道に徴税官を派して租税を徴收せらより租税の徴收は二重の姿を爲して錯雜を極め統一せず剩さへ地方官は常に税金の内を以て經費に充て出納の區分混亂せるのみか其の税金の一部を以て私慾を満たし其上人民に多數の賦課金を請求して着服すると云ふ實に言語に絶した状態であつて甲午(二十七八年の改革)に定めたる會計法や改革の主旨は總て空文に葬つて居つた更に貨幣制度を見れば去明治三十一年銀本位制を標榜せしに拘らず僅少の金銅貨を發行せしのみにて爾來盛んに白銅貨を鑄造し格外に表價を高め實價を減じ其表價と實價との差利を收めんとして遂に濫造となり民間も亦た頻りに贗造を行つたので惡貨は市場に充滿し加之棄錢なる古錢が一方に流通して居つて眞價善惡皆混同と云ふ有様にて信用地に墜ちはよき先三十四年に發布せし金貨制度の如きは到底實施さるべくもあらず財政經濟兩ながら紊亂の極に陥つた之を整理救済せんとして先づ第一に執るべき手段は(一)豫算の編成實行等會計法の勵行を促かし國庫金の出納を整理すること(二)徴税方法を刷新し舊弊を斷つこと(三)金融機關を設け資金の疏通を計ること(四)幣制を改善し兌換制を布くことに在つたのである

【豫算及國庫金出納整理】 そこて豫算及國庫金出納整理の爲めには宮中府中の混同を矯め費用の紛亂を避け各廳所有の特別資金を廢して歳入出は國庫に統一するの法を立て第一銀行に金庫事務を取扱はしめ其手の及ばざる地方には内地の通信官署(郵便局署)に國庫金の取扱を委託して金庫出納機關の普及を期し歳出入金の區別を明かにして地方官が勝手に公金を取扱ふの弊を禁し同時に徴税法の刷新としては是迄地方官の徴税を止め又宮中より猥りに徴税官を派出せしむることを防ぎ新たに官制を以て徴税官署を各道、各郡に置き内地聘用官吏に監督を爲さしめて不正行爲を爲すの餘地無からしむることとし

【金融機關の創設】 金融機關を設け資金の疏通を謀らしむることとしては從來地方の經濟状態は極めて低度にして多年收斂の結果は資金の窮乏を告げ殖産興業の途を絶ち地方官は税金其他の公金を徴收せるときは直ちに之を中央政府に送納せず或時期の間其地方の商人に貸付けて商業資金に使用せしめ中央政府も國庫に借入金が必要あれば其金額を先づ在京の商人より借入れ同時に地方官に對し其借入金を徴税金中より直ちに商人に支拂ふべき旨の命令を發し(斯る方法を外需制度と名づく)融通を付けて居つて之か爲め收支計算の混亂を助成せしも亦一面には信用機關乏しき時代に在りては此方法を以て資金の疏通を爲し來りし事情も存せるより右の外需制度や地方官

の公金私消の弊を禁すると共に地方金融の逼迫を緩和すべき手段を講ぜざるべからざることとなつて茲に農工銀行、共同倉庫、手形組合、地方金融組合等の金融機關を設置することとなり特に農工銀行は各道に置き地方農商資金の疏通を計り長期低利の貸出を爲して殖産興業の發展を計り金融組合も各地に散置して小民の融通を助くることと爲した

又此時京城に流通しつゝありし不完全の商業手形(於音)を禁遏し完全の商業手形の流通を計つたのも同時に手形組合の設置は之れか爲めてある

【幣制の改善兌換制の創定】 幣制を改善し兌換制を設けることとしては前に掲げし如く半島の通貨は是迄白銅貨(一個表價二錢五厘)と葉錢(一個表價一文の二種にて白銅貨は京畿、平安、黄海、江原諸道に流通し葉錢は忠清、全羅、慶尙、咸鏡の諸道に流通し而して白銅貨は濫鑄と賤造の爲め殆んど全部悪貨となり銘貨の二分の一にて流通するに至り葉錢は悪貨ならざるも重量の割に價格少なく携帶不便にして今後發達すべき經濟状態に副はず且つ兩貨の比價は常に高低する有様で外に本位貨幣なるもの存在せざりしか故に幣制改善の一着手として(一)本位貨を定め本位は特種の交通關係ある内地幣制と同一にし(二)内地貨幣の一般流通を公認し(三)別に内地同様の補助貨を鑄造し(四)舊白銅貨は期限を定めて全部を引揚げ葉錢は流通額を制限し一定の額迄回收す

ることとし又兌換制度は豫て我第一銀行が銀行券發行の權を政府より得て發行しつゝありしが財政整理を機とし三十八年此銀行券を公私取引上無制限に通用することを公認し第一銀行は國庫金取扱銀行として内地中央銀行と同一の資格を得兌換制度も茲に定まつた(當時發行の銀券は十圓、五圓、一圓、五十錢、二十錢、十錢六種なりしが其後一圓以下の銀貨銅貨を發行することとなり一圓以下の銀券は之を廢止せり)

此外從來英人「ブラオン」專管の下に在りし關稅を統一して國庫の收入とし稅關支署を増設し樞要の地に保稅倉庫を設け出入貨物の便益を計り又財源調査の一課を設け各種財源の調査研究を爲し他日土地調査の準備及製鹽業務等の素地を作り而して以上歳計の收支計算に對しては會計検査の方法を創定することゝしたり

二 整理の經過及施設

初め此計畫を實行するに際しても亂麻の如き財政を整理することとして上下共に疑懼の念を抱き中央地方の朝鮮官吏は之れか實行に躊躇の色を顯はし又其身の利害より陽に贊し陰に妨ぐるの風を存し無知の人民は流言浮説に動かされ誤解迷想を逞ふし税金を郵便局署に納むるを嫌ひ貨幣も悪貨を喜んで反て新貨の使用を避くると云ふ状態にして之れか遂行は容易ならざるものがあつた

のである

爾來整理事業は着々進行を續けたるのみならず財政計畫は必要に應じ漸く擴張を來たすに至り即ち大要左の方法を以て進行した

- (一) 宮室有及國有財産の整理と帝室經濟の整理を斷行し由來宮内府所屬たりし驛屯士並に各宮に屬せし庄士を悉く國有に編入し其小作料を國庫の收入に入れ又宮内府の紅蔘專賣をも國家事業に移し
- (二) 是迄宮内府其他各所に於て徵收し來りし雜税を整理統一して或は之を廢し或は之を地方に移し而して人民は規程に由らずして猥りに無名の負擔を強むらるゝこと無きを明かにし
- (三) 模範事業及財源涵養の目的を以て酒類釀造試驗所を設け尙將來有望の財源なるを見込天日製鹽の事業を開始し
- (四) 酒税煙草税家屋税の三税を新設して膨脹せる經費を補ひ又地方經費の必要より地稅附加税市場税屠場税等の地方稅を創定し
- (五) 輸出入貨物の取扱方を簡捷にすべき諸手續を考案し且つ清津港を経て滿洲地方に出入する貨物の免稅を爲して以て貿易上の便宜増進を圖り

三〇〇

- (六) 金融狀態に鑑み資金の集散を容易ならしめん爲め農工銀行を統一集中せしむることとし本店を減して支店を増設し尙ほ金融の疏通を一層地方に普及せしむる必要より漸次地方金融組合を増置して結局各郡に設備する計畫を定め
- (七) 舊白銅貨及葉錢の引揚げ並に之に代はるべき新貨の散布とを勵行して農工銀行、金融組合をして地方の農商民に新貨の無利子貨下を爲し舊貨を以て返還せしむる等漸く回收の實を收め
- (八) 徵稅機關を一段整備せしむるため全く地方官との系統を區分し各郡に財務署を置き之を監督すべく樞要地に財務監督局を置き内地官吏を首腦とし我内地の稅務機關と同一の組織を備へしめた
- (九) 外國貿易の増進と漁業法の發布に従ひ密輸入及密漁船の監視署並に監視船を増置して此等不正手段の掃蕩に従事した
- (十) 而して財政の膨脹と經濟の發展に伴ひ其樞軸たる中央銀行を特設するの必要に迫り茲に朝鮮銀行を創立し以前第一銀行をして取扱はしめたる此等業務の一切を引繼ぎ經營せしむることとし

(十一) 又豫て計畫されたる土地調査事務の準備を了し愈土地整理に着手することとなつた

三 財政の現状

以上整理の経過と施設とは其後格別の故障を見ること無くして進行し今や整理當初の弊害は殆んど打破し盡して歳入出豫算其他會計法の運用、國庫金出納の整理分界、兌換制度の確立、等は順潮に行はれ徴税上に於ては復び不正手段を容るゝの餘地無く人民も亦た課税の公平なるに信賴することとなり金融機關は未だ其設備全からざるも地方資金の疏通に於て順次良好の成績を示し又混亂せし通貨も舊白銅貨は全く回収して市場に悪貨の跡を絶ち棄錢も大部分の引揚を了し新貨の散布は各道に漸く遍からんとし従て新貨の信用を高かめ到處圓滿の流通を爲し其他鹽業、醸造、藝政事業等各種の施設は大體に於て着々達成せらるべき徑路に向へりと雖とも更らに其歳計の内容を見れば實に遺憾に堪えざるものがある其れは他にあらず舊韓國々債の増加である

【國債の状況】 財政整理着手以來之か整理に伴隨せる経費は頗る多額を要したるのみならず裁判制度警察制度學制並に殖産交通等に關する各政務機關の擴張及事業の設備等緊急の施設は年一年各方面に増加の勢を爲し自然避け難き歳出の激増を來たし而して歳入は租税及驛屯事務の整理新

税の増設特に頻年關稅收入の著しき増加に由り其外種々の増加收入を以て五ヶ年前僅か七百四十八萬餘圓の總歳入が昨年(四十三年度豫算)に於て二千三百七十六萬餘圓に達せしも此内八百九十七萬餘圓は大部分公債歳入に係り經常歳入は一千四百七十八萬餘圓に過ぎず加之毎年の經常歳入を以て經常歳出に適應せしむること能はざる不具の状態に陥り去りとして此上新税を増設し若くは増税を爲さんとするは朝鮮の民度に於て斷して得策にあらざるか故に勢常に借金財政を以て之を纏繞せざるを得ざる已む無き歳計を繰返すに至つたのである其れは朝鮮には由來國債なかりしものが(國債を以て整理するの途を解せざりし) 財政顧問設置の初め國庫證券を發行せしを嚆矢とし次で貨幣整理費用の爲め其資金を借入れ第三次に金融機關増設の爲め借入れ四次に農商工業發展に資する爲め起業資金を借入れ五次に再び土地調査費に充つる爲め起業資金を借入れ尙ほ亦次に起業公債を起し七次に施政改善の爲め日本政府より年賦借入を爲し最後に貨幣整理費不足の爲め再び整理資金の借入を爲すこととなつて昨年度(五月末)の現計は四千五百七十一萬餘圓を算するに至つた

以上は合邦に至る迄の財政状態の概略なるが合邦の結果政費節減の目的を以て各行政機關の廢置分合を行ひ缺員を淘汰し中央地方各機關を簡捷にし其他の諸経費を減額し所謂行政費用は爲め

に減額を來たしたるも將來施設すべき事業は併合に由り益々急設を感ずるに至り今四十四年度朝鮮總督府歳計豫算として本期議會に提出されたるものを見るに歳入出は共に四千八百四十四萬餘圓に増大し而して歳出増加の主なるものは運輸交通に關する(一)京元、湖南兩鐵道施設事業線上の増費、各都邑道路の改修並に釜山、仁川、鎮南浦は海關設備の改良にして之れか費用は到底其財源を朝鮮に見出す能はざるは勿論なれば一半は内地の公債募集金を以て一半は我内地一般會計よりの補充金を以て總額二千四百六十七萬餘圓を支出すべき計算であつて而かも此兩鐵道の布設道路の改修海關の改築等は何れも本年度より向ふ五ヶ年間の繼續事業にして別記繼續費表に示すか如く總額實に八千二百四十九萬五千三百八十七圓に達し居りて今や既に議會の協賛を了したれば此經費支辨の方法として政府は別に朝鮮事業公債法を發布し五千六百萬圓の金額を限度とし三年又は五十五年内の償還期限に依り借入金金を爲し若くは公債を發行することとなつた要するに朝鮮の財政は半島全部の開発され朝鮮人の經濟力が充實を見る迄は今後當分借金財政を繰返さざるべからず餘儀無き境遇と云はざるを得ない余輩は茲に各表を掲げ其經過の成績を窺はん

自治治三十八年度歳入出豫算比較
至同 四十三年度

年次	歳入		歳出	
	經常部	臨時部	經常部	臨時部
三十八年度	七四八〇、二八七		七、三三、二、一五	九、五、六、八三六
三十九年度	七、四八、四、七四		六、四、四、三、一八	七、九、七、三、八八
四十年	九、九、六、三、三三		一〇、一、九、三、七六	一、七、五、七、九五一
四十一年	一三、四、一〇、三、四七		一四、七、四、四、四四	一、三、三、三、九六七
四十二年	一五、一、七、八、九〇三		一八、一、三、三、八、二二	二、九、五、五、九二二
四十三年	一四、七、七、七、三三三		一五、三、三、三、二、一〇	二、三、七、四、五、九四

自治治三十八年度歳入豫算額比較表
至同 四十三年度

科目	經常部				
	四十三年	四十二年	四十一年	四十年	三十九年
租稅	一、一、五、五、五、五、二	一、一、三、三、三、三、三	一、〇、五、八、八、八、八	九、七、三、三、三、三	七、三、七、四、七、七
印紙收入	二、八、六、六、七	二、三、四、〇、〇	一、九、五、〇、〇	一、五、八、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇
郵便收入	一、五、一、六、五、一	一、三、七、八、六、四、七	七、五、〇、〇、〇		
官廳及官有財產收入	六、九、三、二、〇、二	九、五、一、二、〇、二	一、一、七、五、八、七、五	一、三、四、四、〇	七、九、〇、〇、〇
雜收入	七、三、五、三、三、〇	一、二、八、〇、〇、八	七、七、一、〇、三、八	一、一、〇、〇、〇	六、〇、〇、〇

臨時部		臨時部		臨時部		臨時部		臨時部	
經常部計	臨時部計	經常部計	臨時部計	經常部計	臨時部計	經常部計	臨時部計	經常部計	臨時部計
1,477,733	8,978,323	1,517,893	14,049,107	1,341,037	9,828,888	9,926,333	6,842,238	7,484,744	7,480,287
公債金繰入	3,063,585	公債金繰入	6,437,980	公債金繰入	3,903,308	公債金繰入	5,562,238	公債金繰入	
借入金	4,699,677	借入金	4,652,540	借入金	5,925,580	借入金		借入金	
公債金繰替	1,043,000	公債金繰替	2,000,000	公債金繰替	980,000	公債金繰替		公債金繰替	
前年度剩餘金繰入	370,000	前年度剩餘金繰入	957,588	前年度剩餘金繰入		前年度剩餘金繰入		前年度剩餘金繰入	
逆當賜金公債金	110,000	逆當賜金公債金		逆當賜金公債金		逆當賜金公債金		逆當賜金公債金	
臨時部計	8,978,323	臨時部計	14,049,107	臨時部計	9,828,888	臨時部計	6,842,238	臨時部計	7,484,744
歳入總計	23,765,594	歳入總計	29,238,011	歳入總計	23,273,336	歳入總計	16,588,760	歳入總計	7,480,287

自明治三十八年度 至同四十三年度 歳出豫算額比較表

科 目	經常部				
	四十三年度	四十二年度	四十一年度	四十年度	三十九年度
内 務 部	1,800,000	1,500,000	1,500,000	1,390,000	1,300,000
農 業 部	4,555,234	3,996,505	3,578,966	2,368,062	960,856
學 校 費					
度 支 部	7,889,703	9,208,630	6,937,201	4,568,847	2,240,355
學 校 部	4,291,918	4,093,310	3,393,334	2,062,211	1,528,880
農 業 部	7,211,246	9,333,018	9,083,009	4,061,888	3,511,800
元 軍 部		3,311,067	3,149,882	1,311,666	1,379,617
元 法 部		1,875,723	1,462,253	1,830,101	427,337
元 宮 内 府 部					
元 通 信 院 部					
元 外 部					
經常部計	15,395,280	18,226,855	14,717,934	10,935,776	6,334,339
臨時部計					
度 支 部					
學 校 部					
農 業 部					
元 軍 部					
元 法 部					
元 宮 内 府 部					
元 通 信 院 部					
元 外 部					
經常部計	15,395,280	18,226,855	14,717,934	10,935,776	6,334,339
臨時部計					

科 目	經常部					臨時部				
	四十三年度	四十二年度	四十一年度	四十年度	三十九年度	四十三年度	四十二年度	四十一年度	四十年度	三十九年度
内 務 部	1,800,000	1,500,000	1,500,000	1,390,000	1,300,000	1,800,000	1,500,000	1,500,000	1,390,000	1,300,000
農 業 部	4,555,234	3,996,505	3,578,966	2,368,062	960,856	4,555,234	3,996,505	3,578,966	2,368,062	960,856
學 校 費										
度 支 部	7,889,703	9,208,630	6,937,201	4,568,847	2,240,355	7,889,703	9,208,630	6,937,201	4,568,847	2,240,355
學 校 部	4,291,918	4,093,310	3,393,334	2,062,211	1,528,880	4,291,918	4,093,310	3,393,334	2,062,211	1,528,880
農 業 部	7,211,246	9,333,018	9,083,009	4,061,888	3,511,800	7,211,246	9,333,018	9,083,009	4,061,888	3,511,800
元 軍 部		3,311,067	3,149,882	1,311,666	1,379,617		3,311,067	3,149,882	1,311,666	1,379,617
元 法 部		1,875,723	1,462,253	1,830,101	427,337		1,875,723	1,462,253	1,830,101	427,337
元 宮 内 府 部										
元 通 信 院 部										
元 外 部										
經常部計	15,395,280	18,226,855	14,717,934	10,935,776	6,334,339	15,395,280	18,226,855	14,717,934	10,935,776	6,334,339
臨時部計										
度 支 部										
學 校 部										
農 業 部										
元 軍 部										
元 法 部										
元 宮 内 府 部										
元 通 信 院 部										
元 外 部										
經常部計	15,395,280	18,226,855	14,717,934	10,935,776	6,334,339	15,395,280	18,226,855	14,717,934	10,935,776	6,334,339
臨時部計										

臨時部計	臨時部計
八、三七〇、三二四	一〇、九六三、六九七
二、三、七五五、九四九	八、三三三、九三三
二、九、三三三、五九九	七、一八二、六七五
三、三、三三三、八五七	一、六四三、五〇〇
一、七、三三三、九五二	二、四三三、〇三二
七、九六七、三八八	
九、五五六、八三六	

三〇八

四十四年度朝鮮總督府特別會計

歲入		歲出	
科目	金額	科目	金額
朝鮮歲入	二四、〇六七、五八三	李王家費	一、五〇〇、〇〇〇
租稅	一〇、八七一、五一七	總督府費	二、八〇四、六五四
印紙收入	六五九、二五九	列及監獄費	二、五一一、八三一
內購屯收	一、二六一、八二一	警務費	二、八五九、二五五
官業及官有財產收入	一〇、九六二、〇三二	地方費	四、二二三、四四三
雜收入	三一二、九六四	總督府醫院	二五〇、五六九
臨時部	一一、三三四、一九九	總督府醫院	三五二、三八一
公債募集金受入		總督府醫院	二七二、六七二
		總督府醫院	六〇三、八〇八
		總督府醫院	二六六、八二五
		總督府醫院	二〇六、四一六

歳入は款項迄の科目及金額を記載す
但款と項と同一名稱にして他に區分
科目なきものは單に款のみを記載し
たり

補充金	臨時部計	歳入合計
一二、三五〇、〇〇〇	二四、六七四、一九九	四八、七四一、七八二

歳出は款のみを記載し項を省略す

第十四章 財政 三 財政の現狀

三〇九

歲入内譯表

歲出	臨時部合計	臨時部合計
臨時出資	七九〇,〇〇〇	
管轄費	一,二五一,一七〇	
治道費	二,三七二,六四四	
海關工務費	二,〇二六,〇六二	
電信電話管轄費	三〇〇,〇〇〇	
航路標識管轄費	一〇〇,〇〇〇	
鐵道建設及改良費	八,五〇〇,〇〇〇	
鹽田築造及貯舍新築設備費	二二五,三六六	
平壤礦業所第二項擴張費	七八,七七一	
鎮南浦水道工事費	八〇,〇〇〇	
赤田川改修費	八二,五〇〇	
發電水力調査費	三〇,〇〇〇	
臨時部合計	二〇,八五〇,三四五	
歲出合計	四八,七四一,七八二	

臨時部	臨時部合計	臨時部	臨時部合計
工務所	六三,六三〇	工務所	六三,六三〇
平壤工場	七四五,八八四	平壤工場	七四五,八八四
通運費	二,八四四,九五三	通運費	二,八四四,九五三
鐵道費	五,二七七,八六七	鐵道費	五,二七七,八六七
修繕費	三一六,八三六	修繕費	三一六,八三六
諸支出	四五,九一六	諸支出	四五,九一六
公債及借入金利息	一,七三三,四九七	公債及借入金利息	一,七三三,四九七
備付金	一,〇〇〇,〇〇〇	備付金	一,〇〇〇,〇〇〇
經常部合計	二七,八九一,四三七	經常部合計	二七,八九一,四三七
臨時部合計	二七,七八七	臨時部合計	二七,七八七
學務費	三一五,六一八	學務費	三一五,六一八
勸業費	一,〇五一,二五六	勸業費	一,〇五一,二五六
憲兵補助員費	二四八,四七九	憲兵補助員費	二四八,四七九
朝鮮部隊費	一五六,五五〇	朝鮮部隊費	一五六,五五〇
臨時土地調查費	一,七五七,二四六	臨時土地調查費	一,七五七,二四六
補助費	一,四三六,八九六	補助費	一,四三六,八九六

科	目	四十四年度	四十三年度
租	地稅	一〇、八七一、五一七	一一、五六五、五九二
	戶稅	六、二四五、〇四五	六、二一九、九二九
	家屋稅	六二〇、六七九	五九一、三一六
	酒稅	一三一、七〇六	二一六、九七六
	煙草稅	一九七、七四四	二四四、五四六
	鹽稅	二〇四、四四三	四八六、七七五
	關稅	二九、四一一	三六、六七〇
	關稅	一九九、六三三	一五二、八〇二
	關稅	三、一二三、三〇三	三、一二七、八七四
	關稅	八〇、七二六	八九、一〇九
	關稅	三九、八二六	三六、六九二
	關稅	六五九、二五九	二八六、六九七
	關稅	一、二六一、八二一	一、五一六、五一一
官藥及官有財產收入	一〇、九六二、〇三二	六九三、二〇二	
醫院收入	二三〇、一八七	九五、四四四	

三二二

水道收入	二四二、一一〇	五九、五七〇
教科書及曆書收入	三九、六二八	
印刷局收入	四六〇、三五二	
煉瓦及土管工場收入	一三九、〇五六	
配當金	四五、〇〇〇	
養蠶收入	九八、二九八	一〇一、五五〇
鹽業收入	八八、四四七	五三、八八七
度量衡收入	一六七、二一〇	八〇、二一〇
林野收入	五七、〇〇〇	一五〇、〇八〇
平壤鐵業所收入	八六四、二六九	一五二、四六一
囚徒工錢及製作收入	一八、七五〇	
郵便電信電話收入	二、四八二、〇二四	
鐵道收入	五、九〇七、〇一三	
生產品收入	一五、四二三	
森林收入	七〇、五四三	
官有物貸下料	三六、七一一	
雜收入	三一二、九六四	七二五、三三〇
手数料	一一三、五二三	四〇、六一五

第十四章 財政 三 財政の現状

三二三

備考 圓以下は切捨とす

各種貨幣流通高表

(四十三年六月末)

朝鮮銀行券	四三八六三〇六	朝鮮銀行券	二二八八八二二	日本各通貨	一七五八九〇〇六
計	四三八六三〇六	計	一〇〇七四一九	計	三、七二〇、〇〇〇

右各種貨幣の内譯表を示せば左の通り

(一) 朝鮮新硬貨發行及流通高表

發行	計	流通高	計
金貨	一、九七〇、〇〇〇	日本金庫在	六、四一九、九九〇
銀貨	三、四九八、〇〇〇	銀行手元在	七、六三五
銅貨	六、三三〇、〇〇〇	元在	二〇、三五九、九九九
計	一、一、八〇〇、〇〇〇	市場流通高	四、三八六、三〇六

(二) 朝鮮銀行券發行及流通高表

發行	計	流通高	計
正貨準備	五、四三六、五〇〇	日本金庫在	七〇、九〇、〇〇〇
保證準備	七、八一八、五〇〇	銀行手元在	六、五七五、七三三
計	一二、二五五、〇〇〇	市場流通高	一一、八八八、八二二

(三) 日本通貨流通見込高表

金貨	八、九七〇、〇〇〇	朝鮮銀行正貨準備	七、八〇〇、〇〇〇	日本金庫在	八、一五七、八	銀行手元在	二〇、六二七、七	市場流通高	三、〇七、一〇〇
補助貨	二〇、〇七五、三三三	朝鮮銀行兌換券	七、八〇〇、〇〇〇	銀行手元在	八、一五七、八	市場流通高	三、〇七、一〇〇	計	三、〇七、一〇〇

舊白銅貨及業錢其他回收高表

(四十三年五月末)

種類	額	種類	額
白銅貨	九、六〇八、六三六	業錢	三、二七九、九五九
業錢	三、二七九、九五九	銀貨	六〇〇、三三三
銀貨	六〇〇、三三三	銅貨	八、三二七、三三三

備考 本表は圓以下切捨て記載せず、舊白銅貨は全く回收を了し

舊銀貨舊銅貨は元來流通高さか爲め回收額も亦僅少なり

地方費歳入

(四十三年度)

地方	經常部			臨時部	合計
	附加税	房捐税	市場税		
漢城府	一、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇	七、四五〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇
京城道	二、五七五、七五五	八、〇〇〇、〇〇〇	三、九一八、三三三	一、五〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
忠清北道	一、七二九、九二九	六、三〇〇、〇〇〇	二、二七五、二二二	二、六〇〇、〇〇〇	一、四七八、七八八
忠清南道	三、〇〇一、一一一	八、〇〇〇、〇〇〇	二、一七五、一七五	一、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
合計	八、三〇六、八三〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一三〇、〇〇〇	一〇、一三〇、〇〇〇	六二、三三六、八三〇

道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	黃海道	江原道	平安南道	平安北道	咸鏡南道	咸鏡北道	總計
土木費	1,421,819	60,711	4,333,333	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	23,593,344
衛生費	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	34,885,000
勸業費	550,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	3,065,500
補助費	2,071,000	6,650,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	18,423,500
其他諸費	1,421,819	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	22,799,000
計	6,133,638	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	753,364,000
臨時部合	3,859,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	24,947,000
計	6,233,638	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	778,311,000

地方費歳出

(四十三年度)

道	忠清北道	京畿道	漢城府	地方	土木費	衛生費	勸業費	補助費	其他諸費	計	臨時部合	計
土木費	2,121,200	1,812,333	1,050,000	2,121,200	1,421,819	3,700,000	800,000	2,071,000	1,421,819	6,133,638	3,859,000	6,233,638
衛生費	1,700,000	700,000	700,000	1,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	3,700,000	34,885,000	2,700,000	37,585,000
勸業費	916,333	1,454,000	480,000	916,333	800,000	800,000	800,000	4,700,000	11,219,000	3,065,500	2,700,000	6,765,500
補助費	1,033,100	1,954,000	700,000	1,033,100	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	18,423,500	2,700,000	21,123,500
其他諸費	1,133,600	2,712,000	1,100,000	1,133,600	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	11,219,000	22,799,000	2,700,000	25,499,000
計	3,570,233	7,732,333	3,930,000	3,570,233	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	36,639,000	753,364,000	6,233,638	778,311,000
臨時部合	2,121,200	6,759,000	2,700,000	2,121,200	3,859,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	24,947,000	3,859,000	28,806,000
計	3,859,000	13,491,333	6,630,000	3,859,000	40,498,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	39,339,000	802,711,000	10,096,000	812,807,000

第十五章 恩賜金事業

一 恩賜金の分配

臨時恩賜金は昨四十三年八月日韓併合の時に際し更始一新の紀念とし積弊に沈める民力を休養し兼て其發達を圖るべく下賜されたのであつて其額實に千七百三十九萬八千圓の巨額に達し之を十三道三百三十有餘の府郡に分配し以て士民の授産、教育の補助並に凶歉の救済に充てらるべき計畫にして是れ皆曾て類例なき聖世の恩澤と云ふべきである而して其手續は恩賜公債規則に由り五分利付公債を以て下賜せられ之れより生ずる毎年の利子を以て前記の事業を經營すべき等であつて其各事業の毎年の割當額は授産事業費に總額の五分の三、教育費に五分の一、五、而して凶歉救済費に五分の〇、五を振向くることに總督府より定められて居る其金額は左表の通り

道別	下賜公債金額	同上利子年額	授産事業費	教育費	凶歉救済費
京畿道	二、六三七〇、〇〇〇	一、三二一、九五〇	七九、一〇〇	三九、五五五	一、三二一、八五〇
忠清北道	七、九二〇、〇〇〇	三九、七〇〇	二、三八二〇	一、一、八一〇	三、九七〇
忠清南道	一、四八九、〇〇〇	七、四、四五〇	四、四、六七〇	二、三、三三五	七、四、四五〇

道別	下賜公債金額	同上利子年額	授産事業費	教育費	凶歉救済費
全羅北道	一、三三三、〇〇〇	六、五、六〇〇	五、九、三六〇	一、九、六九〇	六、五、六〇〇
全羅南道	一、六九四、〇〇〇	八、四、七〇〇	五、〇、八二〇	二、五、四一〇	八、四、七〇〇
慶尙北道	二、〇三三、〇〇〇	一〇〇、六九〇	六〇、三九〇	三〇、一九五	一〇〇、六九〇
慶尙南道	一、六〇六、〇〇〇	八〇、三〇〇	四八、一八〇	二四、〇九〇	八〇、三〇〇
江尙海道	一、〇九七、〇〇〇	五、四、七〇〇	三、三、八二〇	一、六、四一〇	五、四、七〇〇
江原道	一、二二五、〇〇〇	五、六、二五〇	三、三、七五〇	一、六、八七五	五、六、二五〇
平安南道	一、〇二六、〇〇〇	五、二、五〇〇	三、一、三八〇	一、五、六九〇	五、二、五〇〇
平安北道	一、一四九、〇〇〇	五、七、四五〇	三、四、四七〇	一、七、二三五	五、七、四五〇
咸鏡南道	八、八三、〇〇〇	四、四、一五〇	二、六、四九〇	一、三、二四五	四、四、一五〇
咸鏡北道	五、五、六、〇〇〇	二、七、八〇〇	一、六、六八〇	八、三、四〇〇	二、七、八〇〇
計	一、七、三、九、八、〇〇〇	八、六、九、六、〇〇〇	五、二、一、九、四〇〇	二、六、〇、九、七〇〇	八、六、九、六、〇〇〇

二 事業經營の状況

當局者の談に依れば此等の經營をして恩賜の主旨に沿はしめんには十分の苦心と注意とを施し凶歉の救済に就ては徒らに其恩に忤れ情民を救恤することなきや否やを調査し又授産事業に關しても主として兩班儒生等の窮民や其子弟に授産することとて其篤實なる者を選び食費を給して各種

の産業を傳授することとなしあるも(若し食費を給せざれば貧民は到底授業を受け)若し食費を貰受くるを目的とし脩業の後再び遊民に伍することありては全く授産の主題を没却せるものなれば最も此邊に周到の留意を施し傳修の後には例せば蠶業なれば蠶具、桑苗等を與へ機業なれば機臺迄を惠むと云ふ風に是非とも傳習せる所を實地に利用せしむべく仕向け又場合に依り地方金融組合をして原料の供給や生産品の販賣上に便宜を計る様に連絡を執らしむる等總て之れが經營に付監視を怠らず各道の必要に應じ一定の方針を立て確實に遂行せしむべき爲め一々中央の認可を受け施行することとなし而して今日迄各道の施設を見るに凶歉救済は一二の道は貧民の爲め支出を要したるものありしも他は悉く之を他日の必要費用に備ふることとし其御當てたる金額は殆んど大部分積立として後年に存積され次に授産事業の決定されたる重なるものは養蠶傳習所三十五ヶ所、機業傳習所二十一ヶ所、製紙傳習所八ヶ所、共同蠶業所十三ヶ所、魚撈傳習所三ヶ所、繩以産傳習所二ヶ所、稚蠶共同飼育所及共同乾繭場五ヶ所、苗圃二十七ヶ所、桑園四ヶ所、製糸所一ヶ所其他授産講習所十二ヶ所であつて此等傳習所講習所の教師は合計百四十九名の多きに達し又教育事業に就ては此費用を以て既設公立普通學校に補助するもの百ヶ所新設普通學校百三十三ヶ所私立普通學校に對する補助校數六十六ヶ所實業補習學校の設立七ヶ所て其他該費用の一部を割き巡回教師

を置き各學校、書堂を指導する方法を採る所もあると云へり

尙茲に右授産事業にして各道に經營するものを掲記せば左の通りである

京畿道

- (1) 農業實習員を養成し普通農業造林蠶業並に繩以の製造を傳授すること
- (2) 授産蠶業場を設置すること

慶尙北道

- (1) 養蠶獎勵の爲め飼育法の傳習桑苗の配布桑園の新設を行ふこと
- (2) 養蠶の獎勵に伴ひ屑繭の利用其他絹紬類の織成の爲機業を發達せしむること
- (3) 楮の栽培を改良し一層發達せしめて製紙事業を獎勵すること
- (4) 莞草の栽培良好に収益少からざるを以て製蓆事業を獎勵すること

慶尙南道

- (1) 養蠶、機業、製紙、繩以及海苔、漁撈、造船等の傳授を爲すこと
- (2) 桑苗、楮苗、甘藷苗の配付を爲し栽培を獎勵すること
- (3) 種畜の改良として種鶏種豚の配付を爲すこと
- (4) 車輛を貸與し貧民に使用せしめ賃錢を與ふること
- (5) 綠肥の補助供給を爲すこと

- (1) 先づ授産講習所を設置し農、桑、殖樹及水産上の知識を授くること

全羅北道

- (2) 巡回教師を置き實地に付總て産業上の指導を與ふること
- (3) 古來の提堰の廢損せるものを修築し旱害を妨く爲め補助金を與ふること
- (4) 魚撈改良の方法として毎年鮫鱈網百組を給與すること

忠清北道

- (1) 機業傳習所を創設すること
- (2) 蠶業を獎勵すること
- (3) 殖林を勵行せしむること
- (4) 牧畜の獎勵を行ふこと

忠清南道

- (1) 麻布其他の機業地に改良機具を配布し之れか改良獎勵を爲すこと
- (2) 農業傳習所を設け蠶業及普通農業の傳習を爲すこと
- (3) 收良漁具を配布し水産教師を巡回せしめ水産業の教授及獎勵を爲すこと
- (1) 水産物漁獲法を傳習せしめ之れか改良を計ること

咸鏡南道

- (2) 農業及蠶業の改良獎勵をなすこと
- (3) 牧畜を獎勵し種牛の改良を計ること
- (1) 牛種の改良を計り牧場を新設し畜牛を獎勵すること

咸鏡北道

- (2) 漁獵法を改善し水産事業を獎勵すること蠶業を獎勵すること
- (3) 蠶業を獎勵すること
- (4) 殖林を計畫し燃料の欠乏を補ひ且果樹の栽培を獎勵すること
- (1) 農事の改良獎勵をなし先づ大豆種子の改良を計ること

平安北道

- (2) 養蠶及柞蠶事業を獎勵し且つ絹紬類産業地に對し改良を施設すること
- (3) 畜牛の改良獎勵を爲すこと
- (1) 水産物の獎勵をなすこと

平安南道

- (2) 畜牛及び牛皮の改良を施すこと
- (3) 普通農業並に食蠶改良を計ること
- (1) 果樹蔬菜の栽培を獎勵すること
- (5) 殖林獎勵の施設を講ずること

黄海道

- (1) 各地に模範田を配置し農事改良の指導を爲すこと
- (2) 蒲織・吹製造の傳習をなすこと
- (3) 蠶業を獎勵すること

此外全羅南道、江原道の授産事業は其種類を知ら難しと雖とも蓋し前記各道と大同小異なるべく而して各道自から其産業の種類を多少異にするは當然なるも最も普及されたる事業は蠶業であつて半島の蠶業が到處適應せざるなきは之を以ても窺ふべきである要するに以上の授産事業中には是迄既に中央部の直接奨励と地方費に由る地方廳の經營とに由り順次其緒に就きたるものあるも地方費の如きは各道を通し其額僅かに七十七八萬圓にして今回の恩賜金の年利額に及はず奨励、改善の點に於て遺憾極めて多かりしも此恩賜費の増配に由り自今は漸く産業上の施設經營を備ふるに至らん而して以上の施設は内地人の各地に移住し鮮人と相接觸して模範的に事業を企圖するに至り相待つて益々産業の開發を遂くべく余輩は最も深き興味を以て半島將來の産業を卜するのである

第十六章 結 尾

一 半島移住の價值及指導啓發

余輩は以上章を重ね聊か朝鮮に於ける事情の一斑を記述した所謂朝鮮經營なることは既に保護政治設置以來上下の等しく唱道されつゝある所て併合後の今日となり一層緊切を感じ來つた而して其經營は朝鮮を以て内地人の移住地とすることと朝鮮人を指導して適當の發展を遂げしむることとに由り達せらるべきものにして偏に官民相互の協力に待たさるべからざるは識者の一致する所である朝鮮は一萬四千餘方里の廣域を有するに拘らず人口は約一千二百九十六萬餘人に過ぎずして一方里内僅かに九百十餘人に滿らず之を内地の一方里内二千人の住民を有するに比すれば其疎密は非常の相違にして今後優に我過剩民を收容する餘地あるのみならず殖産興業上に於て農産物に水産物に將た工藝品に蠶業に内地人の投資經營に由り割合に廉價の生産品を潤澤に産出し得る見込あるもの少からず内地に於て得難き物資が朝鮮に於て容易に得らるゝ曉に至らば國家經濟上の裨益は甚だ大なるものにして余輩は此點に就き朝鮮は移住地として頗る有望の地たるを疑はな

而かも朝鮮を單に内地人の移住地となすと云ふ觀念は往々にして鮮人の扶掖開發を度外視するの傾向を生ずる虞なきにあらず我移住地たると同時に鮮人を指導開發するの手段を講ずるの必要あるは敢て喋々を要せず此事は過去保護政治の時代より併合後の將來に通して動かさる定論である然るに余輩が從來内地居留民の態度に關し遺憾を感じたるは彼等が事業經營に就き常に鮮人を度外視し動もすれば之を冷罵凌辱し兎角融和同情の念に乏しく甚だしきは朝鮮人と内地人とは利益相反するものとの觀念さへ抱きたるものあるか如し夫故鮮人を同化し開發するの事實は民間に在りて之を擧ぐるに由なく各種の事業は多くは單獨に行はれ共同經營に屬するものは最も少數であつて僅かに農事及漁業經營者に就て見るを得るに過ぎぬ有様なるが之すら指導開發若くは共同利益の觀念に於て經營せるや否やは頗る疑問と云はざるを得ず此觀念は今回の併合に由り漸次掃蕩せらるゝ形跡を認め得べきも余輩は尙一片の杞憂を禁じない今や鮮人は帝國臣民にして到底之を度外視すべからざるは勿論内地人の經營は一面には鮮人を指導し發達せしむることに依りて達成することを得るのである内地人の事業は必ずしも鮮人を顧客となすに限らざるも少くも之れに重きを措くの要あらん其鮮人が現状の如く衰頹して振はず貧弱にして購買力なき以上は到底之を相手に巨利を博することは困難であつて既往に於ける内地人の事業が多く共食ひの状態に經過し

鮮人に向つて廣く境域を擴張する能はざりし事蹟に徴して自から明かて是れは内地人の商利に鈍さを咎むべきものではない彼の半島に於て巨萬の富を致せる少數者は概ね日清日露兩戰役時代に於ける投機的か若くは請負的事业に依り暴利を獲得せし俄紳士に外ならぬので決して之を以て平時に望むべきものにあらず即ち内地人の事業の發展は鮮人の地位の向上に伴ふこと多しとせば自今鮮人の經濟能力を發揮せしむべく善導し共同利益の下に發達せしむるより外なかるべしと思ふ

二 移住農業並に之に伴ふ半島開發の必要

今や内地人は其遊資と勞力とを利用し益々朝鮮に向つて事業の經營を増進すべきは必然にして事業も亦多岐に分かれ水産事業の如き最も有望とされつゝあるも余輩は内地人の移住並に鮮人開發の手段として農事經營の就中急務なるを絶叫せざるを得ない由來朝鮮は農業本位で農民は全人口の八割を占め其他は多く遊民にして半島の經濟は常に農産物の豊凶に由り左右せらる斯く多數農民の農業を改良し彼等の境遇に一の光明を與ふるは朝鮮開發の根本である當局者は目下之れか改良指導に怠らず特に授産及救恤等の爲め千七百三十九萬餘圓の恩賜金を交付せられ着々之れか

實效を擧ぐるに苦心さるゝも鮮人の自力を以ては未だ容易に行はれべくもあらず一に健全なる内地農業者の移住に依り模範的農事作業を爲し以て彼等を率ゆるの手段を講ずべきである是れ彼等を益すると同時に内地農業者にも好個の移住地を與へ一舉兩得の方法と信ぜらるゝ

半島は土地價格低廉にして負擔軽く生産費少なき故に收穫多からざるも尙ほ内地農業に比し有利なるは既に述べたる所に由り瞭然たり若し今後適當に内地式の耕作方法を施さば其收穫は少くも五割を増加するに至るべく又副業としては養蠶は最も有望にして到處好適せざる無く果樹蔬菜及棉花栽培、畜牛事業等も何れも好望であつて尙ほ百二十萬町歩の荒蕪地は堪能なる内地人の開拓を待ちつゝある斯く有利の條件備はり特に生計は容易なれば内地に在つて薄利の農業を営み辛き生活を嘗めたる農業者は率先して團體的移住を爲し自己の運命と半島の開拓に従事すべきである唯茲に余輩の懸念に堪へざるは移住者の健實の思想と忍耐力との二つである從來内地農業者は當初十分の覺悟を以て渡航するに關せず久しきに耐ゆる能はずして早く一擲千金を夢み農業を抛つて他業に轉する者多く彼の農場主ですら單に土地を所有し大地主たんとするか又は土地の買入に由り巨利を得んとするの念に専らにして自ら手を下して農耕に従事するか左無くも鮮人を指導監督して農事改良を爲さしむるの念慮に乏しく依然耕作を鮮人に委する状態であつて是迄

農事改良の實跡舉からざるは之か爲めである故に苟も移住に志ある農業者は其土地に永着の觀念と粒々辛苦の觀念を以てせんことを望んで已まず一時の浮利に迷ひ或は出稼的思想に捉るゝか如きは過去一場の夢のみ今後再演すべきにあらず宜しく着實に經營し以て永遠の利益を目的とすべきである余輩は茲に至りて此等農業者の保護に付當局者に切望せるを得ざるものありとは第一衛生教育の設備を及ぶ丈け講ずること第二通信を一層敏速ならしむること第三生産物の販路農具肥料の購買等に付便利を與ふることである何等の趣味無く慰安の途なき朝鮮の内地に入り單身農耕に従事するは事情困難なるものあるを以て將來は團體的の移住を奨励し一家團樂の温情の下に經營せしむるに如かずとは是れ既に東洋拓殖會社の採りつゝある手段にして至極適切の方法と察せらるゝ果して然らば子弟の教育若くは疾患の場合に於ける治療に就て施設する所なかるべからず現下の状態にて農民の移住すべき地方の多くは衛生教育の設備不完全にして子弟育成の手段を欠き患者治療の方法に乏しき境遇に在りて若此儘放置するに於ては勢ひ移住を躊躇する者を生ずるなきを保し難し故に何とか適實の方法を講じ若し俄かに此等の機關を特設するは事情の容さるゝ所とせんも責めては巡回教授又は出張診断等の便宜法を設け以て彼等に安堵従業の途を與ふべきである

次に深く内陸に入り従業せる移住農民に對して通信機關の尙ほ不完全なる半島に在りては信書の延着遲滯等少からざるのみならず就中郵便爲替小包郵便の如き其取扱局僅少なるより遠く數里の外に往復して用を辨せざるを得ず爲に非常の手續と苦痛を感ずるので是亦移住を困難ならしむる一因ならん故に此點も出來得る丈け簡捷の方法に依り通信機關の普及を計るを急務と認む

第三に朝鮮の如き運輸交通の具らざる地に在りて生産物は特に販路の如何を考慮するの要あり産業を奨励し産額を増大ならしむるは元より不可なきも之れを販賣せんとするに當り交通機關不備の爲め販路に滯滞を來たし生産品を抱いて金錢に窮する如きことあらば折角の保護奨励も頓挫を來たすことなきにあらず是れ既往に於て往々遭遇せし辛き經驗である去れば此點に就ても當局者は及丈けの手段を講し物資集散の不便なる地方は金融機關をして販賣を助成せしめ又は資金の疏通を計考せしめざるべからず既設の地方金融組合及農工銀行は從來鮮人に對し此等の方法を講せざるにあらずるも鮮人の未だ十分利用の途を講せざると其業務の範圍は半島の現狀に鑑みて狹隘に失せるの感あり今後農業の改良と内地農民の移住を爲すに至らば一層此等金融機關の活動を促すべきは自然の趨勢なれば之れか準備施設として(一)先づ地方金融組合の配置を一層普及せしめ内地人鮮人の別無く廣く農産物の委託販賣、農具肥料其他農家必要品の共同購入に従事せし

め(二)倉庫業務を兼營せしめ(三)預金及手形割引をも爲さしむることとし約めて云へば組合をして普通小銀行の業務と倉庫業とを兼營せしめ就中半島の現狀に於て小農の米穀を預入し之れに融通を與ふる倉庫事業は特に適切であつて是迄も幾分か之れか實行を見しも寧ろ稀有にして農民自身も未だ其利益を自覺するに至らず爲めに小農は秋收米穀廉價のとき放賣を爲し翌春米穀騰貴の際自から高價を拂ふて飯米を買入る愚策を繰返しつゝあるので倉庫事業を擴張して之を矯正するは忽にすべからざる事項である斯くして金融組合をして之を地方農工銀行に連絡すること従前より一段親密ならしめ更らに農工銀行をして中央金融機關(東洋拓殖會社又は朝鮮銀行の如き)に連繫せしめ金融資金を中央と地方に自由集散分合する途を講せしむるは目下緊要の施設たるべしと考ふ

如此にして移住者をして農事改良に従事せしめ延いて鮮民一般に及ぼし順次状態を進轉せしむるに至らば茲に根本的に朝鮮の開発に到達せりと云ふべきである而して余輩の斯く内地農民移住を疾呼するは半島の開拓と共に萬一にも他年一日國家有事の際に深く散布せる内地農民に由りて防衛の一助たらしめんとするに在るのである

三 交通の改善と山林經營の急務

道路其他交通機關の改善が半島の殖産興業上急務事業たるは今更贅する迄も無く當局者は本年より五ヶ年計畫を定め各都市に通すべき全土の治道事業に着手すべき筈なれば彼の京元、湖南兩鐵道と共に由來痲痺せる半島地方に動力を注入せしに等しく物資の集散を容易ならしめ殖産興業に新生面を興ふべきは期して待つべきだ右の如く重なる道路は國費を以て改修を爲し地方郡村の道路は國費の補助に依り地方費を以て順次經營改修せしめば都鄙を通し始めて交通機關の設備を全ふするので余輩の切望せる農業狀態の改良も爲めに亦た一段の進歩を見るのである

治道に伴ひ施設を要すべきは治水事業なるも朝鮮の現状に於ては人を射んと欲せば先づ其馬を射よと云ふ筆法で治水を爲さんとするには先づ山林經營を講ずるの必要ありて是亦既に政府の考案中に屬するか如し故に今回の治道計畫と共に治水の根本たる山林經營を急施し以て首尾全からしめざるべからざるは余輩の既に上述せし所である之を要するに第一、内地人の移民獎勵に依り朝鮮の農事改良を爲すこと第二、中央地方の交通機關を改善し物資の集散及交通に便すること第三、山林經營を急施して治水の方法を講ずること此三點は朝鮮の物質的方面を開發するに於て何

人も異論なき緊要の三大事業と云ふべきだ

四 教育其他行政上に關する要件

若夫れ朝鮮人の精神的改善の方面に至つては自今大に我宗教家の奮起を望むと雖とも主として之を教育の施設に待つべきは當然であつて唯如何に彼等を教訓すべきかが最も考慮を要すべき問題である古來農多の政變と稅政に由り種々忌むべき習俗性癖を感受せる子弟を薰陶せんとするには徒らに内地の子弟に接すると同一の模範を以てすべからざるは勿論にして余輩は此點に就き多くを云ふを得ざるも而かも其要領は言語の共通即ち日語の普及は別として(一)彼等傳來の徳性に改善を加へ母國の徳性に馴致せしむること(二)政談空言の思想は勉めて之を排し専ら簡易の科學的實業的の智識を注入すべきとは蓋し教育の綱要なるか如し然れども其云ふや易く之を實行するは容易の業にあらす今や新教育に對する向學心の都鄙に旺盛なるは甚だ慶すべき現象なるも而かも其子弟が日々注入されたる新思想は彼等を圍繞せる家庭に依りて其一部を消亡せしむるありて子弟の家庭は少くも依然固陋、頑愚の空氣に満たさるゝのである故に半島の教育は其子弟を教訓すると同時に家庭に向ひ新思想を鼓吹すべき何等か特別の方法を講ずべきものと思ふ況んや

彼等をして凡て智徳を向上せしむべく教訓する傍らに於て勳もすれば之に伴ふて發生すべき舊國民たる觀念を脱却せしめ朝鮮人にあらず日本人なりとの自覺を爲さしめて以て將來忠良なる帝國の臣民たらしめんとする真意義に至つては最も細心の注意と忍耐とを以て遂行せざるを得ざる事項である右に就ても余輩は内地人の足跡半島に普及し互に接觸し融和し更らに進んで彼等と雜婚し混血せる家庭を形成する迄に到達し以て大和民族と全く同化するの日あらんことを望んで已まない余輩が健全なる農業移民を緊要とするの微意も亦一は此邊に存するのである。

而して又他の行政施設に至つても頻りに複雜の法規を發布し規定を以て鮮民を治めんとするは蓋し勞多くして效少からん半島民は未だ法治の人民にあらず即ち法の時代に非ずして人の時代なり故に若し適當の人物に由り統率するに於ては斷片的の法規も尙能く成績を擧ぐるを得べし是に當つては躊躇すること無く所謂恩威並行の方法を採るを得策とせん余輩は當局者の方針も亦茲にあるべきを信ぜんとするのである唯自今程度高き内地人と鮮人との雜居が漸く密ならんとするに従ひ法規の運用に就て同一方法を以て律するは頗る困難の事項に屬せるを以て此等は十分の用心を用ひ相方の誤解不便を避くべく取扱ふは當分已を得ざることを認む。

五 餘言

以上物質上に於て將た思想上に於て半島の經營は自今益々繁劇を加ふべく之に要する經費は從て多からざるを得ず而も之れか負擔を鮮民に強ゆるは當分事情の容さるる所なりとせば勢ひ内地人の負擔に於て之か經營を遂行するの外なし但出來得丈け節約を加へ母國民の負擔を輕減すべきは勿論である人動もすれば内地の負擔に於て半島を經營するの不得策を云爲し併合を以て事帝國を煩すものとの觀念を抱く者あるか如きも之れ蓋し思はざるの甚たしきものである所謂朝鮮經營の爲め帝國が前後二回の大戦役を塔したるは必ずしも經濟問題にあらず別に國家自衛の大局より打算されたる問題なれば今日之れか經營上内地人の負擔を増加するは初めより豫期されたる事實と云はざるを得ない特に半島は經濟方面より觀察して將來有望なるべきは疑の餘地無く今日之に對して經費を投するは他日の國利を増進すべき元資であつて余輩は早晚獨立經濟に由り經營するの日あるべきを信ずるのみならず進んで本土の經濟を助成するに至るも亦難事にあらずるなきやを思ふ果して然らば今日は出來得る限りに於て經營を進行し半島を化成して世界の樂園たらしめ以て帝國が當初の目的を達成せんことは避くべからざる國民上下の義務なるべしと信ぜらるべし。

朝鮮之研究終

附 錄

第一 地 稅 法 朝鮮國 (摘要)

一 地稅は結なるものに課税し結は土地の肥瘠に由り六等に別る其面積は略ぼ左の如し

一等 結 三千二十五坪 四 等 結 五千四百九十九坪

二等 結 三千五百五十八坪 五 等 結 七千五百六十二坪

三等 結 四千三百二十一坪 六 等 結 一萬二千百二十坪

二 稅率は十三等に別る

一 結に對し 八 圓 六圓六十錢 五圓三十錢 四圓二十錢 四 圓

三圓七十錢 三圓二十錢 二圓六十錢 二圓十錢 一圓三十錢

一 圓 五十錢 二十錢

三 納稅は土地所有者より徵收するを本則となすも慣習又は契約に由り小作人其他土地使用者より納稅すべき場合は先づ其使用者より徵收し使用者滯納したるときは土地所有者より徵收す

納期は

咸鏡道(南北) 平安道(南北)
 其他の各道

二月及十一月
 十二月及翌年二月

但し秋收後舊歲末に至る期間に納税者の便宜に依り分納し必ずしも法定の納期に拘らざる
 こととなり居れり

第二 戸 税 法 舊韓國 舊法 (摘要)

納税期及納税義務者は

税 額	納 期	納 税 義 務 者
一戸に付 一ヶ年金三十錢	四 月 半 額	住 居 者

但舊來の慣例に基き所定の税率に依り算出せし納税總額を面に於て人民の貧富其他納税力の
 の多少に應して之を割當て各人の負擔額を定めて徴收するもの少からず

第三 家屋税法 明治四十二年二月 舊韓國法律二號 (摘要)

一 家屋税の等級及税額は

等 級	間 數	税 額
一 等	三十間以上	八圓四角
二 等	十間以上	五圓一角
三 等	四間以上	三圓四角
四 等	未 滿	二圓四角

一 甲種とは石造煉瓦造又は瓦葺を云ひ乙種とは甲種に屬せざるものを云ふ

二 間を以て計算し難き構造の家屋は方六尺を一間として計算す

二 納期及納税義務者

納期は 十一月 半額 納税義務者は家屋所有者

三 家屋の改築新築及讓受

家屋の構造及間數を變更し又家屋を新築滅失し若くは讓受けたる時は其旨を家屋所在地を

管轄する財務署(目下郡衙)に申告を要す若申告を爲さず又は虚偽の申告を爲したる者は二十圓以上二十圓以下の罰金に處せられ其脱税金を一時に徴收せらる

四 施行地

隆興三年(四十二年四月)勅令を以て其施行地を指定せり主として道廳、府、郡衙の所在地にて市街の状態を成せる場所に限り而して家屋税を施行せる地には若税を課せず

第四 酒 税 法 四十二年二月 舊國法律三號 (摘要)

一 税法の酒類の類別

- 一類 醸成酒、清酒、藥酒、白酒、濁酒、過夏酒、其他醸造製成したる酒類
- 二類 蒸餾酒、燒酎其他蒸餾製成したる酒類
- 三類 混成酒、醸成酒又は蒸餾酒に他物を混和製成したる酒類其他醸成酒又は蒸餾酒にあざらる酒精含有飲料

二 製造免許

酒類を製造せんとする者は製造場一ヶ所毎に所轄財務署(目下郡衙)に免許を申請し免許準牌

の交付を受くるものとす

準牌を有せずして酒類を製造せし者は無免許者として二圓以上二百圓以下の罰金に處せらる
免許を受くるも遺石數を詐り其他不正の行爲を以て脱税し若くは脱税せんとしたるときは其金額の二倍に相當する罰金に處せらる

三 税率

醸成酒	蒸餾酒	混成酒
五石迄 一圓	一石迄 一圓	二石迄 六圓
十石迄 二圓	二石迄 二圓	五石迄 十五圓
二十石迄 四圓	五石迄 五圓	十石迄 三十圓
五十石迄 十圓	十石迄 十圓	二十石迄 六十圓
百石迄 二十圓	二十石迄 二十圓	五十石迄 百五十圓
百石以上五十石を増す毎に十圓	五十石以上五石を増す毎に三圓	五十石以上三石を増す毎に九圓

四 納税義務者

納期は 五月 半額

納税義務者は酒類製造者

六

第五 煙草税法 四十二年二月 新設國法律四號 (摘要)

一 煙草の耕作及販賣

煙草を耕作し又煙草販賣を爲さんとする者は所轄財務署(目下郡衙)に免許を申請し免許準牌の交付を受けるを要す尙一定の店舗を有せずして煙草を行商せんとするものは行商準牌の交付を受け携帯せざるべからず

準牌を有せずして煙草を耕作し販賣したる者は無免許者として一圓以上二十圓以下の罰金に處せらるる免許を受けたる者と雖も不正行爲にて脱税し又は脱税せんとしたるときは其金額の二倍に相當する罰金に處せらる

準牌料は金十錢を徴收せらる

二 煙草税の種別及税額

種別	税額
第一種 植付根數九百本以下のもの	一ヶ年 五十錢

煙草耕作税

第二種 同 九百本を超ゆるもの

同

二

圓

煙草販賣税

第一種 都賣即ち卸賣

同

十

圓

第二種 散賣即ち小賣

同

二

圓

三 納税期及納税義務者

煙草耕作税

納期 十一月

納税義務者

耕作者

煙草販賣税

同 一月 同

販賣者

第六 鹽税法 (摘要)

一 鹽製造免許

鹽の製造を爲さんとする者は申請書を所轄財務署(目下郡衙)を経由し度支部大臣(目下總督府)に提出し免許を受けるものとする若し免許を受けずして製造したる者は三圓以上三百圓以下の罰金に處せらる

二 税率納期及納税義務者

附錄 第五 煙草税法 第六 鹽税法

七

製造鹽百斤毎に	六錢	十四月	七年一月(四期)	鹽製	製造者
稅	率	納	期	納稅義務者	者

第七 雜稅法(摘要)

一 人蔘稅

(イ) 稅率納期及納稅義務者

稅額	納期	納稅義務者
收穫すへき蔘圃金十錢	毎年十一月	耕作者

(ロ) 稅法施行區域

紅蔘專賣法に指定せる人蔘特別耕作區域(開城附近八郡)を除きたる以外の地方に於て人蔘を耕作する者に對して施行す

二 其他の雜稅

沿江稅、貨物稅等數種あり皆地方限り行はるゝものとす元來此等の雜稅は會て宮内府にて徵收せしものを其儘に舊韓國度支部に引繼きたるものにして稅率賦課法等も姑らく舊慣に従へり政府は漸次改廢の見込なりと云ふ

第八 漁業令四十四年六月(摘要)

附 同施行規則(府令六七號)同取締規則(府令六八號)

一 漁業の種類

- 一 種 一定の水面に漁具を建設又は施設し一定の漁期間定置して爲す漁業
- 二 種 一定の水面を區劃して養殖を爲す漁業
- 三 種 海濱一定の場所に於て一定の漁期間繰返し漁網を引揚又は引寄を爲す漁業
- 四 種 一定の水面に於て一定の漁期間繰返し漁網を建設し又は敷設して爲す漁業
- 五 種 一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲し經營する漁業
- 六 種 前各號の外水面を専用して爲す漁業

免許漁業

- 一 種 捕鯨業
- 二 種 「トロール」漁業
- 三 種 潜水器漁業

四種 鯨族以外の海獣漁業
 五種 風力、潮流又は螺旋推進器に依り漁船を運航せしめ漁網を引曳して爲す一定「トロール」漁業を除く

六種 海濱に於て場所を一定せずして漁網を曳揚げ又は曳寄せて爲す漁業及河湖に於て漁網を曳揚げ又は曳寄せて爲す漁業

七種 漁船に由り漁網を張置し又は之を繰寄せて爲す漁業

八種 漁網を以て魚類を圍繞し網裾を引締め又は繰上げて爲す漁業

九種 漁網を張下し又は流下し魚類をして網目を刺さしめ又は纏しめて爲す漁業

一種 一漁船三人以上乗組み漁網を使用して爲す漁業

届出漁業
 二種 一漁船三人以上乗組み延網其他釣鈎具を使用して爲す漁業

三種 一種二種に該當せざる漁業

二 漁業の免許及取消

免許漁業は朝鮮總督に届出免許を受くるを要し許可漁業中其一種乃至五種の漁業は特に總督の許可を要し其他の許可漁業は地方長官の許可に依る而して届出漁業は府尹又は郡守に届出つるものとす

其免許漁業に對しては免許狀を、許可漁業には許可狀を、届出漁業には鑑札を交付す

其免許漁業は左の場合に於て免許を停止し制限し又は取消さるゝものとす

(イ) 國防其他軍事上又は公益上必要なるとき

(ロ) 所定の期間内に税金を納めざる時

(ハ) 規定の條件又は制限に違反し若しくは漁業に關し發する命令に違反せしとき

(ニ) 錯誤に由り免許を與へたる時

(ホ) 免許後一ケ年内に着手せざるか又着手後一ケ年以上休業する時(特に許可を受けたるものは此限にあらざり)

(ヘ) 漁村經營の爲め水面専用の免許を受け之を經營せざるか又は水面専用の必要止みたる時

三 漁業權の保護及處分

免許漁業に對して總督は特に其保護區域を設け該區域内に於て漁業の妨害たるべき行爲を制限す但し從來の慣行に依り入漁する者に對しては保護區域内は勿論漁場内と雖とも之を拒むことを得ず

免許漁業は一の權利とし其存續期間を十年以内と定め相續、讓渡、共有、抵當、貸付の目的となすことを得但相續の外は許可を受くるを要す

許可漁業

四種 鯨族以外の海獣漁業

五種 風力、潮流又は螺旋推進器に依り漁船を運航せしめ漁網を引曳して爲す一定「トロール」漁業を除く

- 六種 海濱に於て場所を一定せずして漁網を曳揚げ又は曳寄せて爲す漁業及河湖に於て漁網を曳揚げ又は曳寄せて爲す漁業
 - 七種 漁船に由り漁網を張置し又は之を繰寄せて爲す漁業
 - 八種 漁網を以て魚類を圍繞し網裾を引締め又は繰上げて爲す漁業
 - 九種 漁網を張下し又は流下し魚類をして網目を刺さしめ又は繰しめて爲す漁業
- 届出漁業
- 一種 一漁船三人以上乗組み漁網を使用して爲す漁業
 - 二種 一漁船三人以上乗組み延網其他釣鉤具を使用して爲す漁業
 - 三種 一種二種に該當せざる漁業

二 漁業の免許及取消

免許漁業は朝鮮總督に願出免許を受けるを要し許可漁業中其一種乃至五種の漁業は特に總督の許可を要し其他の許可漁業は地方長官の許可に依る而して届出漁業は府尹又は郡守に届出づるものとす

其免許漁業に對しては免許狀を、許可漁業には許可狀を、届出漁業には鑑札を交付す

其免許漁業は左の場合に於て免許を停止し制限し又は取消さるゝものとす

- (イ) 国防其他軍事上又は公益上必要なるとき
- (ロ) 所定の期間内に税金を納めざる時
- (ハ) 規定の條件又は制限に違反し若しくは漁業に關し發する命令に違反せしとき
- (ニ) 錯誤に由り免許を與へたる時
- (ホ) 免許後一ケ年内に着手せざるか又着手後一ケ年以上休業する時(特に許可を受けたるものは此限にあらす)
- (ヘ) 漁村經營の爲め水面専用の免許を受け之を經營せざるか又は水面専用の必要止みたる時

三 漁業權の保護及處分

免許漁業に對して總督は特に其保護區域を設け該區域内に於て漁業の妨害たるべき行為を制限す但し從來の慣行に依り入漁する者に對しては保護區域内は勿論漁場内と雖とも之を拒むことを得ず

其免許漁業は一の權利とし其存續期間を十年以内と定め相續、讓渡、共有、抵當、貸付の目的となすことを得但相續の外は許可を受けるを要す

許可漁業及届出漁業は一の漁業とし其免許並に鑑札の有効期限は五ヶ年以内とし（三種許可漁業は一ヶ年限り）譲渡又は貸付を許さず

四 漁業組合及水産組合

一定の地域内に住居する漁業者は漁業権を得又は之を貸付け其共同の施設を爲さんか爲め總督の許可を受け漁業組合を設けることを得又漁業者若くは水産物製造者、販賣業者は水産業の改良發達、水産動植物の養殖保護其他水産上共同利益の爲め水産組合を設けることを得 漁業組合及水産組合は法人となす

五 制裁

免許を受けずして免許漁業を爲し又は其制限條件に違背したる者は千圓、許可漁業中捕鯨業者及「トロール」漁業の許可を得ず若くは制限條件に違背したる者は三千圓以下の罰金に處せられ採取物は没收し他の許可漁業、届出漁業の手續を履ますして漁業を爲したるものは百圓乃至二百以下の罰金に處せらる 又漁網の種類、水産動植物の漁期、漁獲の區域制限等取締規則違犯の場合に於ても種々の制裁を設けたり

備考 本令の施行期日は別に定めらるることとなり其決定迄に漁業税法の制定を見るべき者なり

第九 鑛業法 三十九年舊條 國法律三號 砂鑛採取法 三十九年舊條 國法律四號 (摘要)

一 鑛物及砂鑛の種類

鑛業は鑛物の採取及其附屬事業を云ひ鑛物の種類は別に命令にて定まる、採掘せざる鑛物、廢鑛及鑛滓は國有なり 砂鑛は砂金、砂錫、及砂鐵を云ふ

二 採掘(採取)の免許及取消

鑛業を爲さんとする者及砂鑛を採取せんとする者は願書に鑛物の種類、鑛區圖を添へ總督の許可を受くるものとす但鑛物は其存在を證明するを要す 公益上其他の事由に依り必要なるときは總督は之を許可せず若し同一地に就き競願あるときは願書到達の日の先さなる者に許可し到達日同一なれば總督の認定に由る 詐偽又は錯誤に由り許可せしとき、正當の理由なくして一ヶ年以上休業し又は許可の日より一ヶ年内に事業に着手せざるとき、鑛業か公益を害するときは、税金を納付せざるとき及指定期

附錄 第九 鑛業法、砂鑛採取法

限に罰金を納めるとき、何れも其許可を取消す

三 鑛區及採取區の制限

鑛區面積は石炭は五萬坪以上其他の鑛物は五千坪以上とし何れも百萬坪を超ゆることを得ず
(已むを得ざる事由ありときは超過を許す)

皇城、離宮の周圍三百間以内皇陵園墓の火葬以内は鑛區又は採取區とすることを得ず、陸海軍の城堡、要港、火藥庫及官廳の周圍三百間内は其許可なくして鑛區とし又は使用することを得ず

鐵道、軌道、道路、運河、湖河、沼池、堤塘、社寺境内地、公園地、墳墓及び建物の周圍五十間(地裏地)内の場所は官廳又は所有者關係人の承諾無くして鑛物砂鑛を採取し又は鑛業に使用するを得ず但故無く拒みたるときは判定を請求することを得

四 鑛業上の權利

鑛業上の爲め認可を得他人の土地に立入り測定又は調査を爲し及必要の場合には借地料を拂ふか損害を補償して他人の土地を使用することを得

鑛業權(砂鑛採取權)は相続、讓渡、抵當となすことを得但登録を受けざれば效力を生ぜず

五 鑛業税及採取税

税種	税額	納期	納税者
鑛業税(鑛産税)	鑛産物價格千坪 百分の一	翌前年分を毎年三月	鑛業權者
採取許可區底砂鑛採取税	採取許可區底砂鑛採取税千坪毎 一ヶ年一圓	翌前年分を毎年十二月	砂金採取權者

備考 砂鑛は砂金以外は課税せず

六 制裁

免許を受けずして鑛物を採取したるもの又は詐偽に依り鑛業權採取權を得たる者は鑛業者に在りては五十圓以上千圓以下の罰金砂鑛採取業者に在りては五十圓以上五百圓以下の罰金に處し各其鑛物を沒收せらる

第十 森 林 令 四十四年六月制令六號(摘要)

附 同施行規則 府令四十七號

一 保安林其他の施設

附 錄 第十 森林令

國土保安、危害防止、水源涵養、航海の目標、公衆衛生、魚附又は風致の爲め必要あるときは朝鮮總督は總ての森林を保安林に編入す但公益上必要と認むるとき又は保安林として存置の要なきときは之を解除す

總督は林政上必要と認むるときは森林の所有者占有者に營林方法を指定し又は造林を命す

二 國有林野の讓渡

國有林野として存置の必要ある林野と雖も公用又は公益事業の爲めにする場合又は移民團體の用に供する爲め必要ある場合は賣却交換及讓與を受くることを得其國有林野として存置の必要なき林野は植樹の爲め一般に讓與を受くるものとす但讓與を受くるも若し其讓與の條件に違犯せしときは返還を命せらる

造林の爲め貸付を受けたる者其事業を成功し若くは地元住民か入會林に造林を命られて之を完成せしときは何れも土地の讓與を受くることを得

三 國有林野の貸附及主産物處分

造林の爲め山林の貸付を受けたる場合に於て其山林の天然稚樹の成木したるものは借受人の所有とす

借受人は許可を受け其權利を轉貸し又は讓渡し擔保に供することを得、借受人か其貸付料を納付せざるか、所定の殖林を爲す見込なきか、錯誤に由り貸付を受けたるか、又は公益上必要を生したるときは其借受林野の返還を命せらる

公用及公益事業の爲め必要あるとき、罹災者に建築又は修繕の材料若くは燃料供給の必要あるときは山林の主産物を讓與するは勿論産物利用上特別の理由あるときは十ヶ年以内の年間に依り分割賣渡を爲すことを得

四 國有林野の入會

一定の區域を限り永年部落用又は自家用に供すへき産物の採取若くは放牧の用に供する等國有林野に入會の慣行ある地元住民は慣行に従ひ其林野の副産物を採取し又は放牧を爲すことを得

總督は地元住民に國有林野の保護を命し報酬として其産物の一部を讓與することを得
山林の保護を命せられたる地元住民は連帶して山林の火災豫防、加害行爲の豫防、稚樹の保育等總て山林保護上必要の事項を爲す義務を負ふ

五 取締及制裁

警察官の許可無くして林野又は之に接近する土地に火入を爲すことを得ず

他人の山林に放火したる者及自己の山林に放火したる者、山林に於て産物を竊取したる者及此等の未遂犯に就き懲役又は罰金の制裁を受け尚ほ林野に關する命令、制限に違犯せし者に對しても夫々處罰を設く

備考

本令施行期日は別に命令を以て定めらる

部分林規則は本令と共に廢止せらる

第十一 國有未墾地利用法 四十一年七月(摘要)
舊國法律

一 未墾地の種類

民有にあらざる原野、荒蕪地、草生地、沼澤地及干潟を云ふ

二 貸付及拂下

未墾地の貸付區域は一出願に付特別の事情なき限り百町歩以内とし其貸付期限は十ヶ年を超ゆるを得ず(三町歩以内の未墾地は漸次に貸付利用を爲し來りしも今同の改正に由り悉く總督の許可を乞ふることとなる)

貸付料は一町歩に付一ヶ年金五十錢とす

貸付を受けんとする者は其土地實測圖、事業計畫及收支計算書を添へ總督へ出願すへし

公益事業の爲め貸付を受けたる者又は農民若くは漁民の住居の爲め貸付を受けたる者豫定の事業を成功せしときは其土地を之に附與す

開墾、牧畜、又は殖林の貸付を受けたる者豫定の事業を成功せしときは其土地を附與することあり特に拂下の必要あるときは此限りにあらず又豫定の事業を成功せずと雖も土地整理上差支なきときは其成功の部分に對し土地を附與し又は拂下けらるることあり

詐偽又は錯誤にて貸付を受けたるとき、貸下の日より一ヶ年内に事業に着手せざるとき、許可の條件に違背し若くは指定期間内に貸付料を納めざるときは許可を取消さる

三 貸付を受けたるもの其權利を賣買讓與又は擔保に供せんとするときは雙方連署の上總督に出願するものとす

四 拂下けを受け又は附與されたる土地の税金は其翌年より五ヶ年間は其道に於ける最下級の土地の負擔の三分の一とす

五 本法に由らずして國有未墾地を利用したるものは五圓以上二百圓以下の罰金に處せらる

第十二 土地建物證明規則 三十九年舊令
國勅令六五號(摘要)

一 土地建物を賣買、贈與、交換又は典當(質入)となしたるときは其契約書に統首又は洞長の認
證を経たる後郡守又は府尹の證明を受くるを要す此證明は完全の證據となり正本に由り直ちに
執行力を有す

郡守及府尹は土地建物證明臺帳を備へ直ちに要領を記載す此帳簿は何時にても手数料を納め
て閲覽することを得

證明簿の全部又は一部を滅失せしときは所有者又は典當權者は更らに郡守府尹の證明を受け
されば證明の效力を失ふ

二 統首、洞長、郡守、府尹が故意又は過失に由り權利を有せざる者の請求に基き認證若くは證
明を爲したるとき又故無く認證又は證明を拒み之を怠りたるとき又は土地建物證明臺帳に不實
の記載を爲したるとき及臺帳の閲覽を拒みたるときは之に因り損害を受けたる者に對し賠償の
責に任す

三 當事者の一方が外國人(日本人を含む)にして本則に由り證明を受けたる場合には日本理事官
の査證を受けされば證明の效力を生ぜず雙方が外國人なるときは日本理事官に申請するものと
す(本項は現今は必要
なき條文に屬せり)

第十三 地方費法四十二年四月廿四日
勅令法律一二號(摘要)

- 一 漢城府及各道に公共事業の爲め地方費を設け地方費に屬する財産並に其収入地方費支辨の事
業に屬する收入及賦課金を以て之に充つ
- 二 地方費支辨の費目は(一)應舎の建築修繕(二)土木に關する費用(三)衛生、病院、救恤、及慈
善に關する費用(四)勸業に關する費用(五)教育及學藝に關する費用等にして右の費目中地方費
の支辨とするものと國費の支辨とするものとは内部、度支部兩大臣の協議決定に由る
- 三 賦課金の課目及課率

總て内部、度支部大臣の認可を受け漢城府尹及觀察便に於て府令又は道令を以て定むる規定
にして地方に依り一樣ならず現在行はるゝものを左に表記す

道	府	地稅附加稅	市	場	稅	屠	場	稅	土地家屋所 有權所得稅	抵當權取得稅
漢	城	本稅 百分ノ五	一 等月稅百七十五	一 等月稅百七十五	一 等月稅百七十五	一 等月稅百七十五	一 等月稅百七十五	一 等月稅百七十五	賣買價格千分 の四	債權額の千分 の二
京	畿		二 等月稅百二十五	二 等月稅百二十五	二 等月稅百二十五	二 等月稅百二十五	二 等月稅百二十五	二 等月稅百二十五		
			三 等月稅七十五	三 等月稅七十五	三 等月稅七十五	三 等月稅七十五	三 等月稅七十五	三 等月稅七十五		
			四 等月稅四十五	四 等月稅四十五	四 等月稅四十五	四 等月稅四十五	四 等月稅四十五	四 等月稅四十五		
			五 等月稅十五	五 等月稅十五	五 等月稅十五	五 等月稅十五	五 等月稅十五	五 等月稅十五		
			放賣價格百分の一	放賣價格百分の一	放賣價格百分の一	放賣價格百分の一	放賣價格百分の一	放賣價格百分の一		
			猪牛 頭頭	猪牛 頭頭	猪牛 頭頭	猪牛 頭頭	猪牛 頭頭	猪牛 頭頭		
			二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓		
			羊豚 頭頭	羊豚 頭頭	羊豚 頭頭	羊豚 頭頭	羊豚 頭頭	羊豚 頭頭		
			二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓	二十錢圓		

忠清南道	忠清北道	全羅南道	全羅北道	慶尙南道	慶尙北道	黃海道	江原道	平安南道	平安北道	咸鏡南道	咸鏡北道
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
牛一頭 一圓五十錢	牛一頭 一圓五十錢	牛一頭 一圓	牛一頭 一圓廿五錢	牛一頭 一圓	牛一頭 一圓五十錢	牛一頭 一圓	牛一頭 一圓	牛一頭 一圓	牛一頭 一圓	牛一頭 一圓	牛一頭 一圓五十錢

備考 漢城府は屠場税を屠畜税と稱す

第十四 面(村)をして徴收せしむる國稅

地稅、戶稅、家屋稅、酒稅、煙草稅、鹽稅、人蔘稅等なり人蔘稅以外の雜稅、釐稅は財務署(目下郡衙)に於て直接徴收す

第十五 收入印紙を以て納付すべき租稅手数料

典當舖稅、漁業稅及漁業法に依る手数料、酒造稅法及煙草稅法に依る準牌料、土地家屋證明手数料、船票手数料、痘苗賣下代、鑛業法に依る手数料、稅關手数料、官設屠獸手数料等なり

第十六 度量衡法四十二年九月舊施行狀態 韓國法律二六號

朝鮮從來の度量衡は最も不完全にして各地方區々に亘り例せば石を斗るに十五斗を以て一石とするものと二十斗を以て一石とするものと又斗の容量も我四升七八合に相當するものと五升以上に達するものとあり尺度は木綿尺と絹物尺と長短を異にし其一尺は或は我一尺三寸五六分に相當するものと之れ以上のものと以下なるものとあり衡器に至つても一定したるもの無き狀態なりしを以て之を改良し現行の度量衡は何れも我國と一致せしものにして目下順次其施行區域を定め頻りに普及を計りつゝあるも尙ほ地方に於ける鮮人賣買の多數は舊器に依るの有様なり

附錄 第十四 面(村)をして徴收せしむる國稅 第十五 收入印紙を以て納付 二三
すべき租稅手数料 第十六 度量衡法施行狀態

第十七 其外朝鮮に施行さるゝ重なる法令目録

- 一 四十四年法律三〇號朝鮮に施行すへき法令は朝鮮總督の命令を以て規定する件
- 二 四十四年勅令三三三號朝鮮より移入する貨物の移入税に関する件
- 三 同 勅令三三三號内地臺灣樺太と朝鮮間に入出する船舶及物件の檢疫及取締に関する件
- 四 (内地) 特許法
- 五 (同) 意匠法
- 六 (同) 實用新案法
- 七 (同) 商標法
- 八 (同) 著作権法
- 九 (同) 會計法
- 十 (同) 郵便法
- 十一 (同) 郵便爲替法
- 十二 (同) 郵便貯金法

十三 (同) 電信法

十四 四十四年勅令一號 朝鮮總督府設置の際效力を失すべき帝國法令及韓國法令は當分效力を有する件

十五 四十四年勅令三號朝鮮に関する關稅及移出入税に関する件

十六 四十四年法律六三號東洋拓殖株式會社法

十七 四十四年勅令二三號會社令

十八 同 勅令二〇號犯罪即決例

十九 同 勅令一一號民事争訟調停に関する件

二十 四十四年勅令二四號電氣事業取締規則

二十一 同 法律一八號朝鮮事業公債法(本法は朝鮮のみに施行せらるゝものにあらずとも直接の關係あるものに付併記す)

二十二 四十四年勅令三號土地收用令

二十三 同 勅令五一號道路規則

二十四 同 勅令四六號狩獵規則

二十五 四十四年勅令三三號速達郵便規則

附錄 第十七 以上の外朝鮮に施行さるゝ重なる法令目録